

# 真宗興正派法規總覽



## 目 次

真宗興正派宗規	.....
宗教法人「真宗興正派」規則	.....
宗教法人「興正寺」規則	.....
	.....
<b>条 例</b>	
本山興正寺靈山本廟条例	1
法灯伝承条例	1
宗会条例	1
選挙管理委員会条例	1
教区条例	1
別院条例	1
宗務所条例	1
審判院条例	1
懲戒に関する条例	1
寺院教会条例	1
僧侶条例	1

81	71	65	57	51	43	39	27	11	7	1
----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---

教師条例	87
学階条例	91
円頓寮条例	95
服装条例	97
法要および儀式の運営に関する条例	99
研究所条例	109
安居条例	115
研修条例	117
興隆正法運動推進条例	119
布教条例	121
会計事務取扱条例	123
給与条例	125
会計検査条例	129
賦課条例	137
冥加金条例	141
表彰条例	145
華園学院条例	149
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および 御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業事務局設置条例	153
宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および 御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計条例	157
158	1

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および 御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計に係わる特別賦課金に関する条例	158	—	3
興正派基金条例			
法規改正検討委員会条例	163	161	
<b>章 程</b>			

住職任命申請に関する章程			
得度許可および教師補任申請に関する章程			
法要席次に関する章程			
宗報編集に関する章程			
式務員研修会章程			
研修の指定とその修業単位に関する章程			
情報通信技術（ＩＴ）部会に関する章程			
学階詮衡に関する章程			
<b>付 錄</b>			

宗教法人法	39	7	
墓地、埋葬等に関する法律			



真宗興正派宗規



# 真宗興正派宗規

改正第一回 昭和四十七年七月 一日 達示第三号  
第二回 昭和五十一年七月 一日 宗達第一号  
第三回 昭和六十三年七月 一日 宗達第一号  
第四回 平成二十五年十月二十九日 一日 宗達第一号

## 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 門主及び嗣法（第十条—第十七条）
- 第三章 法灯伝承委員会（第十八条—第二十一条）
- 第四章 所属団体（第二十二条—第三十条）
- 第五章 僧侶（第三十一条—第三十六条）
- 第六章 業務及び事業（第三十七条、第三十八条）
- 第七章 内局・教区及び組
- 第一節 内局（第三十九条—第五十条）
- 第二節 教区及び組（第五十一条、第五十二条）
- 第八章 宗会（第五十三条—第六十二条）

- 第九章 審判院（第六十二条—第六十六条）
- 第十章 その他の機関
- 第一節 円頓寮（第六十七条）
- 第二節 会計検査委員会（第六十八条）
- 第三節 選挙管理委員会（第六十九条）
- 第四節 その他の宗務機関（第七十条）
- 第十一章 財務
- 第一節 財産管理（第七十一条—第七十三条）
- 第二節 会計及び経費（第七十四条—第七十八条）
- 第三節 予算及び決算（第七十九条—第八十四条）
- 第四節 歳計剩余金（第八十五条）
- 第五節 褒賞及び懲戒（第八十六条、第八十七条）
- 第六節 補則（第八十八条—第九十三条）
- 附則
- 前文
- 親鸞聖人を宗祖と仰ぐ真宗興正派は、順徳天皇から興隆正法寺の勅傍を賜り、寺基を山城国山科郷に建立されたことに始まる。それより歴代門主を中心にして浄土真宗の教義弘通の為、先達の努力により連綿と相続されてきた。

この伝統をふまえこの宗派が包括する寺院・教会・その他関連の宗教団体に対し、宗教活動の育成を推進しているものである。

この旨を全うするために制定したのがこの宗規であり、これをもつて宗派における最高法規とする。

## 第一章 総 則

(名称)

**第一条** この宗派を真宗興正派（以下「宗派」という。）

(事務所の所在地並びにその名称)

**第二条** この宗派は事務所を、京都府京都市下京区醒ヶ井通七条上る華園町七十番地に置き、これを「真宗興正派宗務所」（以下「宗務所」という。）という。

(目的)

**第三条** この宗派に属する団体及び個人は、門主を象徴として、その意を体し和協一致して、宗派の護持発展に努め、興隆正法、万機普益の実をあげることを目的とする。

(宗派の代表者)

**第四条** この宗派は、宗務総長（以下「総長」という。）がこれを代表する。

(宗教法人格)

**第五条** この宗派は、宗教法人法による宗教法人とする。

- 2 この法人には、四人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。
- 3 代表役員は、総長をもつてあてる。
- 4 責任役員は、参務をもつてあてる。
- 5 参務が欠員の場合は、教師のうちから総長が選定し、宗会の同意を得なければならない。

(法規)

**第六条** この宗派における法規は、次の通りとする。

- 一 真宗興正派宗規（以下「宗規」という。）
- 二 宗教法人「真宗興正派」規則（以下「規則」という。）

### 三 条例

- 2 宗規は、宗派における法規とする。
- 3 規則は、法人に関する法規とする。
- 4 条例は、宗規を補うための法規とする。

(教義の大要)

**第七条** この宗派の教義の大要は、顯淨土真実教行証文類の教示にもとづき、阿弥陀仏の名号を聞信する一念に、必ず仏になる身となり、念佛を相続し、報

恩行に精進するものである。

(所依の聖教)

**第八条** この宗派の所依の聖教は、次の通りとする。

一 净土三部經

仏說無量壽經

仏說觀無量壽經

仏說阿彌陀經

二 七祖撰述

十住毘婆娑論

十二札

淨土論

往生論註

讚阿彌陀仏偈

安樂集

觀經四帖疏

法事讚

觀念法門

往生札讚

般舟讚

往生要集

選択本願念佛集

三 宗祖撰述

真宗興正派宗規

顯淨土真実教行証文類

淨土文類聚鈔

淨土三經往生文類

愚禿鈔

入出二門偈

淨土和讃

高僧和讃

正像末和讃

皇太子聖德奉讚

尊号真像銘文

一念多念証文（文意）

唯信鈔文意

御消息

その他の撰述

(宗風)

**第九条** この教團に属する人々は、親鸞聖人の教えを  
いただき、深く因果の道理をわきまえ、迷信にとら  
われず、正しく生きぬき、人類の幸せと平和に寄与  
するように努める。

## 第二章 門主及び嗣法

属する事項

(門主の退任)

**第十三条** 門主は、自己の意志によつて退任することができる。

(門主代務者を置くべき事由)

**第十四条** 門主が次の各号のいずれかに該当するときは、法灯伝承条例の規定によつて門主代務者を置く。

- 1 門主は、世襲であつて、法灯伝承委員会の定めるところにより就任する。
- 2 門主は、興正寺（以下「本山」という。）及び別院の住職となる。

(門主の職務)

**第十二条** 門主は、内局の具申と承認によつて、次の事項を行い、その責は、常に内局が負うものとする。

- 一 宗意安心の正否の裁断
- 二 教義弘通の為の消息發布
- 三 総長の任命及び参務の認証
- 四 親教
- 五 法要及び儀式の執行
- 六 得度許可の認証並びに度牒の授与
- 七 本尊、名号及び影像の授与
- 八 染筆、法名及び法物その他の授与
- 九 前各号のほか、宗派の法規の規定による門主に

二 未成年であるとき

三 未

病氣、旅行その他の事由によつて、相当の期間その職務を行うことができないとき

- 2 門主代務者は、この宗派の僧侶でなければならぬ。

(門主代務者の職務権限)

**第十五条** 門主代務者は、門主に代つてその職務を行ふ。

(門主代務者の退任)

**第十六条** 門主代務者は、その置くべき事由が止んだときは、ただちにその職を退くものとする。

(嗣法)

**第十七条** 嗣法は、門主の後継者であつて、法灯伝承委員会によつて選定する。

2 嗣法は、必要に応じ、門主が行う職務を補佐する。

### 第三章 法灯伝承委員会

(法灯伝承委員会の設置)

**第十八条** 宗派には、法灯伝承委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

**第十九条** 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 門主又は門主代務者
- 二 門主であつた者
- 三 門主の配偶者及び門主であつた者の配偶者
- 四 総長
- 五 参務
- 六 宗會議長
- 七 宗会副議長
- 八 審判委員長

(委員会の職務)

**第二十条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を職務とする。

一 門主を伝承する者の選定

二 門主の辞任の確認

三 門主代務に關すること

四 その他、法灯伝承に關すること

(招集及び会議)

**第二十一条** 委員会の招集は、総長が行う。

2 委員会は、委員の三分の二以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。

4 委員会を組織する者の一身上に關する事項については、関与する者は評決に加わることはできない。

5 会議には議長を置き、会議ごとに出席者の互選によって定める。

6 その他必要事項は、条例で定める。

### 第四章 所属団体

(定義)

**第二十二条** 寺院とは、方便法身の阿弥陀如来を本尊として安置し、宗教団体として活動するために必要な礼拝施設を備え、住職及び門徒を有し、この宗派と包括関係を設定し、宗務所備付の寺院台帳に登録する。

されたものという。

(寺院の区分)

**第二十三条** 寺院を分つて、本山、別院、一般寺院及び教会とする。

(本山)

**第二十四条** 本山は、京都府京都市下京区醒ヶ井通七条上る華園町七十番地「興正寺」とする。

2 本山は、この宗派の崇敬の中心、弘教の根本道場であつて、この宗派の業務はこれを中核として行う。

3 本山は、この宗派が永世護持にあたるものとする。

4 本廟は宗祖、歴代門主及び門徒の墳墓の聖地であり、宗派が尊崇護持にあたるものとする。

(別院)

**第二十五条** 別院は、本山が地域へ弘教のための拠点寺院であつて、本山を本寺とする。

2 別院には輪番を置き、住職を補佐する。

3 輪番は、別院規則により選定し、総長の承認によつて、住職が任命する。

(一般寺院及び教会)

**第二十六条** 一般寺院とは、本山及び別院以外の寺院をいう。

2 教会は、一般寺院に準ずるものという。

(代表役員)

**第二十七条** 本山の代表役員は、総長があたる。  
2 別院の代表役員は、輪番があたる。ただし、本山が必要と判断した別院に関しては、本山の代表役員があたる。

3 一般寺院の代表役員は、当該寺院の住職があたる。  
4 教会の代表役員は、当該教会の担任教師があたる。  
5 代表役員及び責任役員の任免及び代務者等に関する規定は宗派規則による。

(住職及び担任教師、坊守及び寺族)

**第二十八条** 一般寺院の住職及び教会の担任教師は、当該寺院及び教会の規則の規定によつて宗派の教師のうちから選定し、総長が任命する。

2 当該寺院及び教会より申請され、宗務所備付の坊守名簿に登録されたものを坊守といふ。

3 住職又はその代務者及び前、元住職の親族で、その寺院の寺族名簿に登録されたものを寺族といふ。

(門徒)

**第二十九条** この宗派の教義を信奉し、寺院に所属し、その護持にあたる者を門徒といふ。  
(その他の団体)

**第三十条** この宗派は、寺院及び教会の外、宗派の設

立の目的を達成するための団体を設立し、又は宗派の業務に協力する団体を所属させることができる。

## 第五章 僧侶

(定義)

**第三十一条** 僧侶とは、寺院または教会に所属し、この宗派の教義を信奉し、宗風を守り、得度の許可及びその認証を経て、宗務所備付の僧侶台帳に登録されたものをいう。

(僧侶の責務)

**第三十二条** 僧侶は、自行化他に専念し、宗派の法規を遵守し、宗派、本山及び所属の寺院の護持発展に努めなければならない。

(堂班)

**第三十三条** 勸式の場合における一般寺院の僧侶の席次を堂班といいう。

- 2 堂班によつて、僧侶の賦課を決定する。
- 3 堂班は、条例によつて定める。

(僧班)

**第三十四条** 僧侶に、業績その他に応じて授与するものを僧班といいい、次の通りとする。

一大僧正

真宗興正派宗規

二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二	権大僧正 中僧正 権中僧正 少僧正 権少僧正 大僧都 権大僧都 中僧都 権中僧都 少僧都
---	---

(教師)

**第三十五条** 年齢二十歳以上の僧侶で、教師資格の審査に合格し、補任されたものを教師といいう。

(学階)

**第三十六条** 教師のうち、学識に応じて授与するものを学階といい、次の通りとする。

一 二 三 四 五	勸学 司教 輔教 助教 得業
-----------------------	----------------------------

## 第六章 業務及び事業

(業務)

**第三十七条** この宗派は、その教義を弘通するため、法要、儀式及び布教その他の行事を行う。

2 この宗派は、教学を振興し、広く人材を養成するため、教育、研究及び研修機関を設ける。

(事業)

**第三十八条** この宗派は、宗風に基づき、公益事業、その他護持發展に資するための事業を行うことがで

### 第七章 内局・教区及び組

#### 第一節 内局

(宗務執行機関)

**第三十九条** 宗務を執行する権限は、別に定める事項を除き、内局に属する。

(組織)

**第四十条** 内局は、総長及び三人の参務で組織する。

(責任)

**第四十一条** 内局は、合議制とし、宗務の執行について

て、宗会に対し責任を負う。

(内局会議)

**第四十二条** 次の事項は、内局会議を経なければならぬ。

一 法規の制定並びにその改廃に関する事項

二 宗会の招集、解散並びに宗會議員の選挙に関する事項

三 宗務員、その他の人事に関する事項

四 法要、儀式その他の行事に関する重要な事項

五 式務に関する重要な事項

六 教学に関する重要な事項

七 財務に関する重要な事項

八 外部との交渉協約等に関する事項

九 宗会に提出する議案

十 宗会から送致された請願に関する事項

十一 章程の制定並びにその改廃に関する事項

(総長及び参務の就任)

**第四十三条** 総長は、教師のうちから、宗会が選定し議決した者を、門主が任命する。

2 参務は、教師のうちから総長が選定し、宗会の同意を得て門主が認証する。

(総長の職務)

- 第四十四条** 総長は、内局を代表し、その事務を総理し、次の事項を行う。
- 一 法規の制定並びにその改廃の發布
  - 二 法規を実施するための宗達及び達示
  - 三 得度及び堂班の許可
  - 四 教師、住職及びその代務者、担任教師及びその代務者、総代及びその代務者、宗務員、教務所長、組長の補任または任命
  - 五 前号のほか、条例で定められた機関の役職員の任命若しくは委嘱
  - 六 学階、僧班及び褒賞の授与
  - 七 宗会議員の選挙の発令
  - 八 宗会の招集及び解散
  - 九 渉外
  - 十 前各号のほか、法規によつて総長の職務権限に属するものとして定められたもの
- 2 総長は、宗務を参務に分掌させる。  
(参務の職務)
- 第四十五条** 参務は、次の部門をそれぞれ分掌する。
- 一 総務部
  - 二 教務部

真宗興正派宗規

三 財務部

- 第四十六条** 総長又は参務が次の各号のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならぬ。
- 1 参務は、それぞれの分掌事務について、総長に対し責任を負う。
  - 2 各部門の所管事項の詳細は、条例で定める。
  - 3 参務は、それぞれの分掌事務について、総長に対し責任を負う。

(総長、参務の代務者)

- 2 病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行つことができないとき
- 2 総長の代務者は、前項第一号に該当するときは、参務の互選によつて就任し、第二号に該当するときは、参務のうちから総長が選任する。
- 3 参務の代務者は、教師のうちから、総長が選任する。
- 4 代務者は、総長又は参務に代つてその職務を行い、その置くべき事由が止んだときは、職を退くものとする。
- (内局の総辞職)
- 第四十七条** 内局は、次の各号のいずれかに該当する

ときは、総辞職しなければならない。

一 宗会議員の任期満了による総選挙後初めて宗会の招集があつたとき

二 宗会の解散による総選挙後に初めて宗会の招集があつた場合において、総長は必ず信任を問い合わせが、それが否決されたとき

三 宗会が不信任の議決をした場合において、その議決があつた日から二日以内に、総長が宗会の解散を命じないと

(総長辞任後の職務)  
第四十八条 総長は、辞任後でも、後任者又は総長の代務者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(参務の辞任)

第四十九条 参務は、総長の辞任又は死亡により、そ

の後任者が選定されたときは、辞任しなければならない。

(総長、参務の解任)

第五十条 総長及び参務が次の各号のいずれかに該するときは、宗会において定数の三分の二以上の議決及び責任役員会全員の議決により、当該役員を解任することができる。

## 第二節 教区及び組

(教区)

第五十一条 宗務運営の円滑を図るために、地方を区分して、教区を設け、その地域内の寺院、教会、団体及び僧侶を分属させる。

2 教区の区分は条例によつて定める。

3 教区には教務所を設け、教務所長及び教区会を置く。

(組)

第五十二条 教区は、その地域内を区分し、組を設け、その組内における寺院、教会、団体及び僧侶を分属させる。但し、特に組を設けることの困難な地区は、教務所の直属とすることができる。

2 組には、組長を置く。

一 病気その他の事由により、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合  
二 職務上の義務に明らかに違反した場合  
三 総長及び参務たるにふさわしくない行為があつた場合

## 第八章 宗 会

(議決機関)

**第五十三条** この宗派の立法、その他の重要な宗務に  
関する議決機関として宗会を置く。

(構成)

**第五十四条** 宗会は、宗派の教師のうちから選出され  
た宗会議員（以下「議員」という。）で組織する。  
2 宗会の運営、議員の定数、選挙人、被選挙人の資  
格、選挙区、選出方法及び経費に関する事項は、条  
例で定める。

(議員の任期)

**第五十五条** 議員は、各選挙区で選挙し、その任期は  
四年とする。但し、宗会開会中は、任期満了後でも  
閉会まで在任し、宗会が解散されたときは、任期満  
了前に終了する。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とす  
る。

(招集)

**第五十六条** 宗会は、毎年二回招集する。但し、必要  
に応じて臨時に招集することができる。  
2 宗会の招集は、総長が行う。

真宗興正派宗規

3 宗会の会期は、三日以内とする。但し、必要があ  
るとときは会期を延長することができる。

(職務)

**第五十七条** 宗会は、次の各号の職務をおこなう。

一 宗規並びに規則の制定及びその改廃について議  
決すること

二 条例の制定及びその改廃について議決すること

三 宗務の重要方針について議決すること

四 予算について議決すること

五 決算（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）  
について承認すること

六 総長を選出し議決すること

七 借入その他宗派の負担となる契約について議決  
すること

八 請願について審議すること

九 本山について審議すること

十 審判委員及びその予備委員の選定に関するこ  
と

十一 会計検査委員及びその予備委員の選定に関するこ  
と

十二 選挙管理委員及びその予備委員の選定に関するこ  
と

十三 前各号のほか、宗規、規則及び条例によつて  
規定する事項

宗会の権限に属する事項

- 2 会議には議事録を作成しておくものとする。

#### (議長及び副議長)

- 2 宗会に議長及び副議長各々一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、議員の互選によつて就任し、その任期は議員の任期による。

- 3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、宗会を代表する。

- 4 議長に事故があるときは、副議長が代行する。

(議決数)

- 第五十九条 宗会は、議員の定数の半数以上の出席を得て議事を開き、出席議員の過半数で議事を決する。可否が同数であるときは議長の決するところによる。  
(会議の公開及び非公開)

- 第六十条 宗会の会議は、公開とする。但し、議長または議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(除名)

- 第六十一条 議員が第四十七条各号のいずれかに該当するときは、宗会において定数の三分の二以上の議決により、除名することができる。この場合におい

(設置)

- 第六十二条 この宗派の秩序を保持し、宗規の運用の適正を期するため、審判院を置く。

(所管事項)

- 第六十三条 審判院は、次の事項をおこなう。

一 懲戒及びその減免を審議し、決定する

二 係争の審判を審議し、決定する

三 選挙に疑義が起きた場合の効力の判定をおこなう

四 宗務の運営についての訴願の審判をおこなう

2 審判院は、前項の外、紛争の調停をおこなう。

(組織)

- 第六十四条 審判院は、審判委員三人をもつて組織する。

2 審判院は、必要に応じて調停委員若干人を置く。

(審判委員)

- 第六十五条 審判委員は、教師のうちから宗会の選定によって総長が任命し、その任期は、三年とする。

## 第九章 審 判 院

て、同条三号中「総長及び参務」とあるのは「宗会議員」と読み替えるものとする。

(審判委員長)

## 第六十六条 審判院に審判委員長を置く。

- 2 審判委員長は、審判委員の互選によつて選ばれた者について、総長が任命する。

## 第十章 その他の機関

### 第一節 円頓寮

(円頓寮)

#### 第六十七条 宗意安心に關する重要事項を審議するため円頓寮を置く。

- 2 円頓寮は、五人以内の寮員で組織する。寮員は輔教以上の学階を有する者のうちから、総長が任命し、その任期は五年とする。

(選舉管理委員会)

#### 第六十九条 宗会議員の選挙に關する事務を行うため選舉管理委員会を置く。

- 2 選舉管理委員会は、教師のうちから宗会の選定によって総長が任命した選舉管理委員三人をもつて組織し、その任期は三年とする。
- 3 選舉管理委員会に選舉管理委員の互選による選挙管理委員長を置き、総長が任命する。
- 三 その他法規によつて、その権限に属せられた事項

## 第二節 会計検査委員会

(会計検査委員会)

- 第六十八条 宗派並びに宗派と重要な關係があるものの財産の管理、及び經理の運営に關する事項、並びに決算の検査をするため会計検査委員会を置く。

- 2 会計検査委員会は、教師のうちから宗会の選定によつて総長が任命した会計検査委員三人をもつて組織し、その任期は三年とする。

(選舉管理委員会)

第三節 選舉管理委員会

#### 第四節 その他の宗務機関

(宗務機関)

**第七十条** この宗派は、前三節の外、宗務に必要な機関を設けることができる。

#### 第十一章 財務

##### 第一節 貢産管理

(財産の区分)

**第七十一条** この宗派の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 境内地、境内建物その他の財産のうちから基本

財産として設定するもの

二 基本財産として指定された寄附財産

三 基本財産に編入された財産

する。

(基本財産の処分及び変更)

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とする。

**第七十二条** 次に掲げる行為をしようとするときは、

宗会の議決を経なければならない。

- 一 財産の設定、処分及び変更に関する事
- 二 財産を担保に供すること

- 三 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証すること

(財産目録)

**第七十三条** 内局は、財産目録を毎会計年度終了後三月以内に作成し、会計検査委員会の検査を経て責任役員会及び宗会の承認を受けなければならない。

##### 第二節 会計及び経費

(会計年度)

**第七十四条** この宗派の会計年度は、毎年七月一日に始まり、翌年六月三十日に終るものとする。

(歳入歳出)

**第七十五条** この宗派の会計年度における一切の金品の収納を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

(経費)

この宗派の毎会計年度における経費は、その年度の次の収入をもって支弁する。

- 一 賦課金
- 二 昏加金及び手数料

三 懇志金  
四 その他の収入

(会計の区分)

**第七十七条** この宗派の会計を一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特別の目的にあて、又は特別の事業

を行うため、一般会計と区別して経理する必要があ

る場合、責任役員会及び宗会の議決を経て設定する。

(宗費の賦課徴収)

**第七十八条** この宗派は、別院、一般寺院及び教会、

並びにこれらに所属する僧侶に対し、宗費を賦課徴収する。

第三節 予算及び決算

(予算)

**第七十九条** 収入及び支出はすべてこれを予算に編入しなければならない。

(予備費)

**第八十条** 予見し難い予算の不足を補うため、予算中に予備費を設ける。

(予算の成立)

**第八十一条** 予算は、毎会計年度開始一月前までに内

局が作成し、責任役員会及び宗会の議決を経て定める。

(予算の補正)

**第八十二条** 予算成立後に、やむを得ない事由が生じたときは、責任役員会及び宗会の議決を経て、予算の補正をすることができる。

(暫定予算)

**第八十三条** 内局は、必要に応じて一般会計年度の一定期間に係る暫定予算を作成し、これを宗会に提出することができる。

2 暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは失効し、その収入及び支出は、これを当該会計年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

(決算)

**第八十四条** 内局は、毎会計年度終了後三月以内に決算書を作成し、会計検査委員会の検査を経て、責任役員会及び宗会の承認を受けなければならない。

第四節 歳計剰余金

(剰余金等の処分)

**第八十五条** 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役

員会及び宗会の議決を経て、その一部又は全部を基  
本財産に編入することができる。

## 第十二章 褒賞及び懲戒

(褒賞)

**第八十六条** この宗派は、宗派若しくは社会に対する  
功労、又は他の模範となる善行のあつた団体及び個  
人に対して褒賞を授与することができる。

(懲戒)

**第八十七条** この宗派は、宗派の秩序を乱し、又は法  
規に違反し、若しくは非行のあつた僧侶を審判院の  
審判を経て懲戒する。

## 第十三章 補則

(兼務の禁止)

**第八十八条** 次の役職は兼務ができない

- 一 総長及び参務
- 二 宗務員
- 三 教務所長及び組長
- 四 宗会議員
- 五 審判委員
- 六 会計検査委員

七 選挙管理委員

(法規の制定及びその改廃)

**第八十九条** 宗規又は規則を変更しようとするときは、  
宗會議員の定数の三分の二以上の議決を経なければならない。

2 条例を制定、変更又は廃止しようとするときは、  
宗会の議決を経なければならない。

(章程の制定)

**第九十条** 内局は、条例施行に際し、その細則として  
章程を制定することができる。但し、法規に違反す  
ることはできない。

- 2 章程を制定及び改廃するときは、宗会の承認を得  
なければならない。
- 3 章程の施行及び改廃は、これを達示するものとす  
る。

(宗務員)

**第九十一条** この宗派における宗務員とは、次の者を  
いう。

- 一 宗務職員（宗務所の事務員）
- 二 宗会事務室長及び宗会事務室書記
- 三 審判院の主事
- 四 会計検査委員会の書記

五 選挙管理委員会の主事

六 前各号の外、特に条例で宗務員と定めた者

(通達)

**第九十二条** この宗派が派内に発する通達は、次の通りとする。

一 宗達

二 達示

三 告示

2 宗達とは、法規の施行又はその改廃を派内一般に

発布し、これを通達するものをいう。

3 達示とは、法規の規定により、宗務を行うために必要な事項を、内局から通達するものをいう。

4 告示とは、宗務運営に必要な事項を各宗務機関から発するものをいう。

(残余財産の帰属)

**第九十三条** この法人が解散したときは、その残余財産は、本山興正寺に帰属する。

## 附 則

1 この宗規は、達示をした日（昭和四十七年七月一日）から施行する。

2 この宗規施行の日から、昭和二十七年五月九日施

行の「真宗興正派宗規」は廃止する。但し、この宗規施行に際し、必要とされる条文は、この宗規を補うための条例が制定施行されるまで、これを適用する。

## 附 則

この宗規は、宗達をした日（昭和五十一年七月一日）から施行する。

## 附 則

この宗規は、宗達をした日（昭和六十二年七月一日）から施行する。

## 附 則

この宗規は、宗達をした日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

## 附 則

1 この宗規は、宗達をした日（平成二十五年十月二十九日）から施行する。

2 この宗規が「宗教法人真宗興正派規則」と相違する場合は、規則との整合性が保たれるようにしなけ

ればならない。

及び堂班とみなす。

3 この宗規施行により、現に施行している条例のうち、その改廃を必要とするもの及び制定を必要とするもの、機関の変更又は設置を必要とするものについては、この宗規施行後一年以内にこれを行わなければならない。

4 この宗規施行の際、現に施行されている条例及び章程は、この宗規及び規則に抵触するものを除き、すべてこの宗規による条例及び章程とする。

5 この宗規施行に際し、現に宗派の各機関の職にある役職員は、この宗規による各機関の役職員とみなし、その任期については、従前の規定による就任の日から起算する。

6 この宗規施行の際、現に登録されている寺院及び教会、僧侶台帳並びに坊守名簿は、この宗規による寺院及び教会、僧侶台帳並びに坊守名簿とみなす。

7 この宗規施行の際、現に就任している住職及び住職の代務者、担任教師及び担任教師代務者、総代及び総代代務者は、この宗規の規定によつて就任したものとみなす。

8 この宗規施行の際、現に僧侶が有する教師、学階、僧班及び堂班は、この宗規による教師、学階、僧班

宗教法人  
「真宗興正派」  
規則



# 宗教法人「真宗興正派」規則

## 第八節 宗務所（第四十三条）

### 第四章 寺院

#### 第一節 寺院及び教会（第四十四条—第四十五条）

#### 第二節 住職及び輪番（第四十六条—第四十七条）

#### 第三節 寺院の代表役員及び責任役員（第四十八条）

#### 第四節 規則等の承認（第四十九条—第五十一条）

#### 第五節 僧侶、寺族及び門徒

### 第五章 財務

#### 第一節 財産及び会計（第五十六条—第六十一条）

#### 第二節 予算及び決算（第六十二条—第六十六条）

### 第六章 補則（第六十七条—第六十九条）

### 附則

## 第一章 総則

### （名称）

第一条 この宗派は、宗教法人法による宗教法人であつて、「真宗興正派」という。

2 この宗教法人の規則を「真宗興正派規則」（以下「規則」という。）という。

（事務所の所在地）

第二条 この宗派は、事務所を京都府京都市下京区醒

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 門主（第六条—第九条）

第三章 役員及び宗務機関

第一節 代表役員及び責任役員（第十条—第十八条）

第二節 内局及び教区（第十九条—第二十五条）

第三節 宗会（第二十六条—第三十五条）

第四節 審判院（第三十六条—第三十七条）

第五節 会計検査委員会（第三十八条—第三十九条）

第六節 選挙管理委員会（第四十条—第四十一条）

第七節 職務執行の独立性（第四十二条）

ヶ井通七条上る華園町七十番地に置き、これを「真宗興正派宗務所」（以下「宗務所」という。）という。

（本山）

**第三条** この宗派の本山は、「興正寺」（以下「本山」という。）とし、この宗派の崇敬の中心、弘教の根本道場とする。

（目的）

**第四条** この宗派は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、門主を象徴として、興隆正法を達成するため、宗規に基づく宗教団体を包括し、儀式行事を行い、人々を教化育成し、浄土真宗の教義をひろめるための業務を行うことを目的とする。

**第五条** この宗派の公告は、機関誌「宗報」に一回掲載して行う。

## 第二章 門 主

（門主の定義）

**第六条** 門主は、この宗派の象徴であり、宗規に基づき法灯を伝承する者をいう。

（門主の就任）

**第七条** 門主は、宗規の定めるところにより就任する。

（門主の代務者）

**第八条** 門主が、死亡その他の事由によって欠けた場合においてすみやかにその法灯伝承ができないときは、又は相当の期間その職務を行ふことができないときは、代務者を置く。

2 代務者は、宗規の定めるところによる。

（門主の職務）

**第九条** 門主は、内局の具申と承認によつて職務を行う。

2 門主の職務については、内局が責任を負う。

## 第三章 役員及び宗務機関

### 第一節 代表役員及び責任役員

（役員及び員数）

**第十条** この宗派には、四人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

（代表役員）

**第十一条** 代表役員は、宗務総長をもつてあて、門主が任命する。

2 代表役員の任期は宗務総長在任中とする。

(責任役員)

**第十二条** 代表役員以外の責任役員は、参務をもつて  
あて、門主が認証する。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、参務在任中と  
する。

(代表役員の職務権限)

**第十三条** 代表役員は、この宗派を代表し、その事務  
を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

**第十四条** この宗派に、責任役員をもつて組織する責  
任役員会を置き、次の各号に掲げる事務を決定する。

一 予算の編成

二 決算（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）  
の承認

三 歳計剩余金及び予算外収入の処置

四 特別財産及び基本財産の設定及び変更

五 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保  
の提供、その他重要な行為

六 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え  
及び用途変更等

七 境内地の模様替え及び用途変更等

八 借入れ及び保証

九 規則の変更並びに細則の制定及び改廃

十 合併並びに解散及び残余財産の処分

十一 その他この規則に定める事項

十二 この宗派の事務のうち、責任役員が必要と認  
める事項

2 責任役員会は、代表役員が招集する。

3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがあ  
る場合を除くほか、責任役員定数の過半数で決し、  
その議決権は、各々平等とする。

4 この規則中、宗会の議決する事項については、そ  
の議決がなければ、前項の議決をすることができな  
い。

5 会議には議事録を作成しておくものとする。  
(役員の解任)

**第十五条** 代表役員又は責任役員が次の各号のいずれ  
かに該当するときは、宗会において定数の三分の二  
以上の議決及び責任役員会全員の議決により、当該  
役員を解任することができる。

一 病気その他の事由により、職務の遂行に支障が  
あり、これに堪えない場合

二 職務上の義務に明らかに違反した場合

三 代表役員又は責任役員たるにふさわしくない行  
為

為があつた場合

(代務者)

**第十六条** 次の各号のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が、死亡その他の事由によつて欠けた場合において、すみやかにその後任

者を選ぶことができないとき

二 代表役員又は責任役員が病気その他の事由によつて、三月以上その職務を行うことができないと

き

2 代表役員の代務者は、宗務総長代務者があたる。

3 責任役員の代務者は、参務代務者があたる。

4 代務者は、代表役員又は責任役員に代わつてその職務の全部を行い、その置くべき事由が止んだときは、その職を退くものとする。

(仮代表役員及び仮責任役員)

**第十七条** 代表役員は、この宗派と利益が相反する事

項については、代表権を有しない。この場合においては、この宗派の教師のうちから、宗会において仮

代役員を選定しなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合に

(欠格)

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、この宗派の代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員になることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ていらない者

四 懲戒処分を受け、その執行を終わるまで又は執

行を受けることがなくなるまでの者  
五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

## 第二節 内局及び教区

(宗務執行機関)

**第十九条** 宗務を執行する機関を「内局」といい、宗務総長(以下「総長」という。)及び三人の参務で組織する。

2 総長は内局を代表し、その事務を総理する。

3 参務は、宗規に定める内局の分掌事務を執行する。

4 内局が宗務を執行するために宗務所を置く。

(総長及び参務の選任)

**第二十条** 総長は、教師のうちから宗会が選定し議決

した者を、門主が任命する。

2 参務は、教師のうちから総長が選定し、宗会の同意を得て門主が認証する。

(代務者)

**第二十一条** 総長又は参務が欠けた場合において、す

みやかにその後任者を選ぶことができないときは又は三月以上その職務を行うことができないときは、代務者を置かなければならない。

2 総長の代務者は、参務のうちから選任する。

3 参務の代務者は、教師のうちから総長が選任する。

4 代務者は、総長又は参務に代わってその職務の全部を行い、その置くべき事由が止んだときは、その職を退くものとする。

(総長の退任)

**第二十二条** 総長は、次の各号のいづれかに該当するときは、退任しなければならない。

一 宗会議員の任期満了による総選挙後に初めて宗

会の招集があつたとき

二 宗会の解散による総選挙後に初めて宗会の招集があつた場合において、総長は必ず信任を問い合わせる。

それが否決されたとき

三 宗会が総長不信任の議決案を可決した場合において、議決のあつた日から二日以内に宗会の解散を命じないとき

(参務の退任)

**第二十三条** 参務は、総長が退任したときは、退任しなければならない。

(職務の継続)

**第二十四条** 総長及び参務は、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(教区及び組)

**第二十五条** 宗務運営の円滑を図るために、地方を区分して教区を設け、その地域内の寺院、教会、団体及び僧侶を分属させる。

2 教区は、その地域内を区分し、組を設けることができる。

### 第三節 宗 会

(議長及び副議長)

- 第三十一条** 宗会に議長及び副議長各々一人を置く。  
2 議長及び副議長は、議員の互選によって就任し、  
その任期は議員の任期による。  
3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、宗  
会を代表する。

4 議長に事故があるときは、副議長が代行する。

(議事及び議決)

- 第三十二条** 宗会は、議員の定数の半数以上の出席を  
得て議事を開き、出席議員の過半数で議事を決する。

可否が同数であるときは議長の決するところによる。

(会議の公開及び非公開)

- 第三十三条** 宗会の会議は、公開とする。但し、議長  
または議員三人以上の発議により、出席議員の三分  
の二以上の多数で議決したときは、非公開とするこ  
とができる。

(職務)

- 第三十四条** 宗会は、次の各号の職務を行う。

一 宗規並びに規則の制定及びその改廃について議  
決すること

二 条例の制定及びその改廃について議決すること

三 宗務の重要方針について議決すること

- 第二十七条** 宗会は、教師のうちから選出された宗会  
議員(以下「議員」という。)で組織する。

2 宗会の運営、議員の定数、選挙人、被選挙人の資  
格、選挙区、選出方法及び経費に関する事項は、条  
例で定める。

(議員の選定方法及び任期)

- 第二十八条** 議員は、各選挙区で選挙し、その任期は  
四年とする。但し、補欠による議員の任期は、その  
前任者の残任期間とする。

(招集)

- 第二十九条** 宗会は、毎年二回招集する。但し、必要  
に応じて臨時に招集することができる。

2 宗会の招集は、代表役員が行う。

(会期)

- 第三十条** 宗会の会期は、三日以内とする。但し、必  
要があるときは会期を延長することができる。

四 予算について議決すること

五 決算（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）  
について承認すること

六 総長を選出し議決すること

七 借入その他宗派の負担となる契約について議決  
すること

八 請願について審議すること

九 本山に関する重要な事項を議決すること

十 審判委員及びその予備委員の選定に関するこ

十一 会計検査委員及びその予備委員の選定に関するこ

十二 選挙管理委員及びその予備委員の選定に関するこ

十三 前各号のほか、宗規、規則及び条例によつて  
ること

2 会議には議事録を作成しておくものとする。

(除名)

**第三十五条** 議員が第十五条各号のいずれかに該当す

るときは、宗会において定数の三分の二以上の議決  
により、除名することができる。この場合において、  
同条三号中「代表役員及び責任役員」とあるのは  
「宗會議員」と読み替えるものとする。

宗教法人「真宗興正派」規則

#### 第四節 審 判 院

(審判院の設置)

**第三十六条** この宗派の懲戒、懲戒の減免、係争、選  
挙の効力及び宗務運営についての訴願に関する事項  
を審議し、決定するため、審判院を置く。

2 審判院は、前項のほか紛争の調停を行う。

(審判院の組織)

**第三十七条** 審判院は、教師のうちから宗会の選定に  
よつて総長が任命した審判委員三人をもつて組織し、  
その任期は三年とする。

2 審判院には、必要に応じて調停委員若干人を置く。

3 審判院に審判委員の互選による審判委員長を置き、  
総長が任命する。

#### 第五節 会計検査委員会

(会計検査委員会の設置)

**第三十八条** 宗派並びに宗派と重要な関係があるもの  
の財産の管理及び経理の運営に関する事項並びに決  
算の検査をするため、会計検査委員会を置く。  
(会計検査委員会の組織)

**第三十九条** 会計検査委員会は、教師のうちから宗会

の選定によつて総長が任命した会計検査委員三人をもつて組織し、その任期は三年とする。

2 会計検査委員会に会計検査委員の互選による会計検査委員長を置き、総長が任命する。

## 第六節 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第四十条 宗会議員の選挙に関する事務を行うため、

(選挙管理委員会の組織)

第四十一条 選挙管理委員会は、教師のうちから宗会の選定によつて総長が任命した選挙管理委員三人をもつて組織し、その任期は三年とする。

2 選挙管理委員会に選挙管理委員の互選による選挙管理委員長を置き、総長が任命する。

## 第七節 職務執行の独立性

(職務執行の独立性)

第四十二条 第三章第四節、第五節及び第六節の宗務機関は、その職務を行うにあたり、いずれの機関からも制約を受けない。

## 第八節 宗務所

(職員)

第四十三条 第十九条第4項に規定する宗務所には職員を置く。

2 職員の定数及び職務等は条例で定める。

3 職員の任免は総長が行う。

## 第四章 寺院

### 第一節 寺院及び教会

(定義)

第四十四条 本山、別院、一般寺院及び教会とは、方便法身の阿弥陀如来を本尊として安置し、宗教団体として行うために必要な礼拝施設を備え、住職及び門徒を有し、この宗派と包括関係を設定し、宗務所備付の寺院台帳に登録されたものをいう。

(寺院の種類)

第四十五条 この宗派が包括する寺院は、本山、別院、一般寺院及び教会とする。

2 教会は、一般寺院に準ずるものとする。

## 第二節 住職及び輪番

(住職及び輪番)

**第四十六条** 本山及び別院の住職は、門主とする。

2 別院には、住職を補佐するために輪番を置く。

3 輪番は、別院規則により選定し、総長の承認のもと、門主が任命する。

(住職及び住職代務者の資格及び任命)

**第四十七条** 一般寺院の住職は、当該寺院から申請された教師について、総長が任命する。

2 住職が死亡しその他の事由によつて欠けた場合又は病気その他の事由によつて相当の期間職務ができない場合において、後任住職の任命申請が困難なときは、住職代務者を置く。

3 住職代務者は、当該寺院から申請された者につい

て、総長が任命する。

4 一般寺院の住職が死亡しその他の事由によつて欠けた場合において、後任住職の任命申請をしないとき又は住職代務者を置かないとき、総長は住職又は住職代務者を特命することができる。

5 別院の代表役員は、輪番があたる。但し、本山が必要と判断した別院に関しては、本山の代表役員があたる。

6 一般寺院の代表役員は、当該寺院の住職があたる。別院の代表役員以外の責任役員は、当該別院の規則により選出し、輪番から申請された者について、総長の承認のもと門主が任命する。

7 前条第四項の規定は、代表役員及び責任役員に準用する。

## 第四節 規則等の承認

(設立及び規則の変更等)

**第四十九条** 寺院若しくは教会を設立しようとするとき又は本山、別院、一般寺院及び教会が、次に掲げ

## 第三節 寺院の代表役員及び責任役員

(資格及び任命)

**第四十八条** 本山の代表役員は、総長があたる。

2 別院の代表役員は、輪番があたる。但し、本山が必要と判断した別院に関しては、本山の代表役員があたる。

3 一般寺院の代表役員は、当該寺院の住職があたる。

4 本山の代表役員以外の責任役員は、参務があたる。

5 別院の代表役員以外の責任役員は、当該別院の規則により選出し、輪番から申請された者について、総長の承認のもと門主が任命する。

6 一般寺院の代表役員以外の責任役員は、当該寺院の住職から申請された者について審査のうえ総長が任命する。

る行為をしようとするときは、総長の承認を受けなければならない。

- 一 宗教法人となること（この法人と被包括関係を設定することを含む。）
  - 二 規則を変更すること
  - 三 合併又は解散すること
- （財産の処分等）

**第五十条** 本山、別院、一般寺院及び教会は、次に掲げる行為をしようとするときは、総長の承認を受けなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでは

ない。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること
- 二 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証すること
- 三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること
- 四 境内地の著しい模様替えをすること
- 五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を

変更し、又はこれらを本山、別院、一般寺院及び教会の主たる目的以外の目的のために供すること。（本山の規則変更及び財産の処分等）

**第五十一条** 本山が第四十九条及び第五十条の各号に掲げる行為をしようとするときは、総長の承認を受けた上で、さらに宗会の議決を経なければならない。但し、第五十条第三号から第五号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りではない。

## 第五節 僧侶、寺族及び門徒

（僧侶）

**第五十二条** 僧侶とは、寺院または教会に所属し、この宗派の教義を信奉し、宗風を守り、得度の許可及びその認証を経て、宗務所備付の僧侶台帳に登録された者をいう。

- 2 僧侶は、自行化他に専念し、宗派の法規を遵守し、宗派、本山及び所属の寺院の護持発展に努めなければならない。

（教師）

**第五十三条** 年齢二十歳以上の僧侶で、教師資格の審

査に合格し、補任された者を教師という。

(坊守及び寺族)

**第五十四条** 住職又は住職代務者より申請され、宗務

所備付の坊守名簿に登録された者を坊守といふ。

2 住職又は住職代務者の親族で、その寺院の寺族名簿に登録された者を寺族といふ。

(門徒)

**第五十五条** この宗派の教義を信奉し、その寺院に所

属し、その護持にあたる者を門徒といふ。

## 第五章 財 務

### 第一節 貢産及び会計

(財産の区分)

**第五十六条** この宗派の財産は、特別財産、基本財産

及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 境内地、境内建物その他の財産のうちから基本

財産として設定するもの

二 基本財産として指定された寄附財産

三 基本財産に編入された財産

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とする。

(財産の設定、処分及び変更)

**第五十七条** 次に掲げる行為をしようとするときは、

責任役員会及び宗会の議決を経なければならない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること

二 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証すること

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除

却又は著しい模様替えをすること

四 境内地の著しい模様替えをすること

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを宗派の主たる目的以外の目的のために供すること

(宗費の賦課徵収)

**第五十八条** この宗派は、別院、一般寺院及び教会、並びにこれらに所属する僧侶に対し、宗費を賦課徵収する。

(会計年度)

**第五十九条** この宗派の会計年度は、毎年七月一日に始まり、翌年六月三十日に終るものとする。

(歳入及び歳出)

**第六十条** この宗派の会計年度における一切の金品の  
収納を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

(経費の支弁)

**第六十一条** この宗派の毎会計年度における経費は、  
その年度の次の収入をもつて支弁する。

- 一 賦課金
- 二 冥加金及び手数料
- 三 懇志金
- 四 その他の収入

## 第二節 予算及び決算

(予算)

**第六十二条** 収入及び支出はすべてこれを予算に編入  
しなければならない。

(予算の編成)

**第六十三条** 予算は、毎会計年度開始一月前までに内  
局が編成し、責任役員会及び宗会の議決を経て定め  
る。これを変更しようとするとときも同様とする。

(特別会計の設定)

**第六十四条** 特別の必要があるときは、責任役員会及  
び宗会の議決を経て、特別会計を設けることができ

(決算)  
る。

**第六十五条** 内局は、毎会計年度終了後三月以内に財  
産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、会計  
検査委員会の検査を経て、責任役員会の決定及び宗  
会の承認を受けなければならない。

(歳計剩余金の処置)

**第六十六条** 岁計に剩余を生じたときは、これを翌年  
度の歳入に繰り入れるものとする。但し、責任役員  
会及び宗会の議決を経て、その一部又は全部を基本  
財産に編入することができる。

## 第六章 捕 則

(規則の変更及び合併)

**第六十七条** この規則を変更しようとするときは、責  
任役員全員の同意及び宗会議員定数の三分の二以上  
の議決を得て、所轄庁の認証を受けなければならない  
い。この宗派が合併しようとするときもまた同様と  
する。

(解散の手続)

**第六十八条** この宗派が解散しようとするときは、責  
任役員全員の同意及び宗會議員定数の三分の二以上

の議決を得て、所轄庁の認証を受けなければならぬ。

#### (残余財産の帰属)

**第六十九条** この宗派が解散したときは、その残余財産は、本山に帰属する。

#### 附 則

- 1 この規則は、この法人の設立の登記をした日（昭和二十七年五月十四日）から施行する。
- 2 この規則施行当初の宗務総長及び参務は、次の通りとする。

宗務総長	綾 浩然
参 务	梅園 淳良
参 务	土居 通男
参 务	藤井 聰由

- 3 この規則施行の際現に存する真宗興正派が包括す

る寺院及び教会については、なお従前の例による。但し、この規則中の規定に相当するものについては、この規則中のその相当する規定に従うものとする。

#### 附 則

この変更規則は、文部大臣の規則変更の認証を受け

た日（昭和三十二年四月十二日）から施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規則は、文部大臣の規則変更の認証を受けた日（昭和四十七年十月十四日）から施行する。
- 2 この変更規則施行の際、現に就任している代表役員並びに責任役員は、第六条の規定によつて宗務総長が選定されるまで、なお存在するものとする。

#### 附 則

この規則変更是、文部大臣の規則変更の認証を受けた日（昭和六十三年九月二十一日）から施行する。但し、変更規定第十六条は、現議員の任期満了による選挙から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則変更（以下「新法」という。）は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成二十五年十月二十九日）から施行する。
- 2 この新法施行の際、現に代表役員及び責任役員となる者は、この新法による代表役員及び責任役員となす。

- 3 この新法施行の際、現に総長及び参務たる者は、この新法による総長及び参務とみなす。
  - 4 この新法施行の際、現に宗派が包括する寺院及び教会については、この新法による寺院及び教会とみなす。
-

宗教法人  
「興正寺」規則



# 宗教法人「興正寺」規則

し、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、淨土真宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、人々を教化育成し、興隆正法その他この寺院の目的を達成するための業務及び事業を行うことを目的とする。

昭和二十七年十二月二十二日 登記

改正第一回 平成二十四年一月十日 認証

第二回 平成二十六年六月三日 認証

第三回 平成二十七年一月十五日 認証

(本山)

第五条 この寺院は、宗派の本山であつて、弘教の中心となり、宗派に属するすべての個人及び団体によつて永世護持される。

(公告の方法)

第六条 この寺院の公告は、宗派の機関誌「宗報」に一回掲載して行う。

## 第二章 住職

(住職)

第七条 この寺院の住職は、宗派の門主がなる。

(職務)

第八条 住職は、次に掲げる職務を行つ。

(職務)

一 寺務長及び寺務の任命

二 報恩講その他の法要

三 人々の教化育成

四 教学教化振興のための事業

五 その他、この寺院の護持発展に関する重要な事項

(名称)

第一条 この寺院は、宗教法人法による宗教法人であつて「興正寺」(以下「寺院」という。)といふ。

(事務所の所在地)

第二条 この寺院は、事務所を京都府京都市下京区醒ヶ井通七条上る華園町七十番地に置く。

(包括団体)

第三条 この寺院の包括団体は、宗教法人「真宗興正派」(以下「宗派」という。)とする。

(目的)

第四条 この寺院は、方便法身の阿弥陀如来を本尊と

2 前項各号の職務については、寺務長及び寺務がその責任を負う。

#### (住職代務)

**第九条** 住職が次のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 死亡、辞任その他の事由によつて欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき

二 未成年であるとき

三 病気、その他の事由によつて相当の期間その職務を行うことができないとき

(代務資格)  
**第十一条** 住職の代務者は、宗規の規定による門主の代務者をもつてある。

#### (住職代務者の退任)

**第十二条** 住職代務者は、置く事由が止んだときは、ただちにその職を退くものとする。

#### (寺務長及び寺務)

**第十三条** この寺院に、寺務長及び寺務を置く。  
2 寺務長は、宗派の宗務総長（以下「総長」という。）があたる。

3 寺務は宗派の参務があたる。

#### (職務)

**第十四条** 寺務長及び寺務は、次の職務を執行する。

一 住職を補佐し、この寺院の業務をおこなう  
二 住職の諮問に応じ、意見を具申する

#### (備付帳簿)

**第十五条** 寺院には、次の書類を備えこれを常に整備しなければならない。

- 一 規則及び認証書
- 二 役員及び門信徒名簿
- 三 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
- 四 教化及び法要儀式に関する記録
- 五 境内、建物に関する書類

## 第三章 寺院の管理運営

### 第一節 寺務

六 事業がある場合はその書類及び契約書

七 法寶物及び備品台帳

八 会計事務に関する書類

九 所属団体及び個人に関する書類

十 その他必要な帳票簿

## 第二節 参与会

(設置)

**第十五条** この寺院の運営護持に資するため、参与会

を置く。

2 参与会の構成人數は五名とする。

3 参与会は、寺務長承認のもと、住職が招集する。

(構成員及び職務)

**第十六条** 参与会の委員（以下「参与員」という。）

は、住職の諮問機関として、次の中から選出する。

一 本山の所属団体

二 派内の僧侶

三 有識者

2 参与員は、前項の中から、住職が選定し、委嘱す

る。

3 参与員の意見は、参与会の意見としてとりまとめ、この寺院の責任役員会に具申することができる。

(任期)

**第十七条** 参与員の任期は、四年とする。

**第三節 職員、門徒及び団体**

(職員)

**第十八条** この寺院には、必要に応じて職員を置く。

2 職員は、宗派の宗務職員の中から、寺務長が任命する。

(門徒)

**第十九条** 派内の僧侶及び寺族以外で、この寺院に帰向し、この寺院の門徒名簿に登録された者をこの寺院の直門徒とする。

(所属団体)

**第二十条** 僧侶その他の信者は、団体を組織して、この寺院に所属することができる。

2 前項の所属団体を組織しようとする時は、規則を作成し、寺務長の助言により、住職の承認を得なければならない。

**第四節 代表役員及び責任役員**

(員数)

**第二十一条** この寺院には、四人の責任役員を置き、

そのうち一人を代表役員とする。

(代表役員)

**第二十二条** この寺院の代表役員は、寺務長があたる。

(責任役員)

**第二十三条** この寺院の責任役員は、寺務があたる。

(任期)

**第二十四条** 代表役員の任期は寺務長在任中とする。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、寺務在任中とする。

(代表役員の職務権限)

**第二十五条** 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

**第二十六条** この寺院に、責任役員をもつて組織する責任役員会を置き、次の各号に掲げる事務を決定する。

一 予算の編成

二 決算（財産目録、決算書）の承認

三 歳計剩余金及び予算外収入の処置

四 特別財産及び基本財産の設定及び変更

五 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供、その他重要な行為

六 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等

七 境内地の模様替え及び用途変更等

八 借入及び保証

九 事業の管理運営

十 規則の変更並びに細則の制定及び改廃

十一 合併並びに解散及び残余財産の処分

十二 その他この規則に定める事項及び責任役員が必要と認める事項

2 責任役員会は、代表役員が招集する。

3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等とする。可否が同数であるときは、否決となる。

4 この規則中、宗会の議決を必要とする事項については、その議決がなければ、前項の議決をすること出来ない。

5 会議には議事録を作成しておくものとする。

(役員の解任)

**第二十七条** 代表役員及び責任役員が次の各号のいずれかに該当するときは、責任役員会全員の議決及び宗会において定数の三分の二以上の議決により、当

該役員を解任することができる。

- 一 病気その他の事由により、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- 二 職務上の義務に明らかに違反した場合
- 三 代表役員及び責任役員たるにふさわしくない行為があつた場合

## 第五節 代 務 者

(置くべき場合)

**第二十八条** 次の各号のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。  
一 代表役員又は責任役員が死亡、辞任その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

二 代表役員又は責任役員が病気、その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないと

き

(資格)

**第二十九条** 代表役員の代務者は、責任役員の中より

互選する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、教師の内から責任役員会において選任する。

宗教法人「興正寺」規則

(職務権限)

**第三十条** 代務者は、代表役員又は責任役員に代つてその職務をおこない、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

## 第六節 仮代表役員及び仮責任役員

(置くべき場合)

**第三十一条** 代表役員又は代務者は、この寺院と利益

が相反する事項については、代表権を有しない。こ

の場合においては、宗派の教師のうちから、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。  
2 責任役員又はその代務者は、その責任役員又はそ

の代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員又はその代務者の員数が責任役員会における当該事項にかかる議決数に満たないこととなつたときは、宗派の教師のうちから、責任役員会において、その議決数に達するまでの員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

**第三十二条** 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員

又はその代務者に代わってその職務を行う。

## 第四章 本 廟

(名称)

**第三十三条** 本山の由緒ある重要な飛び地境内建物として「本山興正寺靈山本廟」(以下「本廟」という)を置く。

(本廟所在地)

**第三十四条** 本廟の、所在地は次のとおりとする。

京都府京都市東山区清閑寺靈山町四

(本廟の管理責任)

**第三十五条** 本廟の管理責任者は、寺務長とする。

2 管理責任者は、本廟を管理し、使用許可他一切の権限を有する。また、必要に応じて条例等の細則を定めることができる。

(本廟長及び本廟職員の任命)

**第三十六条** 本廟には本廟長及び職員を置く。

2 本廟長は、宗派の教師の中から寺務長が選定し、住職が任命する。

3 本廟職員は、宗務職員の中から総長が任命する。

(本廟長及び本廟職員の職務)

**第三十七条** 本廟の管理に関する事務処理等の一切は、

本廟長が行う。

2 本廟長は、本廟の事務処理等に関する事務に報告しなければならない。

3 本廟職員は、本廟長の指示に基づき、本廟の法務及び事務を行う。

(本廟長の任期)

**第三十八条** 本廟長の任期は、四年とする。但し再任は妨げない。

(本廟の法要儀式)

**第三十九条** 本廟における法要儀式は、本廟職員が中心となつて行う。

(備付書類)

**第四十条** 本廟には、次の書類を備えこれを常に整備しなければならない。

- 一 境内、建物に関する書類
- 二 墓地台帳及び納骨台帳
- 三 法寶物及び備品台帳
- 四 教化及び法要儀式に関する記録
- 五 事業に関する書類及び契約書
- 六 興正寮に関する書類
- 七 会計事務に関する書類
- 八 所属団体及び個人に関する書類

九 その他必要な帳票簿

## 第五章 別院

(別院の配置)

**第四十一条** 本山が地域へ弘教のための拠点寺院であつて、興正寺を本寺とする寺院を別院といい、次の通りとする。

北海道札幌市中央区南二条東五丁目二

札幌興正寺別院

愛知県犬山市郷西八十五

穴馬興正寺別院

大阪府高槻市奈佐原三四〇

大阪興正寺別院

大阪府富田林市富田林町十三の十八

富田林興正寺別院

香川県高松市御坊町二の一

高松興正寺別院

香川県丸亀市郡家町二三〇

郡家興正寺別院

鹿児島県鹿児島市高麗町十九の十二

鹿児島興正寺別院

(法人格)

**第四十二条** 別院は宗教法人としなければならない。

(住職)

**第四十三条** 別院の住職は、門主がなる。

(輪番)

**第四十四条** 別院には輪番を置き、住職を補佐する。

2 輪番の任期は、三年とする。

(輪番の任命)

**第四十五条** 輪番は、別院規則により選定し、総長承認のもと、住職が任命する。

(代表役員及び責任役員)

**第四十六条** 別院の代表役員は、輪番があたる。ただし、本山が必要と判断した別院に関しては、本山の代表役員がある。

2 別院の代表役員以外の責任役員は、当該別院の規則により選出し、輪番から申請され、総長が承認した者について住職が任命する。

(代務者)

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 輪番が死亡、辞任その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

二 輪番が病気、その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき

(代務者資格)

賦課金を納める義務を有する。

**第四十八条** 輪番の代務者は、教師資格を有する僧侶の内から、別院の責任役員会の同意を得た者につき、

総長の承認を得て、住職が任命する。

2 代務者は、輪番に代つてその職務をおこない、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

(備付帳簿)

**第四十九条** 別院には、次の書類を備えこれを常に整備しなければならない。

- 一 規則及び所轄庁の認証書
- 二 役員及び門信徒名簿
- 三 境内、建物に関する書類
- 四 法宝物及び備品台帳
- 五 墓地台帳及び納骨台帳
- 六 教化及び法要儀式に関する記録
- 七 会計事務に関する書類
- 八 事業がある場合はその書類及び契約書
- 九 所属団体及び個人に関する書類
- 十 その他必要な帳票簿

(別院の義務)

**第五十条** 別院は、宗派の護持に努め、規則を遵守し、

## 第六章 財務

### 第一節 貢産管理

(資産の区分)

**第五十一条** この寺院の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、宝物及び什物について設定する。

3 基本財産は、次の財産について設定する。

- 一 土地、建物その他の不動産
- 二 公債、社債その他の有価証券
- 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
- 四 基本財産として指定された寄附金

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とし、普通財産から生ずる果実及び一般の収入とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び変更)

**第五十二条** 特別財産若しくは基本財産の設定又はその変更をしようとするときは、責任役員会及び宗会の議決を得なければならない。

(基本財産の管理)

**第五十三条** 基本財産たる現金は、不動産若しくは有

価証券に替え、社会的に信用ある金融機関に預け、  
その他適当に管理しなければならない。

(財産の処分等)

**第五十四条** 次に掲げる行為をしようとするときは、  
責任役員会の議決と総長の承認を得た上で、宗会の  
議決を経なければならぬ。但し、第三号から第五

号までに掲げる行為が緊急の必要に基くもの、若し  
くは軽微のこと、又第五号に掲げる行為

が一時の期間に係るものであることについて、責任  
役員会の同意を得たときはこの限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又

は担保に供すること

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時  
借入を除く。）又は保証をすること

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除  
却又は著しい模様替をすること

四 境内地の著しい模様替をすること

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を  
変更し、又はこれらをこの寺院の主たる目的以外  
の目的のために供すること

2 前項の行為の少なくとも一月前に、その行為の要  
旨を示してその旨を宗派の機関誌「宗報」に公告し

なければならない。

(財産目録の作成)

**第五十五条** 財産目録は、毎会計年度終了後三月内に  
作成し、責任役員会の議決を得て宗会の承認を受け  
なければならない。

**第二節 予算及び決算**

(会計年度)

**第五十六条** この寺院の会計年度は、毎年七月一日に  
始まり翌年六月三十日に終るものとする。

(予算の編成)

**第五十七条** 予算は、毎会計年度開始一月前までに編  
成し、責任役員会及び宗会の議決を経なければなら  
ない。これを変更しようとするときも同様とする。

(経費の支弁)

**第五十八条** この寺院の護持運営に必要とするすべて  
の経費は、普通財産によつて支弁する。

(特別会計の設定)

**第五十九条** 特別の必要があるときは、責任役員会及  
び宗会の議決を経て、特別会計を設けることができ  
る。

2 本廟に関する会計はすべて特別会計とし、次のと

おりとする。

一本廟会計

二 墓地会計

三 駐車場会計

(決算)

**第六十条** 決算は、毎会計年度終了後三月内に作成し、会計検査委員会の監査を経て、責任役員会の決定及び宗会の承認を受けなければならない。

2 決算書を構成する財務諸表は、宗派の規則に準ずる。

(歳計剩余金の処置)

**第六十一条** 歳計に剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。但し、責任役員会及び宗会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

### 第三節 監 査

(監査)

**第六十二条** この寺院の監査は、宗派の会計検査委員会が行う。

(職務)

**第六十三条** 会計検査委員会は、宗規の規定によつて

監査を行わなければならない。  
(義務)

**第六十四条** 会計検査委員会は、その監査結果を寺務長に報告しなければならない。

(権限)

**第六十五条** 会計検査委員会は、その権限に属する職務を行うにあたり、この寺院のいずれの機関からも制約を受けない。

## 第七章 事 業

(事業)

**第六十六条** この寺院は、公益事業、その他護持発展に資するための事業を行うことができる。

2 前項のその他の事業については、必要に応じて条例または管理規程を別に定めなければならない。  
(公益事業)

**第六十七条** この寺院は次の事業を行う。

真宗興正派の教學發達を意図した育英事業

2 前項の事業は、別に定める「興正寺育英事業運営規程」に基づき、寺務長が管理運営する。

3 第一項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。

(収益事業)

**第六十八条**

この寺院は、次の収益事業を行う。

一本山興正寺壇山本廟駐車場

2 前項の事業は、別に定める「駐車場管理規程」に

基づき、寺務長が管理運営する。

3 第一項の事業に関する会計は、一般会計から区分

し、特別会計として経理しなければならない。

4 第一項の事業から生じた収益は、この法人のため  
に使用しなければならない。

**第八章 補  
則**

(規則の変更及び合併又は解散)

**第六十九条**

この規則を変更しようとするときは、責

任役員全員の同意を得て、宗会において定数の三分

の二以上の議決を経た上で、門主の認許を得て、所

轄庁の認証を受けなければならない。この法人が合

併又は解散しようとするときも同様とする。

(残余財産の帰属)

**第七十条** この寺院の残余財産の帰属は、解散を決定

する責任役員会及び宗会において、定数の三分の二

以上の議決するところによる。

(宗派規則の効力)

**第七十一条**

宗派の規則及び宗規中この寺院に關係がある事項に関する規定は、この寺院についても、そ

の効力を有する。

(施行細則)

**第七十二条** この規則の施行に関する細則は、条例及

び章程によつて定める。

2 条例の制定及び改廃は、責任役員会及び宗会の議

決を得なければならない。

3 章程の制定及び改廃は、責任役員会の議決を経て

宗会の承認を得なければならない。

**附  
則**

1 この規則の変更は、京都府知事の認証書の交付を

受けた日(平成二十七年一月十五日)から施行する。

2 この規則施行の際、現に本山代表役員及び代表役員代務たる者は、この規則による住職及び住職代務者とみなす。

3 この規則施行の際、現に本山責任役員及び責任役員代務たる者は、この規則による本山責任役員及び責任役員代務者とみなす。

4 この規則施行の際、現に存する財産台帳及び財産

目録は、この規則によるものとみなす。

5 この規則施行の際、現に執行されている予算はこの規則による予算とみなす。

---

条

例



# 本山興正寺靈山本廟条例

平成二十六年六月十三日 宗達第一号

改正第一回 平成二十六年十月二十二日 宗達第二号

## 目次

### 第一章 総則（第一条～第四条）

### 第二章 本廟の護持および管理（第五条～第十条）

### 第三章 本廟墓地（第十一条～第十九条）

### 第四章 净華堂（第二十条～第二十七条）

### 第五章 事業（第二十八条）

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、「本山興正寺靈山本廟」（以下「本山」「本廟」という。）の円滑な運営が行われることを目的とする。

### （名称）

**第二条** 本廟は、宗教法人「興正寺」（以下「本山」という。）の飛び地境内であつて、宗派によつて尊

本山興正寺靈山本廟条例

崇護持される。

（事務所の所在地）

**第三条** 本廟の寺務所を、京都府京都市東山区清閑寺靈山町四に置く。

（本廟）

**第四条** 本廟は、親鸞聖人および歴代門主の墳墓の聖地であり、興正派門徒の納骨所として宗務総長がその保持にあたる。

## 第二章 本廟の護持および管理

### （本廟の管理責任）

**第五条** 本廟の管理責任者は、寺務長とする。

2 管理責任者は本条例の定めるところにより、本廟を管理する一切の権限を有する。また、必要に応じて本条例の細則を定めることができる。

（本廟長および本廟職員）

**第六条** 本廟には、本廟長および本廟職員を置く。

2 本廟長は、宗派の教師の中から寺務長が選定し、住職が任命する。

3 本廟職員は、宗派の宗務職員の中から、宗務総長が任命する。

(本廟長および本廟職員の職務)

**第七条** 本廟の管理に関する事務処理等の一切は、本

廟長が行う。

2 本廟長は、本廟の事務処理等に関して寺務長に報告しなければならない。

3 本廟職員は、本廟長の指示に基づき、本廟の法務および事務を行う。

(本廟長の任期)

**第八条** 本廟長の任期は、四年とする。ただし再任は妨げない。

(本廟の法要儀式)

**第九条** 本廟における法要儀式は、本廟職員が中心となつて行う。

(備付書類)

**第十一条** 本廟には、次の書類を備え、これを常に整備しなければならない。

一 教化および法要儀式に関する記録

二 境内、建物に関する書類

三 墓地台帳および納骨台帳

四 門徒名簿

五 永代経に関する書類

六 読経に関する書類

七 法寶物および備品台帳

八 収益事業に関する書類および契約書

九 興正寮に関する書類

十 会計事務に関する書類

十一 その他必要な帳票簿

**第三章 本廟墓地**

(設置)

**第十二条** 本廟墓地（以下「墓地」という。）は、真宗興正派（以下「宗派」という。）に所属する寺院、教会、僧侶、門徒並びに縁故者の墳墓としての用に供するものとして設置する。

(管理)

**第十三条** 墓地の管理は、第五条の規定による。また、その運営事務は第七条の規定による。

(墓地使用)

2 墓地使用者は、管理責任者に墓地使用許可申請書及び誓約書を提出し、使用許可を受けなければならない。

2 墓地使用者は、本廟としての歴史的伝統と宗教的尊厳性を尊重し、浄土真宗の宗風を遵守しなければ

ならない。

3 墓地には、焼骨した人以外の埋蔵は許可しない。

また埋蔵については、その都度管理責任者の許可を受けなければならない。

4 墓地使用者は焼骨を埋蔵するときは、所轄官庁の

発行する「火葬許可証」を管理責任者に提出しなければならない。

5 管理責任者は、墓地使用を許可するに際し、管理

上必要のあるときは、墓地使用者に対して、適宜の措置を要求し、または経費を負担させ、もしくは特別の条件を付することが出来る。

(冥加金)

**第十四条** 墓地使用者は、墓地使用冥加金および納骨

諸費用を納付しなければならない。

2 墓地使用者は、別に定めるところにより、年次冥加金等の諸費用を指定した期日までに納入しなければならない。

3 既納の墓地使用冥加金および年次冥加金は理由の

いかんを問わず、一切これを返還しない。

4 墓地使用冥加金および年次冥加金等の諸費用は、別に定める。

(墓地使用許可の取消)

**第十五条** 管理責任者は、次に掲げる事項に該当した

ときには、墓地使用の許可を取消すことが出来る。

一 墓地使用許可取得後、三年を経過しても墓碑を建立しないとき

二 墓地使用許可取得後、年次冥加金を三年以上滞納したとき

三 管理責任者の承認を得ずに、墓地使用の権利を他人に譲渡したとき

四 墓地を本来の目的以外に使用していると認めたとき

五 墓碑の祭祀・典礼が第十三条第2項に違反したとき

六 その他墓地使用規程並びに細則に定められる事項に違反し、管理責任者の勧告、指示に従わないとき

七 前各号の外、管理責任者の指示に違反したこと

が明らかなどき

2 管理責任者は、前各号の規定により、使用的許可を取消した墓地については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、墓碑その他の付帯物を処分することが出来る。

(墓地使用権の継承)

**第十六条** 墓地使用権は、相続による場合の外は、移転することが出来ない。ただし、やむを得ない特別の事由がある場合においては、親族または関係者は管理責任者の許可を得て、墓地使用権を継承することができる。

(墓地の変更等)

**第十七条** 管理責任者は、墓地管理上必要のある場合は、宗教的な尊厳性を損傷しない範囲において墓地の指定変え、または改葬、もしくは変更を命ぜることができる。

(墓地の返還)

**第十八条** 墓地使用者が墓地の使用を必要としなくなつたときは、無償かつ無条件で、これを返還しなければならない。

2 返還に際しては、自己の負担において、墓地使用者は使用区域にある墓石等の建造物・遺骨・納骨品等を撤去し新地に戻さなければならない。

(細則)

**第十九条** 墓地使用の許可手続その他のこの墓地規則の施行について必要な事項は、「靈山墓地管理規程」に定める。

(設置)

**第二十条** 净華堂は、宗派に所属する寺院、教会、僧侶、門徒並びに縁故者の納骨の用に供するものとして宗派が設置する。

(管理)

**第二十一条** 净華堂の管理は第五条の規定による。また、その運営事務は第七条の規定による。

(淨華堂使用)

**第二十二条** 净華堂の納骨壇を使用しようとする者(以下「净華堂使用者」という。)は、净華堂使用許可申請書および誓約書を提出し、管理責任者の使用許可を受けなければならぬ。

2 净華堂使用者は、本廟としての歴史的伝統と宗教的尊厳性を尊重し、淨土真宗の宗風を遵守しなければならぬ。

3 净華堂には、焼骨した人以外の納骨は許可しない。

また納骨については、その都度管理責任者の許可を受けなければならぬ。

4 净華堂使用者は焼骨を納骨するときは、所轄官庁の発行する「火埋葬許可証」を管理責任者に提出し

## 第四章 淨 華 堂

なければならない。

- 5 管理責任者は、淨華堂使用を許可するに際し、管理上必要のあるときは、淨華堂使用者に対して、適宜の措置を要求し、または経費を負担させもしくは特別の条件を付すことが出来る。

(冥加金)

- 第二十三条** 淨華堂使用者は、淨華堂使用冥加金および納骨諸費用を納付しなければならない。

- 2 淨華堂使用者は、納骨壇名義者に限り、別に定めるところにより、年次冥加金等の諸費用を指定した期日までに納入しなければならない。

- 3 既納の淨華堂使用冥加金および年次冥加金は理由のいかんを問わず、一切これを返還しない。

- 4 淨華堂使用冥加金および年次冥加金等の諸費用は、別に定める。

(淨華堂使用許可の取消)

- 第二十四条** 管理責任者は、次に掲げる事項に該当したときには、淨華堂使用の許可を取消すことが出来る。

- 1 淨華堂使用許可証取得後、年次冥加金を三年以上滞納したとき

- 2 管理責任者の承認を得ず、淨華堂納骨壇使用

の権利を他人に譲渡したとき

- 三 淨華堂納骨壇を本来の目的以外に使用していると認めたとき

- 四 納骨壇の祭祀、典礼が第二十二条第2項に違反したとき

- 五 その他、淨華堂管理規程並びに細則に定められる事項に違反し、管理責任者の勧告、指示に従わないうとき

- 六 前各号の外、管理責任者の指示に違反したことが明らかなとき

- 2 管理責任者は、前各号の規定により、使用の許可を取消した納骨壇については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、付帯物を処分することが出来る。

(淨華堂使用権の継承)

- 第二十五条** 淨華堂使用権は、相続による場合の外は、移転することが出来ない。ただし、やむをえない特別の事由がある場合においては、親族または関係者は管理責任者の許可を得て、淨華堂使用権を継承することが出来る。

(納骨壇の返還)

- 第二十六条** 淨華堂使用者が納骨壇の使用を必要としなくなつたときは、無償かつ無条件で、これを返還することが出来る。

しなければならない。

(細則)

**第二十七条** 淨華堂使用の許可手続、その他のこの条例の施行について必要な事項は「淨華堂管理規程」に定める。

## 第五章 事業

(事業)

**第二十八条** 本廟は、本山の教化活動および事業方針に則り、次の事業を行う。

- 1 一本山興正寺靈山本廟駐車場
- 2 前項の事業は、別に定める「駐車場管理規程」に基づき、第七条の規定により管理運営する。
- 3 第1項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。
- 4 第1項の事業から生じた収益は、本山または本山が関連する宗教法人もしくは教育教化事業のために使用しなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は平成二十六年六月十三日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に本廟の墓地並びに淨華堂

の納骨壇を使用している者は、この条例による墓地使用者並びに淨華堂使用者とみなす。

法灯伝承条例

改正第一回 昭和五十八年七月一日 宗達第一号  
第二回 平成十三年十二月八日 宗達第一号  
第三回 平成二十六年十月二十一日 宗達第九号  
第四回 平成二十八年七月一日 宗達第七号

前文

宗祖親鸞聖人が建暦二年山城国山科郷に真宗を弘通するため建立した本山興正寺は、寺基を渋谷、山科天満、堀川に転移したが、法主または門跡と称する世の門主によつて主管され、この寺院を中心として興隆した真宗興正派の法灯は、法血脉によつて連綿として絶えることなく、次の歴世の門主によつて次第相承されてゐる。

第一世  
第二世  
第三世

法灯伝承条例

第一十六世 摂生（本誓）

第二十七世 摂信（本寂）

第二十八世 沢称（本常）

第二十九世 真淳（本昭）

第三十世 真準（本賢）

第三十一世 真暢（本顯）

#### （この条例の目的）

**第一条** この条例は、興正派宗規第二章および第三章に基づき、法灯が永世、完全に護持され、紊れることなく伝承されることを目的とする。

#### （法灯の伝承）

**第二条** 真宗興正派の法灯は、門主が伝承する。

#### （門主の継承）

**第三条** 門主は世襲のものであって、死亡または退職したときは、嗣法が直ちにこれを継承する。

2 嗣法は、門主の後継者であつて、法灯伝承委員会（以下「委員会」という。）によつて選定する。

#### （法灯の伝承）

**第四条** 前条の場合において嗣法がないときは、速やかに門主の後継者を選定しなければならない。門主の後継者が欠けたとき、またはその選定の資格を失ったときも、また同様とする。

#### （嗣法の序列）

**第五条** 門主の後継者である嗣法は、次に列挙した者のうちから、その序列に従つて委員会が選定する。

一 門主の嫡出の長男子

二 門主の嫡出の長女子

三 門主の嫡出の長男子の嫡出の長男子

四 門主の嫡出の長男子の嫡出の長女子

五 門主の嫡出の長女子の嫡出の長男子

六 門主の嫡出の長女子の嫡出の長女子

七 前各号以外の門主の子孫

八 その他の者

#### （門主の代務者）

**第六条** 門主が次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 死亡、辞任その他の事由によつて欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき

二 未成年であるとき

三 病気その他の事由によつて、相当の期間その職務を行うことができないとき

#### （代務者の選定）

**第七条** 門主代務者は、委員会が次の序列に従つて、

宗派の僧侶資格を有する者のうちから選定する。ただし、門主代務者は、成年の僧侶でなければならぬ。門主代務者が欠けた場合における後任者の選定も、また同様とする。

- 一 嗣法
  - 二 門主であった者
  - 三 門主の子孫
  - 四 門主の兄弟
  - 五 前各号以外の門主の親族
  - 六 その他の者
- (門主代務者の退任)
- 第八条** 門主代務者は、その置くべき事由が止んだときは、ただちにその職を退くものとする。  
(委員会の組織)
- 第九条** 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
- 一 門主または門主代務者
  - 二 門主であった者
  - 三 門主の配偶者および門主であった者の配偶者
  - 四 宗務総長
  - 五 参務
  - 六 宗會議長
  - 七 宗会副議長

#### 八 審判委員長

(委員会の職務)

**第十条** 委員会は、次に掲げる事項を職務とする。

- 一 門主を継承する者の選定
- 二 門主の辞任の確認
- 三 門主代務者の選定に関すること
- 四 その他、法灯伝承に関すること

(招集および会議)

**第十一条** 委員会の招集は、宗務総長が行う。

- 2 委員会は、委員の三分の二以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 4 委員の一身上に関する事項については、関与する者は評決に加わることはできない。
- 5 会議には議長を置き、会議ごとに出席者の互選によって定める。
- 6 議長は、議事録を作成し、出席した全委員の署名を受けなければならない。
- 7 議事録は、宗務所において保管するものとする。

## 補 則

**第十二条** この条例を変更しようとするとときは、委員の全員の過半数による議決および宗会の議決を経なければならない。

**第十三条** この条例を廃止しようとするときは、委員の三分の二以上による議決および宗会の議決を経なければならない。

**第十四条** この条例に定めるもののほか、その細則を必要とする場合は、章程で定めることができる。

## 附 則

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

# 宗会条例

昭和四十八年七月一日 宗達第三号  
改正第一回 昭和五十二年六月一日 宗達第一号

第二回 昭和六十二年七月一日 宗達第三号

第三回 昭和六十三年七月一日 宗達第四号

第四回 平成十七年六月一日 宗達第十号

第五回 平成二十七年七月一日 宗達第三号

第六回 平成二十八年七月一日 宗達第五号

## 目次

- 第一章 宗会の招集および開会（第一条—第八条）
- 第二章 宗会の運営
- 第一節 議長および副議長（第九条—第十三条）
- 第二節 宗会内委員会（第十四条、第十五条）
- 第三章 会議
- 第一節 議事日程および開議（第十六条—第十九条）
- 第二節 議案および動議（第二十条—第二十三条）
- 第三節 代表質問および一般質問（第二十四条—第二十七条）

第四節 発言および討論（第二十八条—第三十九条）  
第五節 議決（第四十条—第四十二条）  
第六節 宗会の公開および非公開  
(第四十四条—第四十六条)

第七節 散会、延会、休憩、流会および閉会  
(第四十七条—第五十一条)

第八節 選挙（第五十二条—第五十六条）

第九節 宗会内特別委員会  
(第五十七条—第六十四条)

第四章 請願（第六十五条—第六十八条）  
第五章 議員（第六十九条—第七十一条）

第六章 宗会の規律および懲罰  
(第七十二条—第八十条)

第七章 議事録（第八十一条—第八十三条）

第八章 常置委員会（第八十四条—第九十四条）

第九章 宗会事務室（第九十五条—第九十七条）

附則

## 第一章 宗会の招集および開会

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第八章の規定に基づき宗会について必要な事項を定めることを目的とする。

## (招集および通達)

**第二条** 宗会は、宗務総長（以下「総長」という。）が期日と場所を定めて招集し、これを派内に達示する。

## (総選挙後の招集)

**第三条** 宗会議員（以下「議員」という。）の総選挙が行われた場合において、総長は選挙があつた日から五十日以内に宗会を招集しなければならない。ただし、宗会の解散による議員選挙のときは、選挙があつた日から三十日以内に宗会を招集しなければならない。

## (定期の招集)

**第四条** 宗会は、毎年五月または六月中および十月または十一月中に招集するのを常例とし、この場合は少なくとも二十日前に、その達示をしなければならない。

## (臨時の招集)

**第五条** 前条のほか、総長が宗会の招集の必要があると認めたとき、または議員全員の三分の二以上が署名押印した宗会招集要求書が宗会議長（以下「議長」という。）を経由して総長に提出されたときは、三十日以内に宗会を招集しなければならない。

2 前項の議員による招集の要求書には、発議する提出案件を明記しなければならない。

3 第一項による招集の場合は、十五日前までに達示するものとし、その達示には、提出する議案または議案の要旨を添付しなければならない。

## (会期)

**第六条** 宗会の会期は招集の当日から三日以内とする。ただし、出席議員の三分の二以上の議決を経て、これを延長することができる。

## (議員の集合)

**第七条** 議員は、宗会が招集されたときは、指定の日時および場所に集合しなければならない。

2 欠席する場合は、議長の許可を得なければならぬ。

3 欠席の議員があるときは、議長はその旨を宗会に報告しなければならない。

## (議席)

**第八条** 議員の議席は、総選挙後招集初日の開会前に抽選で決定する。

2 補欠による当選議員の議席は、前任者の議席とする。

3 議席には議席番号と議員氏名を標示しなければならぬ。

らない。

- 4 議長は、必要があると認めたときは、討論を用い  
ないで宗会に諮つて議席を変更することができる。

## 第二章 宗会の運営

### 第一節 議長および副議長

(議長および副議長の選挙)

- 第九条** 宗会は、議員の中から議長および副議長を選  
挙しなければならない。

- 2 宗会の招集の当日に議長および副議長がともにな  
いときは、直ちにその選挙を行わなければならない。

- この場合においては、議長の選挙を先とし、宗会事  
務室長が議長選挙の事務を行う。

- 3 前項の選挙によつて議長および副議長が定まつた  
ときは、宗会事務室長は、これを内局に通知しなけ  
ればならない。

- 4 議長または副議長が欠けたときは、直ちに選挙を  
行わなければならない。ただし、宗会の閉会中に欠  
けた場合は、次に開かれた宗会において速やかにこ  
れを行ふものとする。

(仮議長)

- 第十一条** 会期中に、議長および副議長とともに事故が  
あるときは、出席議員の互選により仮議長を選出し、  
仮議長が議長の職務を行う。

(議長および副議長の任期)

- 第十二条** 議長および副議長の任期は、議員としての  
在任期間とする。

(議長の職務)

- 第十三条** 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理  
し、宗会を代表する。

(副議長の職務)

- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があ  
るとき、または議長が欠けたときは、その職務を代  
行する。

### 第二節 宗会内委員会

(委員会)

- 第十四条** 宗会における会議を迅速かつ円滑に運営す  
るために次の委員会を設置し、議長を除く議員は、  
次の各号の一の委員会に所属しなければならない。

- 一 総務委員会

- 二 教務委員会

### 三 財務委員会

(委員長)

- 第十五条** 委員会には、議員の互選による委員長を置く。  
 2 委員長は、委員会を代表し、宗会において委員会審議の内容を報告しなければならない。

## 第三章 会 議

### 第一節 議事日程および開議

(議事日程の作成および変更)

- 第十六条** 議長は、開会の日時および議案審議の順序等を記載した議事日程書を作成し、あらかじめ議員全員および内局に配布しなければならない。

- 2 議長が必要と認めたとき、または議員から日程変更の動議が提案されたときは、議長は討論を用いなければ会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、または他の案件を追加することができる。

(議事を開く条件)

- 第十七条** 宗会は、議員全員の過半数の議員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(会議時間)

- 第十八条** 会議時間は、午前十時から午後四時までとする。ただし、議長が必要と認めたときは、会議にはかつて変更することができる。

(議事の開始)

- 第十九条** 議長は議事開始時刻になつたときは、議長席にて開議を宣告し、議事を進行する。

### 第二節 議案および動議

(議案の提出者)

- 第二十条** 議案を提出できるのは、内局および議員とする。

(議案の提出方法等)

- 第二十一条** 議案の提出は、必ず文書によつて議長に提出しなければならない。

- 2 議員が議案を提出するときは、他に議員二人以上の賛同を必要とし、提出者および賛同者は議案書に連署連印のうえ、提出理由を明記しなければならない。

- 3 議員が、法規の変更および改廃並びに予算を伴う議案書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、議員の三分の一以上の賛同がなければならない。

4 前項の場合においては、提出者および賛同者は、

連署連印のうえ、その議案書に提出理由を明記しなければならない。

5 宗会で議決された議案はその会期中において再提出できない。

(動議の上程)

**第二十二条** 議員が動議を上程しようとするときは、他に二人以上の賛同者がなければ議題とすることはできない。

(議案の撤回)

**第二十三条** 内局は、いつでも提出した議案を撤回ま

たは変更することができる。

2 会議の議題となつた議員が提出した案件を撤回、変更または訂正しようとするとときは、その理由を示して宗会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認の請求は、提出者がこれを行うものとする。

**第三節 代表質問および一般質問**

(代表質問および一般質問)

**第二十四条** 第十四条の各委員会を代表しての質問を代表質問という。

2 前項以外の質問を一般質問という。

(質問書の提出)

**第二十五条** 質問しようとする者は、招集期日の十日前に質問内容を記載した質問書を議長へ提出しなければならない。

2 議長は質問書の主意を確認したうえ、内局に転送しなければならない。

(質問時間の制限)

**第二十六条** 議長は、議事進行上必要があると認めたときは、あらかじめ質問時間を制限することができます。

2 質問者以外の他の議員は理由の如何を問わず発言はできない。

(質疑および答弁)

**第二十七条** 質問は、議長の許可を得た後、演壇でしなければならない。ただし、二回目以降は自席にて質問することができる。

2 総長は、答弁にあたつては、議長の許可を得て、他の者に説明させることができる。

#### 第四節 発言および討論

##### (発言の方法)

**第二十八条** 討論における発言は、挙手し議長の許可を得て議席番号を述べ自席で行う。

(議長の議員としての発言または討論)

**第二十九条** 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き、発言が終わつた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表决が終わるまでは、議長席に復することができない。

##### (発言の制限)

**第三十条** 議長が開議の宣告をするまでは、何人も議事について発言することができない。散会または休憩を宣告した後も、同様とする。

2 討論および質疑の発言は、同一議員につき、同一議題について二回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 前項の発言については、議題外に渉ることができない。

##### (無用または反則の弁論)

**第三十一条** 議員は、他の議員の発言が無用の弁論ま

たは反則であると認めたときは、無用または反則と呼び、議長の許可を得て、その理由を一回説明することができる。

2 前項の場合、その呼ばれた者が、無用または反則でないと思うときは、その理由を一回説明することができます。議長は、その後討論を用いないで、宗会の議決を採らなければならない。

##### (発言の順序)

**第三十二条** 議員が二人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、挙手が先と認めた者に発言を許可する。

##### (発言の訂正並びに停止)

**第三十三条** 議長は、必要があると認めたときは、発言者に内容の訂正を命ずることができる。また討議内容と逸脱した発言と認めたときは、発言の途中であっても発言を停止させることができる。

2 前項の指示に従わない者には、議長は当日の宗会の出席を停止させることができる。

##### (質疑)

**第三十四条** 議員は、いつでも議題になつてゐる事項について、総長、参務、説明員または発議者に説明を求めることができる。

(答弁)

**第三十五条** 前条の質疑があつた場合は、質疑された当事者は、直ちに答弁するか、または期限を定めて答弁し、もし答弁しない場合は、その理由を明示しなければならない。

(数回の発言)

**第三十六条** 議案提出者または動議者は、その主旨を説明するために数回の発言をすることができる。

2 懲罰事犯に関する審査に際し、その被疑者となつた議員が、その事件についての弁明のために行う場合における発言も、また前項同様とする。

(発言の継続)

**第三十七条** 延会または休憩のため発言が終わらなかつた議員は、さらにその議事を始めたときに、前の発言を続けることができる。

(議員以外の発言)

**第三十八条** 総長、参務および総長が任命した説明員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

(質疑または討論の終決)

**第三十九条** 質疑または討論が終わったときは、議長

はこの終決を宣言する。

2 議員は、質疑または討論が未だ尽きないときでも、その終決の動議を提出することができる。この場合、議長は、会議に諮り討論を用いないで決める。

## 第五節 議 決

(議決の順序)

**第四十条** 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に議決しなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出された場合は、議長が議決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に議決する。ただし、議決の順序について議員二人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで、会議に諮つて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について議決を採る。

(議決に加われない議員)

**第四十一条** 議決の際、議場にいない議員および議決に付せられた問題と特に利害関係がある議員は、議決に加わることはできない。

## (議決)

**第四十二条** 議長は、議決をとろうとするときは、議決に付する議題を会議に宣告し、議題を可とする者を起立させ、起立の多少を認定して可否の結果を宣告する。

## (議決の原則)

**第四十三条** 議決は、別に定めのない限り、出席議員の過半数でこれを決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

## 第六節 宗会の公開および非公開

## (公開の原則)

**第四十四条** 宗会の会議は公開とする。ただし、議長または議員の発議で非公開の要求があつたときは、出席議員の三分の一以上の議員の賛成があれば非公開とすることができます。

## (非公開の会議)

**第四十五条** 前条ただし書による会議を非公開とした場合は、議長は傍聴人並びに議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

## (守秘義務)

**第四十六条** 非公開の会議における議事録は、公開す

ることがない。

2 前項の会議の内容について、出席者は秘密保持の責務を負い、秘密を漏洩したときは懲罰の対象とする。

## 第七節 散会、延会、休憩、流会および閉会

## (散会)

**第四十七条** 議長は、議事日程に掲げた議事が終わつたときは、散会を宣告する。

## (延会)

**第四十八条** 議長は、当日の議事日程の議事が定期前に終了しないときは、宗会に詰つて延会を宣告することができる。

## (休憩)

**第四十九条** 議長は、いつでも休憩を宣告することができます。

## (流会)

**第五十条** 議長は、議事開始の時刻を経過しても出席の議員が定数に満たなかつたときは、流会を宣告することができる。

## (閉会)

**第五十一条** 宗会の会議は、会期の満了によつて閉会

する。ただし、会議に付された事案をすべて議了したときは、会期中でも宗会の議決で閉会することができる。

## 第八節 選 挙

(選挙の方法および管理)

**第五十二条** 宗会における選挙は、投票によるものとし、その管理は、別段の定めがあるほか、議長がこれにあたる。

(選挙の宣告)

**第五十三条** 宗会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(投票)

**第五十四条** 投票は、単記無記名とし、議員は、投票用紙の配布を受け被選挙人の氏名を記入し、これを点呼に応じて順次備え付けの投票箱に投函する。

(開票)

**第五十五条** 議長は、開票を宣告した後、議員のうちから会議にはかつて指名された二人以上の立会人とともに投票箱を開き、投票を点検しなければならない。  
2 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定

する。

(当選)

**第五十六条** 投票の最多数を得たものを当選人とする。投票の数が同じであるときは、議長は、立会人とともに抽選によつてこれを決める。

2 前項の当選人が決定したときは、議長は、議場においてこれを報告し、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

## 第九節 宗会内特別委員会

(宗会内特別委員会の設置)

**第五十七条** 宗会は、請願、懲罰その他議案の審議に必要があると認めたときは、特別委員会を設け、その事案を付託し審査させることができる。

(宗会内特別委員会の組織)

**第五十八条** 特別委員会は、議長が宗会に諮つて選任した委員で組織し、その人員は、宗会の議決で定める。

(特別委員会の委員長)

**第五十九条** 特別委員会に、委員の互選による委員長を置き、特別委員会の会議を整理し、その秩序保持の任に当たる。

2 委員長が決定したときは、これを議長に報告しなければならない。

#### (特別委員会の開会)

**第六十条** 特別委員会の会議を開こうとするときは、開会の日時、場所等をあらかじめ議長に通知しなければならない。ただし、宗会の会議中はこれを聞くことができない。

#### (特別委員会の会議の公開)

**第六十一条** 特別委員会の会議は公開とする。ただし、委員の出席者の全員が必要と認めたときは、これを停止し、非公開の会議とすることができます。

#### (特別委員会の参考人の意見聴取)

**第六十二条** 特別委員会は、付議された議案の提出者およびその関係者等を参考人として招致し、議案に關する意見を聴取することができる。

#### (特別委員会の会議の報告)

**第六十三条** 特別委員会は、会議が終了したとき、その経過の概要および結果を宗会に報告しなければならない。

#### (特別委員会の解散)

**第六十四条** 特別委員会は、付託された事案が宗会で議決されたとき解散する。

## 第四章 請 願

#### (請願資格)

**第六十五条** この宗派が包括する団体および僧侶は、議員の紹介によつて宗会に請願することができる。

#### (請願手続)

**第六十六条** 請願するときは、次の各号を記載した文書に押印のうえ提出しなければならない。

#### (請願の趣旨)

一 請願年月日

三 請願者の名称（個人のときは氏名）および所在地（個人のときは住所）

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名押印しなければならない。

#### (請願の不受理)

**第六十七条** 宗会は、審判院の審判または判定に関する請願については、不受理とする。この場合は、議長が紹介議員を経て却下するものとする。

#### (採択した請願)

**第六十八条** 宗会において採択した請願で、内局その他の機関に關係があるものは、当該機関に送付しなければならない。

2 前項の請願で、関係機関の処理経過および結果の報告の必要があると宗会が認めたときは、その旨を

請願書に付記しなければならない。

補はできない。

(議員の欠員の場合の措置)

**第五章 議員**

**第六十九条** 議員は、被選挙権を失つたときは、その職を失う。

**第六十九条** 議員は、被選挙権を失つたときは、その職を失う。

2 宗会において、議員の資格に疑義を生じたときは、

第十四条の総務委員会が調査、審議し宗会に報告しなければならない。

3 宗会は、前項において議員の資格に問題があると認めたときは、出席議員の三分の二以上の同意を得て議員辞職を勧告できる。

(議員の辞任)

**第七十条** 議員が辞任しようとするときは、その理由を添えて、議長に申請するものとする。

2 宗会は、前項の申請の理由が正当であると認めたときは、これを許可することができる。ただし、宗会の閉会中は、議長がこれを決し、次の宗会の初めにおいて報告するものとする。

3 議員を辞職した者は、残存の任期中は再度の立候

2 議員の発言に關し、不適切と認めるものがあると許されない。

(宗会の規律)

**第七十二条** 宗会内においては、いかなる者も議長の指示に従わねばならず、不適切な発言および行動は

2 議員の発言に關し、不適切と認めるものがあるときは、議長はその一部または全部の取り消しを命ずることができる。

3 議員は、無礼な言葉を用いてはならず、他人の私生活に關して、誹謗または侮辱の言葉を用いることはできない。

4 前項の誹謗または侮辱を被つた議員または被害者は、宗会に訴えて処分を求めることができる。

5 議場においては、何人も次の行為を禁止する。

一 嘘煙

二 電子機器の使用（宗会事務室員の使用を除く。）

三 宗会と無関係な書類の閲読

6 宗会の会議中議場の秩序を乱し、または議事の審議を妨害する議員があるときは、議長はこれを注意もしくは制止し、これに従わないときは、退場を命ずることができる。

（傍聴と傍聴人に対する取り扱い）

**第七十三条** 傍聴を申し出た者については、あらかじめ議長の許可を得なければならない。議員紹介による場合も同様とする。

2 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

3 傍聴人が、会議の妨害をするときは、議長は、これを退場させることができる。傍聴席が騒がしいときは、すべての傍聴人を退場させることができる。

（懲罰動議）

**第七十四条** 懲罰動議の提出は第二十二条の規定を準用する。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた翌日までに提出しなければならない。

（懲罰事犯の審議および決定）

**第七十五条** 議長は、前条の動議が提出されたときは、

これを宗会の議に付し、その決定を経て、公開の議場において宣告する。除名の決定については、議員の出席者の三分の二以上の賛成による議決でなければならない。

（被申告人の弁明）

**第七十六条** 議員は、自己の懲罰に関する前条の会議に参与することができない。ただし、自ら弁明し、または他の議員に依頼して弁明させることができる。

（懲罰の種類）

**第七十七条** 懲罰の種類は、次の各号とする。

- 一 公開した議場での戒告
- 二 一定期間の出席停止
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 一つの事犯についての出席停止は、二日以内とする。

（懲罰の対象）

**第七十八条** 宗会は、次の各号の一に該当する議員に

対して、懲罰することができる。

- 一 法規に従わず、不穏の言動を行つたとき
- 二 議場の秩序を乱したとき
- 三 宗会の品位を傷つけたとき

四 非公開会議の内容を他に漏らしたとき  
五 他人の私生活に関し、誹謗または侮辱の言動を行つたとき

(秩序紊乱等に関する処分)

**第七十九条** 議長の命に抵抗し、または議場を混乱させ、もしくは宗会の品位を傷つける言動を為した議員は、その事情の重いものは出席を停止し、または除名に処することができる。

(欠席議員の処分)

**第八十条** 議長は、議員が招集日を経過した後、引き続き正当の理由なく出席しないときは召状を発する。召状を受けてもなお理由なくして出席しない議員は、第七十八条の規定にかかわらず、宗会に諮つて除名することができる。

## 第七章 議事録

(議事録の作成)

**第八十一条** 宗会は、議事録を作り、当日会議を整理した議長もしくは副議長および議長の指名した議員二人並びに宗会事務室長が署名押印しなければならない。  
2 前項の議員および宗会事務室長が署名したのちは、

(議事録の保存および公開)

**第八十三条** 議事録は、宗会事務室が責任をもつて保管しなければならない。

公式文書としての効力が発生する。ただし、記載内容に議員から異議申し立てがあつたときは、議長は宗会事務室長から事情を聴取し、訂正の必要が生じたときは宗会の議決によらなければならない。

(議事録の記載事項)

**第八十二条** 前条の議事録には次の事項を記載するものとする。

- 一 招集、開会および閉会の年月日
- 二 開議、延会、休憩および散会の月日時
- 三 提出議案の名称
- 四 出席議員の氏名
- 五 議長および常置委員会並びに各委員会の報告事項
- 六 議決の数および議決事項
- 七 発言者と答弁者の各氏名および内容要旨
- 八 動議の議題および提出者の氏名並びに賛成議員氏名

九 前各号に掲げるもののほか、宗会が記載すべきと認めた事項

2 この宗派に属する何人も前項の記録文書の閲覧を

宗会事務室に書面により要求できる。ただし、非公開による会議の記録文書については閲覧要求できない。

置く。

2 前項による委員長の選出は、委員が就任した直後に行つ。

3 委員長は、常置委員会を代表し、その会議の議長となる。

## 第八章 常置委員会

(設置)

**第八十四条** 宗会に常置委員会を置く。

(組織)

**第八十五条** 常置委員会は、議長が宗会にはかつて選任した四人の委員で組織する。

2 前項の委員の任期は、一年とする。ただし、議員の職を失ったときは、任期中であつても解任される。

(予備委員)

**第八十六条** 常置委員会は、前条の委員のほか、予備委員一人を置く。

2 予備委員の選定およびその任期は、前条の規定に準ずる。

3 予備委員は、委員に事故がある場合に委員の職務を行い、その選定は必要に応じて議長が行う。

(委員長)

**第八十七条** 常置委員会に委員の互選による委員長を

(招集)

**第八十八条** 常置委員会は、内局の要請または必要に応じて議長が日時と場所を定めて招集する。

2 前項により常置委員会を招集したときは、総長へ通告しなければならない。

(会議)

**第八十九条** 常置委員会は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

2 会期は一日とする。ただし、必要により委員全員一致の議決により延長することができる。

(委員以外で会議に出席できる者)

**第九十条** 議長および総長、参務並びに総長が任命した説明員は、いつでも会議に出席して意見を述べることができる。

(議事決定)

**第九十一条** 議事は、合議によつて決定する。

(議決事項)

**第九十二条** 常置委員会が審議し決定する事項は、次の通りとする。

- 一 宗会から委任された事項
- 二 内局から臨時に緊急を要する事案として提出された議案（予算の補正を含む。）
- 三 臨時に負担の協約をすること

**2** 前項第二号の規定による予算の補正金額について

は、一般会計および各特別会計において、それぞれの予算額の一割を超えることはできない。

(議決事項の報告その他)

**第九十三条** 委員長は、常置委員会の議決事項をあらかじめ議長に報告し、次の宗会において同意を求めなければならない。ただし、委員長がその資格を失い、宗会の同意を求めることができないときは、その議決事項は宗会事務室長が宗会に報告するものとする。

(議事録)

**第九十四条** 常置委員会は、次の事項を記載した議事録を作成し、各委員はこれに署名押印しなければならない。

- 一 開会および閉会の年月日並びに場所

二 出席した委員および委員でない者の氏名

三 会議に付せられた議題

四 議決事項およびその経過

五 その他常置委員会が必要と認めた事項

## 第九章 宗会事務室

(設置)

**第九十五条** 宗会に宗会事務室を置く。

(宗会事務室員)

**第九十六条** 宗会事務室に宗会事務室長および書記若干人を置く。

**2** 宗会事務室長は、議長が任命し、議長の指揮を受けて宗会の事務を整理する。

**3** 書記は、宗会事務室長の推薦によつて議長が任命し、宗会事務室長の指揮を受けその事務に従事する。

**4** 宗会事務室長および書記の任期は議長の任期に準じる。ただし、後任者が就任するまで、その職務を行ふものとする。

(所管事務)

**第九十七条** 宗会事務室は、次に掲げる事務を担当する。

- 一 宗会における選挙および投票

二 宗会が必要とする議案および文書の起草並びに  
諸般の調査

三 記録

四 警務

五 他の宗務機関およびその他との連絡交渉

六 その他一般の庶務

2 前項の規定は、各委員会につき、これを準用する。

附 則

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

---

# 選挙管理委員会条例

改正第一回 昭和五十五年七月 一日 宗達第一号  
第二回 昭和六十二年七月 一日 宗達第二号  
第三回 昭和六十三年七月 一日 宗達第三号  
第四回 平成二十七年七月 一日 宗達第四号  
第五回 平成三十年七月 一日 宗達第一号

昭和四十八年四月二十八日 宗達第一号

- 第十一章 当選（第五十二条—第五十六条）  
第十二章 選挙違反（第五十七条）  
第十三章 選挙録その他（第五十八条、第五十九条）  
第十四章 補則（第六十条、第六十一条）  
附 則

## 第一章 総 則

### （この条例の目的）

**第一条** この条例は、宗規第五十四条および宗規第十九条に基づき、宗會議員の選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第二章 選挙管理委員会

### （設置）

**第二条** 宗會議員の選挙に関する事務を行うため、宗務所内に選挙管理委員会（以下「選管」という。）を設ける。

### （組織）

**第三条** 選管は、選挙管理委員（以下「管理委員」という。）三人をもつて組織する。

立候補（第二十五条—第二十九条）  
選挙運動（第三十条、第三十一条）  
投票（第三十二条—第四十四条）  
開票（第四十五条—第五十一条）

宗会の選定によって宗務総長が任命する。

- 3 管理委員の任期は、三年とする。ただし、管理委員は任期満了後もその後任者が任命されるまで在任するものとする。

#### (予備委員)

**第四条** 選管に管理委員のほか、管理委員の予備委員

(以下「予備委員」という。) 三人以内を置き、そ

- の就任は、宗規第六十九条第二項の規定を準用する。
- 2 予備委員は、管理委員が欠けた場合、または事故のある場合にその職務を行う。
- 3 前項の職務を行う予備委員からの補充の選定は、選管が行う。

#### (管理委員長)

**第五条** 選管に管理委員の互選による管理委員長を置く。

- 2 管理委員長は、選管を代表し、その事務を総理する。

#### (議事の決定)

**第六条** 選管の議事は、合議によるものとし、合意に達しないときは、多数によつて決するところによる。

#### (主事)

**第七条** 選管に主事を置くことができる。

2 主事は、宗務総長の承認を経て、管理委員長が任命する。

- 3 主事は、管理委員長の指示により、選管の事務に従事する。

## 第三章 選挙権および被選挙権

#### (選挙権)

**第八条** 選挙期日一ヶ月前に僧籍を有する二十歳以上の僧侶は、その選挙区において、宗會議員(以下「議員」という。)の選挙権を有する。

(選挙権を有しない者)

**第九条** 次の各号の一に該当する者は、選挙権を有しない。

一 懲戒処分中の者

二 賦課金を滞納している者

(被選挙権)

**第十条** 寺院の住職または教会の担任教師ならびに僧籍のある代務者は、議員の被選挙権を有する。(被選挙権を有しない者)

**第十一条** 次の各号の一に該当する者は、被選挙権を有しない。

一 懲戒処分中の者

二 賦課金を滞納している者  
(被選挙権の行使ができない者)  
**第十二条** 次の各号の一に該当する者は、被選挙権の行使ができない。

- 一 宗務員
- 二 教務所長

- 三 組長
- 四 審判委員およびその予備委員
- 五 会計検査委員およびその予備委員
- 六 選挙管理委員およびその予備委員

#### 第四章 議員数および選挙区

(議員の定数)  
議員の定数は、十六名とする。

(選挙区)

**第十四条** 選挙区の数、名称、区域および選挙区において選挙する議員の数は、次の通りとする。

選挙区	議員数
第一選挙区	二人
第二選挙区	二人
第三選挙区	二人
第四選挙区	四人

第五選挙区	西讃教区	三人
第六選挙区	鹿児島教区	一人
第七選挙区	特設中央教区	二人

#### 第五章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

**第十五条** 選挙人名簿は、選挙期日二ヶ月前時点の宗教所備付けの寺院および僧侶台帳記載によるもので作成する。

(選挙人名簿作成の準備調査)

**第十六条** 選管は、選挙人名簿を正副二通調製し、選挙期日一ヶ月前までにその副本を該当する教区の教務所長に送付しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

**第十七条** 教務所長は、選管から届いた選挙人名簿の副本を選挙期日十五日前まで、選挙の有権者に縦覧させなければならない。

2 前項の縦覧の場所と期間は、教務所長が定め、教区内の有権者に通知する。

(選挙人名簿の訂正)

**第十八条** 選挙人名簿に脱漏または誤載があると認めた選挙人は、選挙期日十日前までにその理由および

証拠を明らかにして、教務所長を経て選管にその訂正を申請することができる。

**第二十二条** 前項の申請を受けた選管はこれを審査し、その当否を決定して、早急に教務所長を通じて、申請人に通知しなければならない。

**第三条** 前項による審査の結果、選挙人名簿の記載事項に変更を生じたときは、選管はその該当する正副二通の名簿を訂正しなければならない。

#### (選挙人名簿の確定)

**第十九条** 選挙人名簿は、選挙期日一週間前をもつて確定する。

#### (選挙人名簿の記載事項ならびに抄本)

**第二十条** 選挙人名簿には、選挙有権者の氏名、住所、生年月日および所属の寺院または教会の名称を記載し、選挙事務に関し必要とする部数の抄本を作成するものとする。

## 第六章 選挙期日

### (議員の任期満了による選挙期日)

**第二十一条** 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の三十日前以内に行う。

### (立候補届)

## 第七章 立候補

**第二十五条** 議員の候補者となろうとする者は、選挙の期日十五日前までに、文書で選挙区への立候補を

### (解散による選挙期日)

**第二十二条** 宗会の解散による議員の総選挙は、解散した日から五十日以内に行う。

### (補欠選挙)

**第二十三条** 選挙により当選人がその選挙区の議員の定数に達しなかつたとき、または欠員を生じたときは、五十日以内に該当する選挙区における補欠選挙を行わなければならない。ただし、選挙の期日から一年以内は、第五十三条の規定による得票者で当選人とならなかつた者のうちから、得票の順位によつて補充し、議員の任期の終わる最後の一年間は、議員の定数の三分の一以上の欠員を生じなければ、これを行わない。

### (選挙期日の告示)

**第二十四条** 選管は、選挙期日の告示について、選挙期日の三十日前までに派内に告示しなければならない。

選管に届出なければならない。

2 選挙人名簿に登載された者が他人を議員の候補者

としようとするときは、本人の承諾書を添えて、前項の期間内に選管に文書で推薦の届出をすることができる。

3 前二項により、その期日までに届出をした議員の候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないと

きは、選挙期日の前日まで立候補の届出を受理する。ただし、候補者がその選挙区の定数に満ちたときは、この届出を受理しない。

(制限規定による者の立候補)

**第二十六条** 第十二条各号の規定に該当する者は、選挙の告示後五日以内にその職を辞さなければ、議員の候補者となることができない。

(立候補等の届出の受理)

**第二十七条** 議員の立候補届、またはその他の届出を受理したときは、それを取り扱った選管は、届出書の余白に受付の目印をつけて、受領者の氏名を記入し押印しなければならない。

(候補者確定後の取扱)

**第二十八条** 選管は、立候補の期間がすぎ、候補者が確定したときは、候補者名簿を作成して該当する選

挙区の教務所長に通知しなければならない。確定後候補者の死亡または失格によつて異動があつたときは、直ちに候補者名簿を訂正して該当する選挙区の教務所長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた教務所長は、直ちに教区内の選挙有権者に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

**第二十九条** 議員の候補者は、選管に文書にて届出で、候補者であることを辞退することができる。ただし、立候補期間後は、辞退することができない。

## 第八章 選挙運動

(選挙運動の期間)

**第三十条** 選挙運動のできる期間は、立候補の届出後選挙の前日までとする。

(選挙運動のできない者)

**第三十一条** 第九条および第十二条における第二号および第三号を除く他の各号に該当する者は、選挙運動をすることができない。

## 第九章 投 票

(投票管理人)

(投票による選挙)

**第三十二条** 選挙は、投票によつて行う。ただし、議員の候補者の数がその選挙区の議員の定数と同じであるとき、または定数に満たないときは、その選挙区では投票を行わない。

(投票手続の種類)

**第三十三条** 選挙区により投票の手続を郵便による投票（以下「郵便投票」という。）および選挙人が自ら投票場に行き投票箱に投函する投票（以下「直接投票」という。）の二種類とする。

2 前項の選挙区は選管が指定して選挙の告示と同時に告示する。

(投票場の設置)

**第三十四条** 選管は、各選挙区の投票場を指定してこれを選挙期日十五日前までに告示しなければならない。

2 投票場には、投票箱および投票の受理に必要な選挙人名簿抄本を備えなければならない。選挙人名簿抄本は、選管が投票管理人に送付するものとする。

(投票用紙等の交付)

**第三十六条** 選管は、別記の様式によつて投票用紙および投票用の封筒を調製し、選挙の期日十日前までに、選挙人に交付しなければならない。ただし、直接投票の選挙区には指定する投票場にその選挙人数の投票用紙および不在者投票の予定数の投票用封筒を送付しなければならない。

(投票時間および投票場の開閉)

**第三十七条** 投票場は、午前八時に開き午後四時に閉じる。ただし、投票立会人が立会しないときは、これを開くことができない。

(投票立会人)

**第三十八条** 投票立会人は二人以上とし、その投票選挙区に所属して選挙権を有する者のうちから、選挙の期日五日前までに投票管理人が指名する。

**第三十五条** 投票場に投票管理人を置く。  
2 投票管理人は、立候補者を除く選挙権を有する者のうちから管理委員長が選挙の期日十五日前までに任命する。

3 投票管理人は、投票に関する事務を行いこれを管理する。

(投票)

**第三十九条** 投票は、一人一票、単記無記名投票とする。

(投票の手続)

**第四十条** 郵便投票選挙区の選挙人が投票をしようとするときは、投票用紙に候補者一人の氏名を記載し、

一票毎に所定の内封筒に入れて封緘し、再び外封筒に入れて封緘し、指定の投票場の投票管理人に選挙の期日の午後四時までに到着するよう郵送しなければならない。ただし、郵送によらないときは、本人が直接投票管理人に差し出してもよい。

2 直接投票選挙区の選挙人が投票しようとするとき

は、指定の投票場に行き、投票用紙の交付を受けて前項に準じて投票用紙に記載し、自ら投票箱に投函しなければならない。この場合は封票を用いない。ただし、選挙人が病気その他の事由によって選挙当日投票場に行くことができない不在者投票者は、その前日までに投票用紙および投票用封筒の交付の請求をしてその交付を受け、前項の規定に準じて、投票することができる。

(投票の受理)

**第四十一条** 郵便投票を受けた投票管理人は、選挙人

名簿抄本と照合し、外封筒を開封、内封筒は封緘してそのまま投票箱に投入しなければならない。

2 直接投票場における投票管理人は、選挙当日選挙人が投票を申し出たときは、本人であるかどうかを確かめ、投票用紙を交付すると共に選挙人名簿抄本の投票者名に投票済の印を付さなければならない。

(投票の管理)

**第四十二条** 投票管理人は、投票場を閉じる時刻がきたとき、投票立会人と共に投票箱を封緘し、投票録および当日使用の選挙人名簿抄本と共にその当日、選管が指定する開票場に送致しなければならない。

(再投票)

**第四十三条** 当該選挙区の有権者数の二分の一以上の多数の選挙人が天災その他避けることのできない理由で投票しなかつたとき、再投票の必要があると投票管理人が認めたときは、投票管理人は投票立会人に諮り、その全員の同意を得て、その旨を選管に申告しなければならない。

2 前項の申告を受けた選管は、再投票の期日を決定し、教務所長を経由して投票期日五日前までに有権者に通知しなければならない。ただし、この場合の投票の期日は、先の期日より二十日以内でなければ

ならない。

3 前項による再投票の場合は、先の投票は無効とし、投票用紙ならびに投票用封筒は、選管において再調製し、これを交付する。この場合における投票用紙ならびに投票用封筒には「再」の印を付する。

#### (投票録の作成)

**第四十四条** 投票管理人は、投票録を作成し、投票立会人と共に署名押印しなければならない。

2 投票録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 投票場の所在地
- 二 投票場の開閉の日時
- 三 有権者の総数および投票数
- 四 郵便投票者および不在者投票者の氏名
- 五 投票用紙および郵便投票用封筒の受領総数ならびに残余数

## 第十章 開 票

#### (開票場の設置)

**第四十五条** 選管は、各選挙区の開票場を指定して選

挙期日五日前までに告示しなければならない。

(開票管理人)

第 四十六 条 開票場に開票管理人を置く。

2 開票管理人は、立候補者を除く選挙権を有する者のうちから、管理委員長が選挙の期日五日前までに任命する。

#### (開票の日時)

**第四十七条** 開票は、投票日またはその翌日に行い、その日時は選管が決定して、開票場設置の告示と同時にこれを告示する。

2 開票管理人は、天災その他の事故で全部または一部の選挙の開票を前項の日時に行うこと�이できないときは、当該開票区の開票を順延することができる。ただし、三日間を順延しても、なお開票することができないときは、選管に開票日の変更を申請しなければならない。この場合、申請を受けた選管は、開票変更の日時を定め当該開票区に告示しなければならない。

#### (開票立会人)

**第四十八条** 開票立会人は、二人以上とし、開票選挙区に所属して選挙権を有する者のうちから、選挙の

期日二日前までに開票管理人が指名する。

(開票)

第 四十九 条 開票管理人は、開票立会人立会のうえ、

投票箱を開き、封筒に封緘してある投票は開封し、

投票の総数と相違ないかを計算しなければならない。

投票の総数と投票人の総数とが相違するときは、

開票管理人は、開票立会人の意見を聞いて処置しなければならない。

投票の効力は、開票立会人の意見を聞き、開票管

理人が決定しなければならない。

次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

一 所定の投票用紙および投票用封筒を用いていな

いもの

二 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。た

だし、身分、敬称の類はこの限りでない

三 候補者二名以上の氏名を記載したもの

四 候補者の氏名を確認し難いもの

五一投票封筒の中に二投票以上の投票を同封した

もの

開票管理人は、第一項および第三項による開票な

らびに投票の点検が終わつたときは、候補者の得票数を各別に計算しなければならない。

(開票結果に関する報告)

第五十条 前条第五項による計算によって、候補者の各得票数が明らかになつたときは、開票管理人は直

ちにこれを選管に報告しなければならない。

(開票録ならびに開票事務の報告)

第五十一条 開票管理人は、前条の報告と同時に開票

録を作成し、開票立会人と共に署名押印し、投票管

理人から送致の書類および投票と共に選管に提出し

なければならない。

2 開票録には次の事項を記載するものとする。

一 開票場の所在地および年月日

二 開票開始と終了の時刻

三 有効投票および無効投票の数

四 被選挙人の各得票数

五 投票に関しての開票管理人および開票立会人の意見

六 その他必要な事項

## 第十一章 当 選

(当選の決定)

第五十二条 開票管理人から前条による報告を受けた

選管は、その選挙における有効投票の最多数を得た者から、順次当選人および次点者の順位を決める。

2 当選人および次点者の順位を決めるに際して、得票が同じであるときは、選管が抽選で決める。この

場合における抽選は、選管が立会人となり、管理委員長が主宰して行う。

(当選人決定の場合における告知および告示)

**第五十三条** 当選人が決定したときは、選管は直ちに当選人に告知し、当選人および次点者の氏名を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

**第五十四条** 当選人の当選の効力は前条による当選人の告示のあつた日から生ずる。

2 選管は、当選人の当選の効力が生じたときは直ちにこれを宗務総長に報告し、当該当選人に当選証書を交付しなければならない。

(選挙または当選の効力に関する異議の申し立て)

**第五十五条** 選挙または当選の効力に関する異議のある選挙人または候補者は、選管を相手として、当選の告知のあつた日から十日以内に審判院にその異議の申し立てをし、判定を求めることができる。

(効力の異議の判定)

**第五十六条** 前条の規定による申請を受理した審判院は、直ちにこれを審査し、申請のあつた日から十日以内に判定して申請人に通知しなければならない。何人もこの判定に関して異議を申し出ることはでき

ない。

2 審判委員長は、前項の判定を、文書をもつて宗務総長および選管に報告しなければならない。

## 第十二章 選挙違反

(選挙違反)

**第五十七条** 次の行為を選挙違反とする。

一 饗応もしくは金品を供与して投票させ、または投票を止めさせ、もしくはこれに応じる

二 言辞、文書その他の方法をもつて選挙人を脅迫して投票させ、または選挙権の行使を妨害する

三 当選を妨げる目的をもつて文章または演説その他の方法によつて候補者に関する虚偽の事項を公にする

四 投票場または開票場において、その管理人または立会人に暴行を加え、会場を騒擾し、または投票用紙または郵便投票用封筒を詐取または奪取する

五 投票用紙または郵便投票用封筒を改造する

## 第十三章 選挙録その他

### 附 則

(選挙録)

**第五十八条** 管理委員長は、選挙に関する顛末を記載した選挙録を作成し、管理委員と共に署名押印しなければならない。選挙録は選管において保管する。  
(投票録、開票録ならびに選挙に関する証拠書類の保管)

**第五十九条** 選管は、投票録、開票録ならびに選挙に際し使用した選挙人名簿の抄本および投票用紙を次の総選挙まで保管しなければならない。

## 第十四章 捷 補

(投票区等の設置に際する選挙人の意見の尊重)

**第六十条** 選管は、投票区、投票場、開票場を定めるときは、該当する選挙人の意見を尊重しなければならない。

(条例施行に際する疑義の決定)

**第六十一条** この条例施行に際し疑義を生じたときは、管理委員長が選管に諮つて決める。

1 この条例は、発布の日から施行する。

2 選挙管理委員会条例第十三条および第十四条の改正は、宗教法人「真宗興正派」規則の改正の認証を受けた日以後に到来する議員の選挙から施行する。



## 教区条例

めに、教務所を設ける。

- 2 前項の教務所の所在地は、教務所長が教区会の同意を得て定め、宗務総長に届け出るものとする。

(教務所長)

昭和四十八年七月一日 宗達第五号  
改正第一回 平成十七年六月一日 宗達第十一号  
第二回 平成二十七年七月一日 宗達第七号

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第五十一条および第五十二条の規定による教区および組の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(教区の設置)

**第二条** 教区は、二十以上の寺院および教会が存在する区域をもつて、その単位とする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 教区の名称および区域は別表の通りとする。  
(教務所)

**第三条** 教区には、その教区における教学の振興および教化活動の推進を図り、宗務運営の円滑を図るた

教区条例

**第四条** 教務所長は、その教区内の教師のうちから教区会が選定し、その推薦によって宗務総長が任命する。ただし、次に掲げる者は、教務所長に就任することができない。

- 一 内局、次長および宗務職員
- 二 宗會議員および宗会事務室員
- 三 審判委員およびその予備委員
- 四 会計検査委員およびその予備委員
- 五 懲戒処分中の者
- 六 賦課金の滞納者

2 教務所長の任期は教区規程によつて、これを定める。

(教務所長の職務)

**第五条** 教務所長は、その教区における次の事項を行なう。

- 一 内局その他の宗務機関から要請された事項
- 二 通達の伝達
- 三 布教および布教の実情調査並びに奨励に関する

## 事項

- 四 教区会に関する事項
- 五 教区委員選出に関する事項
- 六 組および組長に関する事項
- 七 寺院、教会および所属団体に関する事項
- 八 僧侶、坊守および寺族に関する事項
- 九 教区規程の制定およびその改廃に関する事項
- 十 寺院、教会または僧侶からの申請および進達に関する事項
- 十一 教化および公益その他の事業並びにその施設に関する事項
- 十二 他の宗教団体、官公署およびその他の団体との交渉連絡に関する事項
- 十三 会計事務に関する事項
- 十四 宗派の法規または教区規程によって定められた事項
- (教務所長の報告事項)
- 第六条 教務所長は、次の事項について、すみやかに内局に報告しなければならない。
- 一 内局の要請に対する処置
  - 二 教区会の議事の内容および議決した事項
  - 三 その他必要な事項

## (賛事)

- 第七条** 教務所に教務所長の事務を補佐するために必要な賛事若干人を置くことができる。
- 2 賛事は、その教区内の教師のうちから教務所長が選任し、その任期は、教務所長の任期に準ずる。
- 3 賛事は、教務所長の指揮を受けて教区の事務に従事する。

## (教区会)

- 第八条** 教区は、教区に関する重要な事項を審議するために教区会を置く。
- 2 教区会は、教区委員若干人で組織し、その選出および任期は、その教区における教区規程で定める。
- 3 教区会には、教区委員の互選による教区委員長を置き、必要に応じて教区副委員長を置くことができ る。その任期は当該教区規程により定める。
- 4 教区会の招集は、教務所長が行う。
- 5 教区会は、次の各号を審議し、議決する。
- 一 内局または教務所長から諮問された事項
  - 二 教区規程の制定およびその改廃
  - 三 教区の予算および決算
  - 四 教区費に関する事項
  - 五 教務所長から提出された議案または教区規程に

よつて定められた事項

六 その他重要な事項

(組)

**第九条** 教区は、その事務運営の円滑を図るため、その地域内を区分し組を設け、その組内における寺院、教会その他の団体および僧侶を分属させる。

2 組は、前項の設立の目的のほか、必要に応じて事業または業務を行うために組内会を設けることがで  
きる。

3 組内会の招集は組長が適宜行う。

4 第一項による組の設置、名称その他に関する事項  
は、教区規程において定めるものとする。

(組長)

第十条 組には、組長を置く。

2 組長の選出およびその任期は、教区規程の定めるところにより、教務所長の申請によって宗務総長が任命する。

3 組長の職務は、教区規程によつて定める。

(教区規程)

**第十一条** 教区は、教区規程を制定しなければなら  
い。

2 教区規程の制定およびその改廃は、教区会の議を

経て、宗務総長の承認を受けなければならない。  
教区規程には、次の事項を記載するものとする。

一 名称

二 地域

三 教区会に関する事項

四 教区委員の選出および任期に関する事項

五 組の設置およびその運営に関する事項

六 組長の選出、任期および職務に関する事項

七 教区の財務に関する事項

八 事業および業務

九 その他の必要事項

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

別表 教区の名称および区域（現状区分）

名 称	区 域	名 称	区 域
北海道教区	北海道	鹿児島教区	鹿児島県、宮崎県
大和教区	奈良県 大阪府、兵庫県	特設中央教区	東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県
阪神教区	香川県（高松市、さぬき市、東かがわ市、坂出市、木田郡、綾歌郡） 香川県（丸亀市、善通寺市、観音寺市、三豊市、仲多度郡）		

# 別院条例

## 第二章 別院

### (別院の種類)

**第五条** 別院は次の通りとする。

平成二十六年十月二十二日 宗達第八号  
改正第一回 平成二十七年十月十五日 宗達第十八号  
改正第三回 令和四年六月二十九日 宗達第一号

### 第一章 総則

#### (条例の目的)

**第一条** この条例は、宗教法人「興正寺」規則第五章に基づき別院について規定することを目的とする。

#### (法人格)

**第二条** 別院は、宗教法人としなければならない。

#### (名称)

**第三条** 別院の名称には、必ず「興正寺別院」の名を附さなければならない。

#### (別院の義務)

**第四条** 別院は、宗派の護持に努め、規則を遵守し、賦課金を納める義務を有する。

ない。

- 3 別院が門徒の教化を図るために、当該教区の寺院、僧侶および門徒は、別院の護持に努めなければならぬ。

ない。

(僧籍)

- 第七条 教区に關わる別院には、僧籍をおくことはできない。

(門主が関わる別院)

- 第八条 第五条の別院の内、門主に關わる別院は次の通りとする。

一 富田林興正寺別院

### 第三章 別院の役職および職員

#### 第一節 住職

(別院の住職)

- 第九条 別院の住職は、真宗興正派宗規の定めるところにより、門主が就任する。

(住職代務)

- 第十条 別院の住職代務には、真宗興正派宗規に定めることにより、興正寺住職代務者があたる。

#### 第二節 輪番

(輪番)

- 第十一條 別院には輪番をおく。

- 2 輪番は住職の命を受け、別院の事務および法務を行う。

- 3 輪番の任期は三年とする。ただし再任は妨げない。

(輪番の任命)

- 第十二条 第五条第一号から第五号の別院輪番は、教師資格を有する僧侶の内から、別院規則により選定し、宗務総長の承認のもと、門主が任命する。

- 2 第八条の別院は、門主の血縁もしくは門主が認められた者が輪番となり、門主が任命する。

(輪番代務者)

- 第十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、輪番代務者を置かなければならない。

- 一 輪番が死亡、辞任その他の事由に因つて欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき

- 二 輪番が病気、その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき

(代務者資格)

**第十四条** 輪番の代務者は、教師資格を有する僧侶の内から、別院の責任役員会の同意を得た者につき、宗務総長の承認のもと、門主が任命する。  
2 代務者は、輪番に代わってその職務をおこない、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

**第三節 承 仕**

(承仕)  
**第十五条** 別院には職員として、承仕を置くことができる。

2 承仕は、当該別院に関する僧侶の内から、輪番が任命する。  
3 承仕の任期は、三年とする。  
4 承仕は、住職および輪番の命を受け、この別院の業務に従事する。

(設置)  
**第四節 総 代**

**第十六条** 別院の運営護持に資するために、総代会を置くことができる。

(任期)  
**第十七条** 総代の任期は三年とし、再任を妨げない。  
2 総代が、その職務にあたり、ふさわしくない行為をしたときは、輪番は、責任役員会の同意を得て、解任することができる。

**第十八条** 総代を解任および委嘱したときは、速やかに宗務総長に届けなければならない。

**第五節 世 話 人**

(定義)

**第十九条** 別院には、世話をおくことができる。  
2 世話人は、当該別院の規則により選出し、輪番が委嘱する。

## 第四章 別院の法人役員

(代表役員および責任役員)

**第二十条** 別院には、当該寺院の規則により三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、輪番をもつてあてる。

3 代表役員および責任役員の任期は三年とする。

(責任役員)

**第二十一条** 責任役員は、当該別院の規則により選出

し、輪番から申請された者について宗務総長の承認のものと、門主が任命する。

(責任役員会およびその職務権限)

**第二十二条** 別院には、責任役員をもつて組織する責

任役員会を置き、宗派規則第十四条第一項の事務を

決定する。

2 責任役員会は、代表役員が招集する。

3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等とする。

(代務者)

**第二十三条** 代表役員の代務者は、輪番代務をもつてあてる。

2 責任役員の代務者は、当該別院規則によつてあてる。

## 第五章 事 務

(備付帳簿)

**第二十四条** 別院には、次の書類を備えこれを常に整備しなければならない。

一 規則および所轄庁の認証書

二 役員および門徒名簿

三 法要儀式に関する記録

四 教化に関する記録

五 境内、建物に関する書類

六 墓地台帳および納骨台帳

七 永代経に関する書類

八 事業がある場合はその書類および契約書

九 法寶物および備品台帳

十 会計事務に関する書類

十一 所属団体および個人に関する書類

十二 その他必要な帳票簿

(報告)

**第二十五条** 輪番は、当該別院の毎年度初めに、事務報告書、予算書および決算書を、第六条の教区に関

わる別院は教区会または宗務総長に、第八条の門主に  
に関わる別院は宗務総長に提出しなければならない。

## 第六章 財務

(財産の区分)

- 第二十六条** 別院の財産は、特別財産、基本財産および普通財産とする。
- 2 特別財産は、宝物および什物について設定する。
  - 3 基本財産は、次の財産について設定する。
    - 一 土地、建物その他の不動産
    - 二 公債、社債その他の有価証券
    - 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
    - 四 基本財産として指定された寄附金
  - 4 普通財産は、特別財産および基本財産以外の財産、財産から生ずる果実および一般の収入とする。  
(特別財産および基本財産の設定および変更)

- 第二十七条** 特別財産もしくは基本財産の設定またはその変更をしようとするときは、責任役員会の議決を経て、第六条の教区に関わる別院は教区会および宗務総長の承認、第八条の門主は宗務総長の承認を得なければならない。

(財産の処分等)

**第二十八条** 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会の議決を得て、第六条の教区に関わる別院は教区会および宗務総長の承認、第八条の門主に  
関わる別院は宗務総長の承認を受けた後、その行為の少なくとも一月前に、門徒その他の利害関係人に對し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くもの、もしくは軽微のものであること、また第五号に掲げる行為が一時間の期間に係るものであることについて、責任役員会の同意を得たときはこの限りでない。

- 一 不動産または財産目録に掲げる宝物を処分し、または担保に供すること
- 二 借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の  
借入を除く)または保証をすること
- 三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却または著しい模様替をすること
- 四 境内地の著しい模様替をすること
- 五 主要な境内建物の用途もしくは境内地の用途を  
変更し、またはこれらをこの寺院の主たる目的以外の目的のために供すること

## (財産目録の作成)

**第二十九条** 財産目録は、毎会計年度終了後三月内に作成し、責任役員会の議決を得て、第六条の教区に關わる別院は教区会および宗務総長に、第八条の門主に關わる別院は宗務総長に報告しなければならない。

## 第七章 事業その他

## (公益事業)

**第三十条** 別院は、その目的のために、公益事業およびその他の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該寺院、宗派または当該別院が援助する宗教法人もしくは公益事業のために使用しなければならない。

2 前項の事業を行う別院は、その事業を行うために必要な手続きを終了した後、その名称、目的、所在地、種類、財務、機関およびその他必要な事項を記載して、宗務総長に提出しなければならない。

## (所属団体)

**第三十一条** 別院は、その目的達成に資するために、所属団体を組織することができる。  
2 前項の所属団体を組織した時は、前条第2項に準

じて宗務総長に届け出るものとする。

## 第八章 捕則

## (規則の変更および合併または解散)

**第三十二条** 各別院の規則を変更しようとするときは、責任役員全員の同意を得、第六条の門主に關わる別院は教区会の議決を経、第八条の門主に關わる別院は宗会において定数の三分の二以上の議決を経た上、門主の認許を得て、両者とも宗務総長の承認を得て、所轄庁の認証を受けなければならない。各別院が合併または解散しようとするときもまた同様とする。

## (残余財産の帰属)

**第三十三条** 別院が解散した場合における残余財産は、本山興正寺に帰属する。

## (宗派規則の効力)

**第三十四条** 宗派の規則および宗規中この別院に關係がある事項に関する規定は、この別院についても、その効力を有する。

## 附則

この条例は、平成二十六年十月二十二日から施行する。

附 則（改正第二回）

この条例は、発布の日から施行する。

附 則（改正第三回）

この条例は、発布の日から施行する。



# 宗務所条例

## (会議の招集)

**第二条** 内局会議は、宗務総長（以下「総長」という。）が招集する。

改正第一回 昭和四十八年七月一日 宗達第四号  
宗達第一号

第二回 平成五十三年五月三十日 宗達第十一号  
宗達第二号

第三回 平成二十七年七月一日 宗達第二号

## 目 次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 内局会議（第二条—第六条）
- 第三章 部門その他（第七条—第十二条）
- 第四章 宗務職員（第十三条—第二十一条）
- 補則（第二十二条）
- 附則

## 第一章 総 則

### （この条例の目的）

**第一条** この条例は、内局の職務に属する宗務執行について必要な事項を定めることを目的とする。

宗務所条例

## 第二章 内局会議

**第三条** 内局会議は、二ヶ月に一回以上開かなければならぬ。

### （開会）

2 参務は、案件の如何を問わず、総長に内局会議の開会を求めることができる。

### （議決）

**第四条** 内局会議は、総長がこれを主宰し、その会議の決定は、全員一致によらなければならない。

### （規定以外の付議）

**第五条** 総長および参務は、宗規第四十二条に規定するもののほか、特に必要があると認めた事項を内局会議に付することができる。

### （会議録）

**第六条** 内局は、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 開会の年月日時
- 二 開会の場所

- 三 出席者の氏名  
 四 会議に付した議題  
 五 決定した事項  
 六 その他必要と認めた事項

### 第三章 部門その他

#### (部門の設置)

**第七条** 内局が行う宗務を処理するため、宗規第四十一条に基づき、総務部、教務部および財務部を置き、それぞれ参務に分掌させる。

2 各部門に宗務職員を配置する。

#### (臨時部門の設置)

**第八条** 内局は、前条第一項に規定するもののほか、特別な法要または事業を行うために、必要な部門を設けることができる。

2 前項の部門を設置しようとするときは、所管事項

および機関その他の必要事項を備えた条例を制定しなければならない。

#### (特定機関の設置)

**第九条** 内局は、前二条に規定するものほか、必要事項について調査または審査を行うための特定の機関を設けることができる。

- 2 前項の規定による機関の設置については、前条第二項の規定を準用する。
- 第十条** 総務部の所管事項
- 一 内局会議の開催および記録に関する事項
  - 二 法規制定および改廃に関する事項
  - 三 宗会、選挙に関する事項
  - 四 通達に関する事項
  - 五 申請および届出に関する事項
  - 六 役員および職員その他の任免の取り扱いに関する事項

- 七 文書管理に関する事項
- 八 渉外および広報に関する事項
- 九 辞令、許状および賞状に関する事項
- 十 寺院および教会の設立、移転、合併、解散並びに寺院および教会規則に関する事項
- 十一 住職、担任教師、総代および代務者の任免に関する事項
- 十二 堂班の許可に関する事項
- 十三 僧籍および坊守籍に関する事項
- 十四 教区、組および寺院に関する事項
- 十五 申物その他の取り扱いに関する事項

- 十六 調査および統計に関する事項  
十七 社会事業および公益事業に関する事項  
十八 門徒および所属団体に関する事項  
十九 表彰に関する事項  
二十 宗報に関する事項  
二十一 他の部に属しない事項
- (教務部の所管事項)
- 第十一条 教務部の所管事項は、次の通りとする。
- 一 宗学の研究および教学の振興に関する事項
  - 二 法要、儀式の研究、指導統一研修に関する事項
  - 三 法要、儀式の執行の際に必要な諸事項に関する事項
  - 四 法要、儀式の用に供する備品の管理に関する事項
  - 五 布教に関する事項
  - 六 教化伝道に関する事項
  - 七 参拝および来賓に関する事項
  - 八 宗教教育に関する事項
  - 九 僧侶の養成に関する事項
  - 十 教師の検定および補任に関する事項
  - 十一 安居に関する事項
  - 十二 研修に関する事項

宗務所条例

- 十三 学階に関する事項  
十四 華園学院に関する事項  
十五 図書の管理に関する事項  
十六 各種出版物の編集および出版計画、普及および頒布に関する事項  
十七 ホームページによる広報、教化活動に関する事項
- (財務部の所管事項)
- 第十二条 財務部の所管事項は、次の通りとする。
- 一 宗派が管理する財産の管理および保管に関する事項
  - 二 予算および決算に関する事項
  - 三 宗派の出納事務に関する事項
  - 四 建築營繕等に関する事項
  - 五 契約に関する事項
  - 六 その他財務に関する事項
- 第四章 宗務職員
- (宗務職員)
- 第十三条 内局が行う宗務を処理するため、宗務所に宗務職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員は、内局会議の議を経て総長が採用する。

3 職員の員数は十五人以内とする。服務内容は就業規則で定める。

(非常勤職員)

**第十四条** 総長は、宗務執行に必要である場合に、内局会議の議を経て、非常勤職員を任用することができる。

2 非常勤職員は、所管部門の參務の指示する業務にあたる。

3 非常勤職員の服務内容は、非常勤職員就業規則で定める。

(臨時職員)

**第十五条** 総長は、宗務執行に必要である場合に、内

局会議の議を経て、臨時職員を任用することができ

(部門の職階)

**第十六条** 宗務所の各部門に次の職階を置くことがで

きる。

- 一 次長
- 二 主任
- 三 一般事務職

(職員の服務の基本)

**第十七条** 職員は、法規を守り職務に専念しなければならない。

2 職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職員の免職)

**第十八条** 総長は、職員が次の各号の一に該当すると

きは、内局会議を経てその職を免ずることができる。

一 精神または身体の故障により執務することができ

きないとき

二 勤務怠慢および勤務成績不良のとき

三 一身上の都合で退職を願い出たとき

(職員の休職)

**第十九条** 職員は、病気その他の事故で、三ヶ月以上

執務することができないとき、総長はその者に休職を命ずることができる。

(職員の定年)

**第二十条** 職員は、定年に達したときは、別に定める

ところにより退職する。

(職員の解雇)

**第二十一条** 職員は、審判院において軽戒以上の懲戒に処せられたときは解雇される。

## 補 則

**第二十二条** この条例に定めるもののほか、その細則を必要とする場合は、章程でこれを定めることができます。

## 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



# 審判院条例

補則（第四十一条）  
附則

## 第一章 審判院

昭和四十八年七月一日 宗達第六号

改正第一回 昭和六十三年七月一日 宗達第五号  
第二回 平成二十七年七月一日 宗達第五号

## 目次

- 第一章 審判院（第一条—第六条）  
第二章 審判  
第一節 懲戒処分の申告および審判の申請（第七条—第十条）  
第二節 除斥および忌避（第十一条—第十三条）  
第三節 審判に関する審判委員会（第十四条—第二十九条）  
第四節 その他の審判委員会（第三十条、第三十一條）  
第五章 判定（第三十二条—第三十四条）  
第六章 調停委員会および調停（第三十五条—第三十九条）  
第七章 費用（第四十条）

（この条例の目的）

**第一条** この条例は、宗規第六十二条の規定に基づく審判院の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

**第二条** 審判院は宗規第六十四条および六十五条の規定により審判委員三人をもつて組織する。

2 審判委員の互選により、審判委員長および審判副委員長を決めなければならない。

3 審判院には審判委員の予備委員（以下「予備委員」という。）一人以内を置く。

（予備委員）

**第三条** 審判院に審判委員のほか、予備委員を置き、その就任と任期は、宗規第六十五条の規定を準用する。

2 予備委員は、審判委員が欠けたときその補欠として審判委員に就任する。審判委員が病気その他の事由により、審判委員会に出席できない場合、審判委

員の職務を行ふ。

- 3 予備委員が審判委員に就任した場合における任期は、その前任者の残任期間とし、審判委員の事務を代行した場合の任務は、その事件の審判または判定が終まるまでとする。

(審判委員長)

#### 第四条 宗規第六十六條の規定による審判委員長の任期

期は、審判委員としての在任期間とする。

- 2 審判委員長が死亡、辞任その他の事由に因つて欠けた場合は、直ちに予備委員のうちから一人を委員に就任させ、互選しなければならない。

- 3 審判委員長が、病気その他の事由により、その職務を行うことができないときは、審判副委員長がその職務を行う。

- 4 審判委員長は、審判院を代表し、その事務を総理する。

(調停委員)

#### 第五条 審判委員長は、紛争または係争に関し、調停

- を必要とする場合は、その事件に関係のない教師のうちから、調停委員若干人を選定し、これを委嘱する。

- 2 調停委員の任期は、指定された事件の調停の業務

の終了によつて終まる。

(主事)

#### 第六条 審判院に、主事を置くことができる。

- 2 主事は、審判委員長が選任し、審判院の事務に従事する。

## 第二章 審 判

### 第一節 懲戒処分の申告および審判の申請

#### (懲戒処分の申告人)

- 第七条 僧侶は、僧侶に非違があつたことを覺知したときは、その懲戒処分を審判院に申告することができる。

(被害者の審判申請)

#### 第八条 寺院、教会、僧侶または寺族は、係争その他

- によって害を被つたとき、その加害者を相手として、審判院にその審判を申請することができる。

(申告または申請の手続き)

#### 第九条 申告または申請は、文書をもつて次の事項を記載のうえ、署名押印しなければならない。

- 一 申告人または申請人の住所・氏名  
二 被申告人または加害者の住所・氏名

### 三 審判を求める趣旨

#### 四 実状

#### 五 証拠

(申告または申請の不受理)

**第十一条** 審判委員長は、前条による申告または申請の書類を調査のうえ、その記載事項において、不明または不完全な場合は、その補正を命じ、これに応じないものは、これを却下することができる。

### 第二節 除斥および忌避

(審判委員の除斥)

**第十二条** 審判委員が次の各号の一に該当するときは、その審判委員会から除斥される。

- 一 被審人および申告人または申請人であるとき
  - 二 前号の親族または同居人であるとき
  - 三 審判に付せられる事件の利害関係人であるとき
  - 四 当該事件について、証人になつたとき
- 2 前項の決定は、審判院がこれを行う。  
(審判委員の回避)

**第十三条** 審判委員は、前条の各号の一に該当すると認めるとときは、除斥されることを告げて回避しなければならない。

### (審判委員の忌避)

**第十四条** 審判は、審判に関する審判委員会（以下「審判委員会」という。）において行う。  
(審判委員会開会の手続)

**第十五条** 審判委員会は、審判委員長が開会の日時および場所を定め、審判委員を招集し、当該事件の関係人および審判に必要であると認める証人並びに参考人を召喚しなければならない。この場合における召喚状には、審判事項を付記するものとする。

2 審判委員長は、前項の手続をしたときは、これを宗務総長に通知しなければならない。

(審判委員会の主宰、開会並びに秩序維持)

**第十六条** 審判委員会は、審判委員全員が出席しなければ開くことができない。

2 審判委員会は審判委員長の主宰のもと、その秩序の維持にあたる。

3 審判委員会は、審判委員長の開会の宣言によつて開始し、引き続き開会の理由またはその主旨の説明をしなければならない。

4 審判に関する事件の最初の審判委員会においては、

前項の手続きに従いて、審判委員の指名する申告人の申告または申請人の申請の趣旨説明が行われなければならない。

5 審判委員長は、被審人、関係人、証人または参考人が審判委員会の秩序の維持に関する指示に従わなければなりぬ。

(審判事件の関係人の意見または弁明陳述)

**第十七条** 審判院は、審判に際して、その関係人を召喚してその意見または弁明を求めることができる。

2 病氣その他の事由により、やむを得ず前項の召喚

に応じることのできない被召喚者は、その意見または弁明を書類をもつてすることができる。

(証人の請求)

**第十八条** 申告人、申請人または被審人は、自ら指定する人を証人として出頭せしめ、その人から事情を聴取することを審判院に請求することができる。

(証人の証言および参考人の意見聴取)

**第十九条** 審判院は、審判に際して、この宗派に属する僧侶、寺族、總代その他の人びとを証人または参考人として召喚し、証言または意見を聴取することができる。

2 前項の被召喚者が、やむを得ない事由に因つて召喚に応じられないときは、審判委員が当該人の居所に出張して、証言または必要事項を聴取することができる。

(証拠書類の提出)

**第二十条** 審判院は、審判する事件に關係のある書類および物品のうち、審判に必要があると認めるものにつき、その提出を求めることができる。

(係争の審判中の調停回付)

**第二十一条** 審判院は、係争に關する審判の審査の経過に鑑み、事件を調停に付することが適當であると

認めるときは、審判を中斷し職権で調停に付することができる。

2 前項の調停が成立しないときは、審判を再開しなければならない。

(係争の和解勧告)

第二十二条 審判院は、係争に関する審判中において、いつでも係争の当事者に和解を勧告することができます。

(審判委員会の非公開)

第二十三条 審判の会議は、これを公開しない。

(守秘義務)

第二十四条 審判委員および主事は、審決以外の審判の経過は、これを外に漏らしてはならない。

(審決)

第二十五条 審決は、審判委員の合議によるものとし、合議が整わないときは、審判委員の多数によつて決する。

(審決書の作成)

第二十六条 審判が終わつたときは、次の事項を記載した審決書を作成し、審判委員全員が署名押印しなければならない。

一 主文

## 二 理由

(審決の言い渡し)

第二十七条 審決は、審判委員長から被申告人または係争の当事者に言い渡しをする。ただし、言い渡しをすることができないときは、その関係人に書留郵便の発信をもつて通告してこれに代える。

(審決の宗務総長への通知)

第二十八条 審判院は、審決事項を宗務総長に通知するものとする。

(審判および審決に対する不干渉権)

第二十九条 審判院が行う審判および審決に対しては、何人といえども干渉することはできない。

## 第四節 その他の審判委員会

(懲戒の減免審査に関する審判委員会)

第三十条 懲戒並びに懲戒減免条例による懲戒の減免審査を行う場合における審判委員会の審査および決定は、第十四条から第十六条および第二十五条から第二十九条の規定を準用する。

(その他の審判委員会)

第三十一条 第十五条、第十六条第一項第二項および第三項、並びに第二十八条の規定は、その他の審判

委員会につき、これを準用する。

### 第三章 判 定

(宗会議員選挙の疑義判定の申請)

**第三十二条** 宗会議員の選挙または当選の効力につき、選挙管理委員会が決定した事項に關し、異議のある宗会議員選挙資格者は、審判院にその疑義の判定を申請することができる。

2 前項の申請の手続については、第九条の第一号と

(第三号から第五号までの規定を準用する。)

(宗会議員選挙の疑義判定に関する審判委員会)

**第三十三条** 第二十五条から第二十六条、第二十八条および第二十九条の規定は、選挙または当選の効力に關する疑義の判定に關する審議につき、これを準用する。ただし、この場合においては審決を判定と読み替えるものとする。

(宗会議員選挙の疑義判定の通告)

**第三十四条** 審判院は、宗会議員選挙の疑義判定の報告を、文書をもつて申請人、宗務総長および選挙管理委員会に通告するものとする。

(調停の申請人)

**第三十五条** 宗派内、寺院または教会において紛争を生じたときは、その当事者は、審判院に調停を申請することができる。

2 宗務総長は、宗派内の紛争を調停に付することが適當と認めるときは、前項に準じて調停を申請することができる。

(調停申請の手続)

**第三十六条** 調停の申請は文書によるものとし、次の事項を記載し、請求の事由を証明する書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所、所属寺院または教会の名称および請求の年月日
- 二 相手方の氏名、住所、所属寺院または教会の名稱

三 請求の事由

(調停の申請の調査)

**第三十七条** 審判委員長は、調停を申請された書類の調査を行い、調停委員を選定しなければならない。

### 第四章 調停委員会および調停

(調停委員会)

**第三十八条** 審判委員長は、前条による調停申請の書類を調査の上、不受理のときは申請書に理由書を添えて申請者に返送する。受理したときは第四条第一項の規定により日時および場所を定めて調停委員を

招集し、調停委員会に委嘱する。

2 第二十条第一項の規定により調停に付す場合も、第五条第一項の規定を準用する。

(調停)

**第三十九条** 調停の進行は、調停委員が行う。

2 調停の申請人および相手方は審判院の指示に従わなければならぬ。

3 調停は、調停条件を確認し、審判委員長を通し、文書によつて、双方に通知しなければならない。

4 調停は、双方受諾による成立、一方でも受諾しない場合は不調となり終了する。

5 調停事務が終了したときは、その結果を事件の当事者および審判委員長に報告するものとする。

## 第六章 費 用

(この条例に関する審判および調停費用)

**第四十条** この条例に関する審判および調停費用とは、

申告人、申請人、参考人、証人、関係人および被審人の旅費、滞在費、手当をいい、その金額並びに負担人の決定は、審判院がこれを行う。

## 補 則

**第四十一条** この条例施行に際し、施行細則を制定する必要を生じたときは、審判委員会の議を経て、これを章程によって定めることができる。

## 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



# 懲戒に関する条例

改正第一回 昭和六十三年七月一日 宗達第二十号  
第二回 平成二十七年七月一日 宗達第六号  
第三回 平成二十八年七月一日 宗達第六号

昭和四十八年七月一日 宗達第八号  
宗達第六号  
宗達第六号

## 目次

- 第一章 懲戒 (第一条～第十七条)
- 第二章 懲戒事由 (第十八条)
- 第三章 懲戒の减免 (第十九条～第二十四条)

附則

## 第一章 懲戒

### (懲戒処分)

**第一条** 懲戒処分は、非違のあつた僧侶に対し、審判院条例第七条による申告または第八条の申請に基づいて審判院がこれを行う。

### (懲戒処分の種類)

**第二条** 懲戒処分の種類は、次の通りとする。

懲戒に関する条例

一 僧籍剥奪

二 重戒

三 軽戒

四 謹慎

五 説諭

### (僧籍剥奪)

**第三条** 僧籍剥奪は、僧侶の身分を喪失させ、僧侶台帳の登録を抹消する。

2 前項の処分を受けた者は、審決の日から15年以上を経過しなければ、得度できない。

### (重戒)

**第四条** 重戒は、住職、住職代務者、担任教師または担任教師代務者を退職させ、宗派の役職員を罷免する。教師、学階、僧班を停止または取り消し、所属する寺院以外の場所において、法要に参勤することおよび布教することを禁止する。

### (軽戒)

**第五条** 軽戒は、学階、僧班の待遇を停止し、所属する寺院以外の場所において、法要に参勤することおいて審判院がこれを行う。

### (謹慎)

**第六条** 謹慎は、所属する寺院以外の場所において、

法要に参勤することおよび布教することを禁止する。

(説諭)

第七条 説諭は、文書で訓戒する。

(懲戒処分中の失格)

第八条 重戒の処分期間中の者は、次の資格を失う。

一 宗派機関の役職員および宗教法人の役職員の就任

二 教師の補任

三 褒賞、僧班、学階の授与

四 堂班の許可

五 宗会議員の選挙権、被選挙権

(懲戒処分の期間)

第九条 僧籍剥奪、説諭以外の処分の期間は、次の通りとする。ただし、処分が追加された場合はこの限りでない。

一 重戒 五年以上十年以下

二 軽戒 六ヶ月以上五年以下

三 謹慎 一ヶ月以上一年以下

2 前項の期間は、審決の日から起算する。

(懲戒処分の執行猶予)

第十一条 審決の場合、次に掲げる者は、審決の日から

一年以上五年以下の期間、その執行を猶予すること

ができる。ただし、期間を付さない処分は除く。

一 損害を弁償した者

二 反則の動機または情状において特に酌量すべき事情が認められる者

(執行猶予の効力)

第十二条 執行猶予の期間中、次の各号の一に該当する者は、猶予を取り消して、処分を執行する。

一 弁償または納金を履行しない者  
二 処分に対し悔悟の実情のない者  
三 更に懲戒事犯を犯した者

(執行猶予の取り消し)

第十三条 二人以上共同して、懲戒事犯を犯したときは、皆正犯とする。

(教唆犯)

第十四条 他人を教唆して懲戒事犯を犯させた者は、正犯に準ずる。

(教唆犯)

第十五条 同一人で数件の懲戒事犯を犯したときは、

(数件の懲戒事犯)

同一人で数件の懲戒事犯を犯したときは、

その重きに従つて処分する。

(新処分の加重)

**第十六条**

処分の執行中、新たに処分せられたときは、

現行の処分に新処分を加重する。

2 処分の執行猶予中に、現行の処分より重い処分を

新たに付せられたときは、現行の処分は免除する。

ただし、弁償および納金は免除しない。

(累犯)

**第十七条** 懲戒に処せられた者で、悔悟の実がなく、

再び懲戒事犯を犯したときは、これを累犯とし、処

分を加重することができる。

**第二章 懲戒事由**

(懲戒事由)

**第十八条** 次の各号の一に該当する者は、その輕重に

よつて、懲戒処分に付する。

一 真宗の宗意安心に相違する義を主張し、円頓寮

の教諭に服しない者

二 円頓寮の教諭に復した後、その非を改めない者

三 宗規および条例に定める本尊または影像以外のものを、故なく寺院もしくは教会に安置し、また

は禁厭祈禱および占い等を行い、内局の訓諭に従

わない者

四 仏祖の尊厳を汚す行為によつて宗派の威信を傷つけた者

五 禁錮以上の刑に処せられた者

六 宗派の法規に違反して、宗派の秩序を乱し、または乱そくと企画した者

七 宗務機関の印章または文書等を偽造した者、およびこれを知つて行使または濫用した者

八 宗教法人法第八十一条の規定によつて解散を命ぜられた寺院の住職、住職代務者または教会の担任教師、担任教師代務者

九 宗派、寺院、教会または所属団体の財産を不法行為によつて費消し、または重大な過失によつて損害を与えた者、もしくはそれぞれの財産を正規の手続きを経ないで担保に供した者

十 品行不良その他の事由により門徒の信望を失い、または僧侶および門徒の間に不和を起こし、多数の門徒を背離させ、寺院または教会を荒廃させその存立を危うくした者

十一 宗派機関の役職員であつて職務上不正の行為をなし、損害を宗派に及ぼした者

十二 職務に関して、不正の利益を受けまたは受け

る約束をした役職員

十三 職権を濫用して、他人に義務のないことを行わせ、または他人が義務を行うことを妨げた役職員

十四 正当の理由なくして宗務の執行を妨げた者十五 宗務機関に対し、虚偽の申告または申し立てをした者

十六 宗派関係の選挙において公正または自由を妨げた者

十七 僧班、学階、堂班を詐称した者

十八 門徒を教唆して累を宗派に及ぼした者

十九 罰金の刑に処せられた者、または破産の宣告を受けた者

二十 正規の衣体を濫用した者

二十一 失火により本尊または堂宇を焼失した者

### 第三章 懲戒の減免

(減免の種類)

第十九条 懲戒の減免を全赦および減戒とする。

(減免)

第二十条 減免は、全赦および減戒とし、宗派における至重の法要または慶弔に際し、もしくは国における

る大赦の政令が公布されたときに行うものとする。

2 前項の場合のほか、宗派の秩序を保持し、宗務全般について特に必要がある場合は、特にこれを行うことができる。

3 前二項の施行は、宗務総長においてその適用事項を定め、宗会の同意を得てこれを発令するものとする。

(全赦)

第二十一条 全赦は、全赦のあつた反則について、次の効力を有する。

一 懲戒の言い渡しを受けた者は、その言い渡しは効力を失う。  
二 未だ懲戒の言い渡しを受けていない者は、それについて言い渡されることはない。

(減戒)

第二十二条 減戒は、処分を減輕する。

2 前項の減輕は、重戒、軽戒、謹慎の処分の期間の二分の一に短縮する。ただし、処分の二分の一以上を経過した者は、処分の執行を終わつたものとする。  
3 執行猶予の期間の減輕については、前項の規定を準用する。ただし、処分の期間とあるのは、執行猶予の期間と読み替えるものとする。

(減免の申請)

**第二十三条** 僧侶は、懲戒を言い渡された者の減免を

審判院に申し立てることができる。

2 前項の申立書には、次の書類を添付するものとする。

一 審決の抄本

二 反則の情状、本人の性行、懲戒中の行状その他  
調査に参考となる書類

(懲戒の言い渡しに基づく既成の効果)

**第二十四条** 懲戒の言い渡しに基づく既成の効果は全  
赦、減戒によって変更されることはない。

## 附 則

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。



# 寺院教会条例

改正第一回 昭和六十二年七月 一日 宗達第八号  
第二回 昭和六十三年七月 一日 宗達第四号  
第三回 平成十七年六月 一日 宗達第六号  
第四回 平成二十六年十月二十二日 一日 宗達第十四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 寺院
- 第一節 設立および被包括関係の設定（第四条、第五条）
- 第二節 寺院の責務および規則（第六条～第九条）
- 第三節 寺院の除籍（第十条～第十三条）
- 第四節 役員その他の機関（第十四条～第二十九条）
- 第五節 坊守および寺族（第三十条～第三十二条）
- 第六節 門徒（第三十三条）
- 第七節 公益その他の事業（第三十四条～第三十六条）
- （条）

第八節 所属団体（第三十七条）

第九節 財務（第三十八条～第四十五条）

第十節 備付帳簿および書類（第四十六条）

第三章 教会

第一節 法人教会（第四十七条）

附則

## 第一章 総則

### （この条例の目的）

第一条 この条例は、一般寺院（以下「寺院」という。）および教会が浄土真宗の教義を弘めるため、法要儀式を行い、その寺院に属する僧侶および門徒を教化育成するほか、宗教団体設立の目的を達成するための業務および事業について必要な事項を定めることを目的とする。

（寺籍）

第二条 寺院または教会は、宗規第二十二条に規定する宗教団体であつて、宗務所備付の寺院台帳または教会台帳に次の事項を記載するものとする。

- 一 名称および事務所の所在地
- 二 規則の承認、認証および登記の年月日
- 三 住職もしくは担任教師またはその代務者の任命

および解任の年月日

四 総代またはその代務者の任命および解任の年月

日

(安置仏その他)

**第三条** 寺院に安置する本尊は、方便法身の阿弥陀如來一仏とする。

2 寺院は、前項の本尊のほか、教法弘通の恩徳を報謝するため、聖徳太子、七高僧、宗祖および歴代門主の影像を安置する。

## 第二章 寺院

### 第一節 設立および被包括関係の設定

(設立の手続)

**第四条** 寺院を設立しようとするものは、宗教法人法第十二条に掲げる規則を作成し、所轄庁への認証手続き前に、次に掲げる書類を添えて、宗務総長に被包括関係の設定および規則の承認を求める申請をして、審査を受けなければならない。

一 宗教法人法第十三条の各号に規定する書類

二 誓約書

三 住職および総代の任命申請書

四 該当する教区の教務所長の意見書

五 組に編入される場合は、その組長の同意書

2 前項第一号のうち、当該団体が宗教団体であることを証する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該団体の現況および宗教活動の状況

2 当該団体の用に供せられる境内地および境内建物の見取図並びにその所有者および所有者と団体との関係

(既設宗教法人の被包括関係の設定)

**第五条** この宗派と被包括関係のない宗教法人が、この宗派と被包括関係を設定しようとするときは、規則の変更を示す書類を作成し所轄庁に規則変更の認証を申請する以前に前条第一項および第二項の各号に準ずる書類を添えて、宗務総長に被包括関係の設定の申請をして、承認を受けなければならない。

### 第二節 寺院の責務および規制

(宗派に対する責務)

**第六条** 寺院は、この宗派の護持に任じ、宗派の法規を遵守しなければならない。

(規則の変更)

**第七条** 寺院が移転その他の事由によって規則を変更

しようとするときは、規則の変更を示す書類を作成し、所轄庁に認証の申請をする以前に次に掲げる書類を添えて、宗務総長に規則の変更の承認を申請して、承認を受けなければならない。

一 理由書

二 責任役員の議決を経たことを証する書類

三 移転の場合は、第四条第一項第四号および第五号並びに同条第二項第二号に該当する書類

(報告の義務)

**第八条** 寺院は、宗務機関から寺院が行う業務その他に関する報告を求められたときは、文書によつて報告しなければならない。

(規制)

**第九条** 寺院が宗派の法規に従わず、またはその寺院の規則に違反し、公共の福祉を害するような行為があつたときは、内局は、適当な指示を与えたまはその他の処置をすることができる。

(任意解散)

**第十条** 寺院を解散しようとするときは、宗務総長に解散の申請をして承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の事項を記載した書類を添付するものとする。

一 理由

二 宗教法人法第四十四条および第四十五条の規定

事項

三 所属の僧侶および門徒の帰属

四 残余財産の処分

五 教務所長の意見

(合併)

**第十一条** 二つ以上の寺院が合併して一つの寺院となるとするときは、宗務総長に合併の申請をして承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の事項を記載した書類を添付するものとする。

一 理由

二 宗教法人法第三十八条の規定事項

三 財産の引継

**第三節 寺院の除籍**

四 門徒の引継

五 教務所長の意見

(解散または合併した場合における届出)

**第十二条** 寺院が合併または解散したときは、遅滞なくその旨を宗務総長に届け出なければならない。この場合において届出人がないときは、その教区の教務所長がこれを行うものとする。

(寺籍の削除)

**第十三条** 寺院が合併、解散または法令に定める手続を経て被包括関係を廃止したときは、寺院台帳から削除する。

第四節 役員その他の機関

(代表役員)

**第十四条** 寺院の代表役員を住職といい、寺院を代表し、その事務を主宰する。

(住職の選任)

**第十五条** 住職の選任は、教師のうちから住職が、住職がないときは総代が選定し、宗務総長が任命する。

ただし、総代が選定する場合は、総代全員のほか、寺族代表者の同意を要する。

(特命住職)

**第十六条** 宗務総長は、紛争その他の事由により前条および第二十二条の規定による住職またはその代務者の選定が困難なときは、次の各号に該当する者の意見を聞き、これを選定し任命することができる。

- 一 前住職および前住職代務者
- 二 坊守および寺族

三 総代

四 教務所長

五 組長

六 門徒および利害関係人

(総代)

**第十七条** 代表役員以外の責任役員を総代という。

(総代の選任)

**第十八条** 総代は、その寺院の門徒のうちから、現在の総代に譲つて住職が選定し、申請によつて宗務総長が任命する。ただし、その寺院の規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(総代の任期)

**第十九条** 総代の任期は、その寺院の規則で定めるものとし、辞任または任期満了後でも、後任者または代務者が就任する時まで、なお在任するものとする。

(代務者)

**第二十条** 寺院が次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 住職または総代が死亡、辞任、任期満了その他の事由によつて欠けた場合において速やかにその他の後任者を選ぶことができないとき
- 二 住職または総代が病気、その他の事由によつて三月以上その職務を行うことができないとき

(住職の代務者の選任)

**第二十一条** 住職の代務者は、僧侶またはその寺族および寺院の門徒のうちから、前条第一号に該当するときは寺族の同意を得て責任役員会が選定し、同条第二号に該当するときは責任役員会の同意を得て住職が選定し、宗務総長が任命する。

- (総代代務者の選任)
- 一 第十八条の規定を準用する。
  - 二 (代務者の職務)

**第二十三条** 代務者は、その寺院の規則に定めるところにより、住職または総代に代わつてその職務を行ふ。

(代務者の退任)

**第二十四条** 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、職を退くものとする。

(住職、総代および代務者の任命申請)

**第二十五条** 住職または総代が死亡その他の事由によつて欠けた場合は、直ちにその後任者またはその代務者を選定し、次の書類を添えて申請し、宗務総長の任命を受けなければならない。

- 一 就任を予定されている者の就任承諾書
- 二 第十五条ただし書に該当する場合は、寺族代表者の同意書

三 教務所長の意見書

(住職およびその代務者の責務)

**第二十六条** 住職およびその代務者は、その就任する寺院が常に設立の目的を發揮するよう努めなければならない。

(総代およびその代務者の責務)

**第二十七条** 総代およびその代務者は、住職およびその代務者に協力して、その就任する寺院の護持発展に努めなければならない。

(仮代表役員および仮責任役員)

**第二十八条** 代表役員は、その寺院と利益が相反する

事項については、代表権を有しない。この場合においては、その寺院の門徒のうちから、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合には、その寺院の門徒のうちから、議決権を有する責任役員において、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

#### (その他の機関)

**第二十九条** 寺院は、当該寺院規則に規定する役員のほかに、世話人、顧問等の機関を設け、その寺院の護持発展に寄与させることができる。

#### 第五節 坊守および寺族

##### (坊守)

**第三十条** 寺院には、坊守を置く。

2 坊守は、次の各号に掲げる寺族のうちから住職が選定し、申請によって宗務所備付の坊守名簿に登録されたものをいう。

- 一 住職またはその代務者の配偶者
- 二 住職であった者または住職予定者の配偶者

- 三 住職またはその代務者の子
- 四 住職またはその代務者の兄弟姉妹
- 五 その他前各号に準すべき者

##### (寺族)

**第三十一条** 住職または住職であつた者の親族であつて、その寺院備付の寺族名簿に登録されたものを寺族という。

2 寺族には、寺族代表者を置く。寺族代表者は、住職および寺族の合議によつてこれを選定するものとする。

##### (坊守および寺族の責務)

**第三十二条** 坊守および寺族は、住職または代務者を扶けて、寺院の興隆発展に尽くし、門徒の範となるよう努めなければならない。

#### 第六節 門徒

##### (門徒)

**第三十三条** この宗派の教義を信奉し、寺院に所属し、その護持にあたるもの門徒といふ。

2 門徒は、所属する寺院が行う業務および事業に協力するものとする。

## 第七節 公益その他の事業

(公益事業)

**第三十四条** 寺院は、公共の福祉を増進するために公益事業を行うことができる。

(その他の事業)

**第三十五条** 寺院は、宗教団体設立の目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。

(事業を行う場合における届出)

**第三十六条** 前二条の事業を行おうとするときは、その事業を行うために必要な手続きをした後、種類、目的、事務所の所在地、機関、財務その他の必要事項を記載した書類を添えて宗務総長に届け出なければならない。

## 第八節 所属団体

(所属団体)

**第三十七条** 寺院は、その寺院の維持または宗教活動を行うために講社その他の所属団体を設けることができる。

2 前項の団体を設立したときは、その名称、事務所の所在地、目的、事業、管理維持の方法および組織

に関する事項を記載した書類を添えて、宗務総長に届け出なければならない。

3 寺院は、所属団体の解散または届出事項を変更したときは、遅滞なく宗務総長に届け出なければならない。

## 第九節 財務

(財産の区分)

**第三十八条** 寺院の資産は、特別財産、基本財産および普通財産とする。

2 特別財産は、宝物および什物について設定する。

3 基本財産は、次の財産について設定する。

- 一 土地、建物その他の不動産
- 二 公債、社債その他の有価証券
- 三 永遠保存の目的で積み立てた財産
- 四 基本財産として指定された寄付金

4 普通財産は、特別財産および基本財産以外の財産をいう。

(財産の設定および変更)

**第三十九条** 特別財産および基本財産の設定またはその変更をしようとするときは、責任役員全員の同意を得なければならぬ。

## (財産の処分等)

**第四十条** 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の同意を得て宗務総長の承認を受けた後、その行為の少なくとも一月前に、門徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為が一時の期間に係るものであることについて、責任役員の同意を得たときは、この限りでない。

一 不動産または財産目録に掲げる宝物を処分し、または担保に供すること

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）または保証すること

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却または著しい模様替えをすること

四 境内地の著しい模様替えをすること

五 主要な境内建物の用途を変更し、またはこれらをその寺院の主たる目的のために供すること

(予算)

**第四十一条** 寺院の収入および支出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

## (予算の編成)

**第四十二条** 予算は、毎会計年度開始一月前までに編成し、責任役員会の同意を経て定める。これを変更しようとするときも同様とする。

## (特別会計の設定)

**第四十三条** 特別の必要があるときは、責任役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。  
(決算)

**第四十四条** 決算は、毎会計年度終了後三月以内に財産目録および收支計算書を作成し、責任役員会の承認を受けなければならない。

## (歳計剩余金の処置)

**第四十五条** 歳計に剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会の同意を経て、その一部または全部を基本財産に編入することができる。

## 第十節 備付帳簿および書類

## (備付帳簿等)

**第四十六条** 寺院は、常に次に掲げる帳簿および書類を備え、これを整備するものとする。

一 寺院規則および所轄庁の規則認証書

二 役員名簿  
三 寺族、坊守および門徒名簿

四 過去帳またはこれに類する帳簿  
五 境内地および境内建物の見取図

六 財産目録

七 責任役員会の会議録

八 事業を行う場合は、その事業に関する書類  
九 所属団体のある場合は、その団体に関する書類  
十 その他必要な事項

### 第三章 教 会

#### 第一節 法人教会

(法人教会)

**第四十七条** 法人教会の規定は、第二章を準用する。

この場合においては、「寺院」を教会に、「住職」を「担任教師」に読み替えるものとする。

(坊守および寺族)

**第四十八条** 第三十条から第三十二条までの規定は、非法人教会につき、これを準用する。この場合においては、「寺院」を「教会」に、「住職」を「担任教師」に読み替えるものとする。

この条例は、平成二十六年十月二十二日から施行する。

### 附 則



# 僧侶条例

## 第一章 総則

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、僧侶に関する必要な事項を定めることを目的とする。

改正第一回	昭和四十八年七月一日	宗達第九号
第二回	昭和五十五年七月一日	宗達第二号
第三回	平成十七年六月一日	宗達第十五号
第四回	平成十八年七月一日	宗達第一号

## 目次

第一章 総則（第一条）
第二章 僧侶
第一節 得度（第二条～第七条）
第二節 転属（第八条、第九条）
第三節 法臘（第十条）
第四節 僧籍（第十一条～第十五条）
第五節 除籍（第十六条～第十八条）
第三章 僧班（第十九条）
第四章 堂班（第二十条、第二十一条）
附則

## 第二章 僧侶

### 第一節 得度

(得度許可の申請)

**第二条** 得度の許可を得ようとする者は、所属しようとする寺院の住職もしくはその代務者または教会の担任教師もしくはその代務者の同意書、戸籍抄本、履歴書および誓約書を添えて、宗務総長に申請しなければならない。

(得度の許可)

**第三条** 得度は、九歳以上の者であつて、得度習札を修了し、得度考查に合格した者につき許可する。

2 宗務総長は、前項による得度を許可したときは、得度許可証を交付する。

(得度習札)

**第四条** 得度習札とは、僧侶として必要な教養、行儀

および得度受式に必要な事項について教習するもの

をいい、得度考查日を含む二日間以上これを行う。

ただし、宗務総長は、習礼を受けている者が規律に違反した場合、または僧侶たるに不適当であると認めた場合は、その者の習礼を停止することができる。

#### (得度考查)

**第五条** 得度考查とは、僧侶となるにふさわしい適性を有するかどうかを内局が審査するものであつて、その審査項目は次の通りとする。

一 正信偈、和讃および阿弥陀経の音読

二 人物考查

2 得度考查は、毎年三月に本山において行う。ただし、必要がある場合は、内局会議の議を経て変更または臨時に行うことができる。

#### (得度式)

**第六条** 得度の許可を得た者は、得度式を受けなければならない。

2 得度式とは、仏祖に帰敬し、僧侶となる誓約をする儀式をいう。

3 得度式は、本山において門主が行い、その日時は、二ヶ月以上前に宗務総長が告示する。

4 得度式を受けた者は僧侶台帳に記載する。

(法名および度牒の授与)

**第七条** 門主は、得度式を受けた者に、法名および度牒を授与する。

### 第二節 転 属

#### (転入)

**第八条** 他の宗派の僧侶が、この宗派に転入しようとするときは、第二条に規定する書類および転出しようとする宗派の転属許可書を添付して、転入許可申請書を宗務総長に提出し、その許可を得なければならぬ。

2 真宗教團連合加盟の真宗各派に属する僧侶が、この宗派にその所属を変更するときは、この宗派による得度式を行わない。ただし、得度習礼を受けなければならない。

3 前項以外の者は、得度習礼および得度式を受けなければならない。

#### (転出)

**第九条** 僧侶が他の宗派に転じようとするときは、その理由を明らかにし、所属する寺院の住職またはその代務者もしくは教会の担当教師またはその代務者の同意を得て、転出許可申請書を宗務総長に提出し、

度牒を返還してその許可を得なければならない。

### 第三節 法 脣

(法臣)

**第十一条** 法臣は、得度式を受けた日から起算する。

2 第八条第二項に該当する者については、転入の許可を得た日からとする。

### 第四節 僧 籍

(僧籍)

**第十二条** 僧侶とは、宗務所備付の僧侶台帳に記載された者をいう。

(僧籍の所在)

**第十三条** 僧侶の籍は、寺院または教会に置き、その寺院または教会に所属する衆徒とする。

(所属寺の変更)

**第十四条** この宗派との被包括関係の廃止等により宗務所備付の寺院台帳または教会台帳から削除された

寺院または教会に所属する僧侶は、当該寺院または教会がその台帳から削除された日から三十日以内に所属の変更を申請して、その許可を得なければならない。

(所属寺院以外の寺族となつたときの所属変更)

**第十五条** 僧侶は、婚姻その他の事由によって、現に所属している寺院または教会以外の寺族となつたときは、速やかに該当する寺院または教会にその所属を移さなければならぬ。

**第十六条** 僧侶が所属する寺院または教会を変更しようとするとときは、所属している寺院の住職もしくはその代務者または教会の担任教師もしくはその代務者の承認および新しく所属しようとする寺院の住職もしくはその代務者または教会の担任教師もしくはその代務者の同意を得て、宗務総長に申請し、その

許可を得なければならない。

2 前項の場合、住職もしくはその代務者または担任教師もしくはその代務者がともに欠けているときは、寺族代表者またはその寺院が所属する組長の承認をもつてこれに代えることができる。

3 前項の寺族代表者については、寺院教会条例第三十一条第二項の規定を準用する。

(被包括関係廃止等による寺院教会所属の僧侶)

## 第五節 除籍

### (僧籍の削除)

**第十六条** 次の各号の一に該当する者は、僧籍を削除する。

- 一 死亡した者および失踪宣告を受けた者
- 二 帰俗または他の宗派への転属を許可された者
- 三 僧籍剥奪の処分を受けた者
- 四 この宗派の僧侶が更に他の宗派の僧侶となつた者
- 五 他の宗派の僧侶が更にこの宗派の僧侶となつた者

### (帰俗許可の申請)

**第十七条** 僧侶が帰俗しようとするときは、その事由を明らかにし、所属する寺院の住職もしくはその代務者または教会の担任教師もしくはその代務者の同意を得て、宗務総長に申請し、度牒を返還してその許可を得なければならない。

### (僧籍の削除が可能の者)

**第十八条** 宗務総長は、次の各号の一に該当するものにつき、僧籍を削除することができる。

- 一 住所が五年以上不明の者

- 二 賦課金を五年以上滞納した者
- 三 濫りにこの宗派と関係のない宗教団体に所属していることが明らかになつた者

## 第三章 僧班

### (僧班の授与)

**第十九条** 僧侶に、業績その他に応じて授与するものを僧班といい、表彰条例に基づき宗務総長が授与する。

## 第四章 堂班

### (堂班)

**第二十条** 勤式の場合における僧侶の席次を堂班といい、次の通りとする。

- 一 上首
- 二 首座一等
- 三 首座二等
- 四 首座三等
- 五 上座一等
- 六 上座二等
- 七 上座三等
- 八 本座一等

九 本座二等  
十 本座三等

十一 列座

(堂班の許可)

**第二十一条** 堂班許可の申請をする者は、堂班許可申請書を宗務総長に提出するものとする。

2 前項の申請は冥加金条例に基づき宗務総長が許可する。

### 補則

**第二十二条** この条例施行に際し、その細則を必要とする場合は、章程でこれを定めることができる。

### 附則

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



# 教 師 条 例

平成二十七年七月一日 宗達第十号

令和四年十月二十七日 宗達第三号  
令和五年六月二十二日 宗達第一号

## (この条例の目的)

**第一条** この条例は、教師に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (教師の責務)

**第二条** 教師は、常に身を正し、学識を高め、教義の宣傳および儀式の執行に際し、僧侶の範となるよう努めなければならない。

## (教師教習)

**第三条** 教師教習とは、教師資格を取得しようとする者が受講しなければならない教習をいう。  
2 教師教習は、前期三日間以上、後期二日間以上行うものとする。  
3 華園学院本科を卒業した者は、教師教習前期を免除する。

## (教師の責務)

**第四条** 教師教習前期は教師として必要な教義の研鑽、行儀その他の修得を目的とする。

## (教師教習後期の申請)

**第五条** 二十歳以上の僧侶で、教師資格審査委員会で認めた学校を卒業または修了した者は、教師教習前期の申請をすることができる。

## (教師教習前期の提出書類)

**第六条** 教師教習前期を申請しようとする者は、申請書と教師資格審査委員会で認めた学校を卒業または修了したことを証する書類を宗務総長に提出しなければならない。

## (教師教習検定試験)

**第七条** 教師教習前期を修了した者は、教師教習検定

4 教師教習は、宗務総長がその日時および場所を定めて告示する。

5 教師教習の担当講師は、宗務総長または教務部担当参務が選定し、宗務総長が任命する。

## (教師教習の目的)

**第六条** 教師教習前期は教師として必要な教義の研鑽、所属寺院または教会の護持発展に努め、教師としての責務を全うするための基本的事項についての理解を目的とする。

試験（以下「検定試験」という。）を受験することができる。

（検定試験科目）

第八条 検定試験科目は、次の通りとする。

- 一 真宗学
- 二 仏教教義
- 三 勤式作法
- 四 布教
- 五 本山史
- 六 その他

（検定試験の合否）

第九条 検定試験の評点は、百点をもつて満点とし、六十点以上の者を合格とする。

（教師教習後期の申請）

第十条 二十歳以上の僧侶で、次の各号の一に該当する者は、教師教習後期の申請をすることができる。

- 一 検定試験に合格した者

二 華園学院本科を卒業した者

（教師教習後期申請の提出書類）

第十一條 教師教習後期を申請しようとする者は、申請書に、次の書類を添えて宗務総長に提出しなければならない。

一 履歴書

二 前条各号の一に該当することを証する書類

（補任）

第十二条 教師の補任は、教師資格審査委員会の審査を経て宗務総長が補任する。

（補任の申請）

第十三条 教師教習を修了した者は、教師の補任を申請することができる。

2 教師の補任を申請しようとする者は、補任申請書を宗務総長に提出しなければならない。

（教師資格審査委員会）

第十四条 教師の補任に際し、その資格を審査するため教師資格審査委員会を設ける。

（教師資格審査委員会の構成）

第十五条 審査委員長は、教務部担当参務があたる。

2 審査委員は、審査委員長が推薦した者につき、宗務総長が委嘱する。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査委員長の決するところによる。

## 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

### 附 則（改正第二回）

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

### 附 則（改正第三回）

この条例は、令和六年七月一日から施行する。



# 学階条例

平成二十七年七月一日 宗達第十一号

## 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第一節 序列（第二条）
- 第二節 学階の授与（第三条～第九条）
- 第三節 学階の誼衡（第十条、第十一条）
- 第四節 学階試験（第十二条、第十三条）

附則

## 第一章 総則

- （この条例の目的）
- 第一条 この条例は、この宗派における学階に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- （学階の序列）
- 第一節 序列
- 第二節 学階の序列は、次の通りとする。

- （学階の授与）
- 第三条 学階は、教師を有し真宗学および仏教学に通曉した者につき、学階誼衡会の誼衡によって宗務総長が授与する。
- （勸学の授与）
- 第四条 勸学は、司教全員が推举した学徳兼備の者につき、円頓賛の同意を得て授与する。
- （司教および輔教の授与）
- 第五条 司教および輔教は、提出論文の審査を経て授与する。
- （助教の授与）
- 第六条 助教は、学階試験に合格した者または次の各号の一に該当し、提出論文の審査を経た者に授与する。

- 一 学校教育法による短期大学、大学または大学院

一 勸学  
二 司教  
三 輔教  
四 助教  
五 得業

で、真宗学または仏教学を専攻し、卒業または修了した者

二 研修条例の規定により七十単位以上を修得した者

(得業の授与)

**第七条** 得業は、学階試験に合格した者または次の各号の一に該当する者に授与する。

一 学校教育法による短期大学、大学または大学院で、真宗学または仏教学を専攻し、卒業または修了した者

二 研修条例の規定により三十単位以上を修得した者

(昇階に関する制限)

**第八条** 次の各号に掲げる昇階については、それぞれ当該各号に掲げる学事研鑽の期間を満了した者でなければ、昇階について学階試験を受けまたは論文を提出することができない。

一 得業から助教

三年

二 助教から輔教

五年

三 輔教から司教

七年

2 前項の規定にかかわらず、学階詮衡会の議決を経て、昇階の年数を変更することができる。

(学階授与の申請)

**第九条** 学階の授与を希望する者は、申請書に次の書類を添えて宗務総長に申請するものとする。

一 教務部が指定する履歴書

二 第五条または第六条に該当する者については指定された論文

三 第六条または第七条による学階試験に合格した者については、それを証する書類

四 第六条第一号または第七条第一号に該当する者については、その該当する短期大学、大学または大学院の卒業証明書または修了証明書および成績

証明書

五 第六条第二号または第七条第二号に該当する者については、これを証する書類

### 第三節 学階の詮衡

(学階詮衡会)

**第十条** 学階詮衡会は、学階詮衡会長および学階詮衡委員若干人で組織する。

2 学階詮衡会長は、円頓寮の寮頭をもつて充て、学階詮衡会の事務を統理する。

3 学階詮衡委員は、学階を有する者のうちから、円

頼寮が推薦した者につき、宗務総長が任命し、その任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。

4 学階詮衡会は、宗務総長の要請によつて学階詮衡

会長が招集する。ただし、学階詮衡会長は、文書によつて各詮衡委員の意見を求め、會議に代えることができる。

5 学階詮衡会の議事は、学階詮衡委員全員の賛成で決める。

6 学階詮衡会は、必要があると認めた論文に関する見解を文書または口頭でその提出者に質すことができる。

(推薦)

第十二条 宗務総長は学階詮衡会に対し、特に真宗學

または仏教に關係のある学間に研鑽が深いと認めた者につき、司教以下の授与を推薦することができる。

ただし、司教については、輔教全員の同意を得ることを要する。

2 前項の場合は、第八条の規定はこれを適用しない。

## 第四節 学階試験

(学階試験)

第十三条 学階試験は、宗務総長および

その科目は次の通りとする。  
一 真宗学

二 仏教学

2 試験は、筆答によるものとし、百点をもつて満点とし六十点以上を合格とする。ただし、必要がある場合は、答案に関し口頭で試問することができる。

(学階試験委員会)

第十四条 学階試験委員会は、学階試験委員長および

学階試験委員若干人で組織する。

2 学階試験委員長は、教務部を担当する参務があり、学階試験委員会を統理する。

3 学階試験委員は、学階を有する者のうちから、学階詮衡会長が推薦した者について、その都度学階試験委員長が選任し、試験問題の提出およびその採点にあたる。

## 附 則

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



# 円頓寮条例

昭和四十八年七月一日 宗達第七号

改正第一回 平成十七年六月一日 宗達第十三号

第二回 平成二十七年七月一日 宗達第十六号

## (この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第六十七条に基づく円頓寮に  
に関する事項を定めることを目的とする。

## (職務)

**第二条** 円頓寮は、宗意安心に関して宗規第六十七条  
第四項に定められた事項について審議し、決定する。  
(組織)

**第三条** 円頓寮には五人以内の寮員を置き、そのうち  
一人を寮頭とする。

2 寮員は、輔教以上の学階を有する者のうちから宗

務総長が任命し、その任期は五年とする。ただし、  
補欠による寮員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (寮頭)

**第四条** 寮頭は、寮員の互選によるものとし、その任

期は、寮員の任期による。

- 2 寮頭に事故があるときは、あらかじめ寮頭が指名する寮員がその職務を代行する。
- 3 寮頭は、円頓寮を代表し、その事務を総理する。

(書記)

- 2 円頓寮に書記を置くことができる。

- 2 書記は、教師のうちから寮頭が任命し、寮頭の指揮を受けて円頓寮の事務を行う。

## (円頓寮会およびその招集)

**第六条** 円頓寮の会議を円頓寮会といい、内局の要請その他必要に応じて、寮頭が日時と場所を定めて招集し、これを内局に通告するものとする。

## (円頓寮会の開会並びに議事および議決)

**第七条** 円頓寮会は、寮員の三分の二以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 円頓寮会の付議事項に關係がある機関の長またはその委任を受けた者は、寮頭の要請または寮頭の同意を得て、会議に出席し意見を述べることができる。

3 円頓寮会の付議事項に關係がある機関の長またはその委任を受けた者は、寮頭の要請または寮頭の同意を得て、会議に出席し意見を述べることができる。

(意見聴取)

**第八条** 寮頭は、事案の審議に関し必要があると認めたときは、僧侶に出席を求め意見を聴取することができる。

(職務遂行の独立性)

**第九条** 円頓寮は、その職務に属する事項を行うについて、いずれの機関からも制約を受けない。

(議事録)

**第十条** 寮頭は、円頓寮会に関する議事録を作成し、内局に報告する。

## 補 則

**第十一條** この条例施行に際し、施行細則の制定の必要があるときは、円頓寮会の議を経て、これを章程で定めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

服装条例

第一章 總則

### (この条例の目的)

昭和四十八年七月一日 宗達第二十一号  
改正第一回 昭和五十三年五月三十日 宗達第三号

宗達第二十一号

**第一条** この条例は、僧侶が法要、儀式および布教に従事する場合に着用する服装に関する事項を定めることを目的とする。

第三回 昭和五十六年六月二十二日 宗達第一号  
第四回 昭和五十九年七月一日 宗達第二号

宗達第一号

**第二条** 門主、前門主および嗣法の着用する衣体は、別に定める。

第六回 平成十七年六月一日 宗達第十六号  
第七回 平成二十一年二月二十五日 宗達第二二号

宗達第十六号

**第三条** 衣体を着用したときは、常に威儀を正し、僧儀を乱さないよう、言動を慎まなければならない。

第二章 衣体

(衣体)

(衣体)

## 第二章 衣 体

第三条 (衣体を着用したときの心得) 衣体を着用したときの儀を乱さないよう、言動をは

体

**第四条** 製裘、衣および袴を総称して衣体という。

(裂) 裂

## 第五条 衣装は次の通りとする

二五条哭喪

三 略袈裟（置袈裟、輪袈裟、呪字袈裟）

第一章	總則	(第一条—第三条)
第二章	衣体	(第四条—第十二条)
第三章	服制	(第十三条—第十八条)
附 則	補 則	(第十九条—第二十一条)

## (衣)

**第六条** 衣は、次の通りとする。

- 一 色衣
- 二 黒衣
- 三 道服

## (記念衣体)

る場合に着用する衣体を、宗務総長の許可を得て制定することができる。ただし、その衣体は当該別院でのみ着用することができる。

2 黒衣および道服は、堂班にかかわらず着用することができる。

3 本山における法要および儀式の際の黒衣の着用については、別に定める。

(袴) 第七条 袴は、切袴とする。

(衣体の種類) 第八条 衣体は、堂班衣体、役職衣体および記念衣体とする。

(堂班衣体) 第九条 堂班衣体は、僧侶の堂班に応じて着用し、その色、質および模様等は、別表第一号の通りとする。

## (役職衣体)

第十条 役職員がその職務に従事する場合において着用する衣体は、別表第二号の通りとする。

(服装) 第十一条 役職員がその職務に従事する場合において着

用する衣体は、別表第二号の通りとする。

2 役職衣体着用時の着座場所は、別に定める。

3 別院は、別院の役職員がその別院の職務に従事す

**第三章 服 制**

## (服装)

**第十三条** 僧侶の服装は、次の通りとする。

- 一 礼装

二 正装  
三 略装

(礼装)

**第十四条** 礼装は、次の通りとする。

種別	衣体	衣	
		第一種	第二種
第三種	黒衣	色衣	七条
第二種	大五条	大五条	白衣、白足袋
第一種	白衣、白足袋	白衣、白足袋	切袴

- 3 葬服は、七条袈裟、大五条、色衣および切袴を総て麻地、鈍色とする。
- 2 第一種の場合は、僧綱板を用いる。

**第十五条** 正装は、次の通りとする。

(正装)

種別	衣体	衣	
		第一種	第二種
第六種	道服	色衣	袈裟
第五種	墨袈裟	大五条	衣
第四種	白衣	白衣、白足袋	服
第三種	白衣	白衣、白足袋	袴
第二種	白衣	白衣、白足袋	
第一種	白衣	白衣、白足袋	

**第十六条** 略装は、次の通りとする。

種別	衣体	衣	
		第一種	第二種
第九種	道服	略袈裟	白衣、白足袋
第八種	略袈裟	白衣、白足袋	切袴
第七種	色衣	白衣、白足袋	切袴

**第十七条** (持物) 礼装、正装および略装第一種のときは、双輪数珠および中啓を用いる。この場合における数珠の珠の色は、大僧都以下は黑白とし、權少僧正以上は白とする。

- 2 礼装第一種のときは、檜扇を用いることができる。
- 3 正装第九種および略装第一種のときは、第一項の規定にかかわらず单輪数珠を用いることができる。
- 4 略装第二種、第三種および第四種のときは、单輪数珠を用いる。
- 5 略装第一種のときは、夏扇を用いることができる。

## (裏頭)

**第十八条** 法滿二十年、かつ満七十歳以上の僧侶は、  
裏頭を用いることができる。この場合における裏頭  
は、純白羽二重とする。

## 補則

**第十九条** 衣体は、自らの堂班の下階のものを着用す  
ることができる。ただし、着座場所は着用した堂班  
衣体の席とする。

**第二十条** 第六条第一項第三号に定める道服の石帯は、  
随意に着用することができる。

**第二十一条** この条例に定めるもののほか、その細則  
を必要とする場合は、章程でこれを定めることができ  
る。

## 附則

- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。
- 2 改正前の条例により現に有する衣体については、  
従前の例による。

## 附則(改正第十回)

- 1 この条例は、発布の日から施行する。

2 改正前の条例により現に有する衣体については、  
従前の例による。

別表第一号①

列 座	堂 班												七条袈裟	
	大五 条				地色				地合				紋	
金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	金欄	生地	地色
茶色	紫色	枇杷色	(雪下色) (タテ糸萌葉色) (ヨコ糸赤葉色)	青松葉色	鵝色	紅梅色	古代紫色	古代紫色	紅桜色	綾地	綾地	綾地	地合	地合
紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	入交	入交
白色沈織紋	白色沈織紋	白色沈織紋	白色沈織紋	白色沈織紋	白色沈織紋	白色沈織紋	白色緣金紋	白色緣金紋	撲金紋	撲金紋	撲金紋	撲金紋	白色浮織紋	白色浮織紋
茶色	紫色	枇杷色	雪下色	青松葉色	鵝色	紅梅色	古代紫色	古代紫色	紅桜色	綾地	綾地	綾地	地色	地色
紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	紺地	地模様	地模様
萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	白色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	白色牡丹唐草	白色牡丹唐草	金茶色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	萌黃色牡丹唐草	地色	墨 袈 裟
黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	黒色	地模様	墨 袈 裟
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	威儀色
白色	白色	白色	白色	白色	白色	白色	白色	白色	白色	紺玉虫色	紺玉虫色	紺玉虫色	地色	地色
紺色	朽葉重色	朽葉重色	朽葉重色	朽葉重色	松重色	松重色	紺玉虫色	紺玉虫色	綾地	綾地	綾地	綾地	地合	略 袈 裟
堅地	堅地	堅地	堅地	堅地	堅地	堅地	堅地	堅地	綾地	綾地	綾地	綾地	入交	紋
牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付	牡丹紋十六付
輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	輪袈裟	仕立

備考 別表第一号①の大五条に使用する紋は「雷無抱牡丹離紋」とし、大きさは二寸六分とする。

別表第一号(2)

備考 別表第一号②の色衣に使用する紋は上首は「雲牡丹離紋」とし、首座は花丸紋とする。牡丹紋を使用する場合は「蓄無抱牡丹離紋」とする。	列座 本座三等	本座二等	本座一等	上座三等
	鶲茶色 濃松葉色	鶲茶色	松花色	薄丁字色
	染色羽二重紋綾緞子 染色官紗	染色羽二重紋綾緞子 染色官紗	染色羽二重紋綾緞子 染色官紗	染色羽二重紋綾緞子 染色官紗
	黑色	黑色	黑色	黑色
	染色羽二重紋官紗 染色官紗	染色羽二重紋官紗 染色官紗	染色羽二重紋官紗 染色官紗	染色羽二重紋官紗 染色官紗
	なし	なし	なし	なし
	黒色	黒色	黒色	黒色
	なし	なし	なし	なし
	黒色	黒色	黒色	黒色
	紫色	紫色	紫色	紫緯白
	紹紗平地地絹	紹紗平地地絹	紹紗平地地絹	紹紗平地地絹
	無紋	無紋	無紋	八藤大紋

別表第二号

役職名	総長	地色	地合	大五条		紋	地色	地合	小五条		墨袈裟	地色	地模様	威儀色	色衣	地色	地合	切袴	
				結衆	堂掌	侍僧	知堂	維那補	維那	会行事・ 副会行事 (会奉行)	堅地	紹地	綾地	紹地	綾地				
		茜色			一	古代紫色	褐色	紅梅色		古代紫色	古代紫色	茜色							
		綾地	紹地	紹地	一	右同	右同	右同	右同	堅地	紹地	綾地							
		なし	なし	なし	一	白色牡丹唐草	白色牡丹唐草	白色牡丹唐草	白色牡丹唐草	金茶色牡丹唐草	なし	なし							
		白色雷無抱牡丹紋浮織	入交	入交				撲金雷付抱牡丹紋	白色浮織雷付抱牡丹紋				白色浮織雷無抱牡丹紋						
								撲金雷付抱牡丹紋	白色浮織雷付抱牡丹紋				紫色						
													紫色						
													堅地						
													堅地						
													萌黃色牡丹唐草						
													萌黃色牡丹唐草						
													黑色						
													黑色						
													なし						
													なし						
													白色						
													白色						
													栗皮色						
													栗皮色						
													羽二重						
													羽二重						
													浅黄色						
													浅黄色						
													堅地						
													堅地						
													無紋						
													無紋						

備考一 別表第一号の結果の大五条は自己堂班の大五条または記念五条製装のいずれかとする。  
 備考二 別表第一号の本廟長および輪番の小五条・切袴は自己堂班のものとする。  
 備考三 別表第二号の会行事・副会行事(会奉行)の小五条は自己堂班のものとする。

別表第三号

記念衣体名	大五条			色衣			略綾		
	地色	地合	地模様	紋	地色	地合	仕様	紋	地色
宗祖親鸞聖人 六百五十回大遠忌法要	古代紫色	堅地	萌黃色六一	平金薺無抱牡丹紋	白色沈織薺無抱牡丹紋	平金雲牡丹紋	地色	紋	地色
宗祖親鸞聖人 七百回大遠忌法要	褪紅色	堅地	萌黃色牡丹唐草	入交	捲金薺無抱牡丹紋	捲金薺無抱牡丹紋	地合	紋	地合
記念五条製裟	古茶色	堅地	鶴鹿色牡丹龜甲	入交	捲金薺無抱牡丹紋	捲金薺無抱牡丹紋	仕様	紋	仕立
宗祖親鸞聖人ご誕生八百年 立教開宗七百五十年	褪紅色	堅地	白	白	白	白			
記念五条製裟	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
記念五条製裟	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第三十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第四十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第五十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第六十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第七十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第八十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第九十九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百二世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百三世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百四世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百五世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百六世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百七世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百八世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百九世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百二十世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
第一百三十一世伝灯奉告法要	古茶色	堅地	白	白	白	白			
備考 別表第二号の第三十一世伝灯奉告法要へ下賜衣体の切替は自己堂班のものとする。									

別表第四号

						門		信		徒	
						住職		三十一年		紺色	
						住職		五十年		紺色	
						住職		五十年		紺色	
						法謫		七年		紺色	
輪番		本廟長		寺務長		敬式		茶色		紺色	
黃櫨重色		黃櫨重色		茜色		紺玉虫色		茶色		紺色	
綾地		綾地		綾地		須彌壇納骨		紺色		紺色	
な		な		な		堅地		堅地		堅地	
し		し		し		鳳凰に桐		萌黃色牡丹菱		綠色縹緲雲頭菱	
白色浮織蕾付抱牡丹紋二付		白色浮織蕾無抱牡丹紋二付		白色浮織蕾付抱牡丹紋二付		紺色		紺色		紺色	
白色浮織蕾・本畠		畠袈裟・本畠		畠袈裟・本畠		紺色		紺色		紺色	
大遠忌讀仰冥加		宗祖親鸞聖人七百五十回		紺色		紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色	
						紺色		紺色		紺色</	



# 法要および儀式の運営に関する条例

補則（第二十一条）  
附則

## 第一章 総 則

（この条例の目的）

改正第一回 昭和五十五年七月一日 宗達第十号  
第二回 昭和五十九年七月一日 宗達第三号  
第三回 昭和六十一年六月二十日 宗達第一号  
第四回 昭和六十二年七月一日 宗達第六号  
第五回 平成六年七月一日 宗達第一号  
第六回 平成十七年六月一日 宗達第十七号  
第七回 平成二十七年七月一日 宗達第八号

第一条 この条例は、法要および儀式を厳粛かつ崇高に執行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条 本山における法要および儀式を円滑に執行するため、教務部に次の部門を置く。

- 一 式務部門
- 二 教化参拝部門

## 目 次

### 第一章 総則（第一条、第二条）

#### 第二章 法要および儀式

##### 第一節 法要（第三条—第七条）

##### 第二節 儀式（第八条、第九条）

##### 第三節 席次（第十条、第十一条）

##### 第三章 式務部門（第十二条—第十五条）

##### 第四章 教化参拝部門（第十六条、第十七条）

##### 第五章 法要儀式運営委員会（第十八条—第二十一条）

法要および儀式の運営に関する条例

## 第二章 法要および儀式

### 第一節 法 要

（法要）

第三条 仏祖を礼拝し、聖教を誦誦し、仏徳を讚嘆する行事を法要といふ。

（法要の種類）

第四条 法要は、恒例法要および特別法要とする。

(恒例法要)

**第五条** 恒例法要是、次の通りとする。

- 一 平日法要是、平日の晨朝および日没に修する。
- 二 命日法要是、次の通りに修する。祥月を除く。

聖徳太子 每月二十二日

法然上人 每月二十五日

親鸞聖人 每月二十八日

歴代門主 命日當日

三 定例法要是、祥月命日または定例として修する。

修正会 一月一日から七日以内

法然上人祥月 一月二十五日

聖徳太子祥月 二月二十二日

彼岸会 春分および秋分の日を中心とする七日間

親鸞聖人御誕生会 四月

春の法要 四月

花まつり 四月

盂蘭盆会 七月十四日、十五日

報恩講 十一月二十一日から二十八日まで

除夜会 十二月三十一日

(特別法要)

**第六条** 特別法要是、次の通りとする。

一年忌法要

二 奉告法要

三 慶讚法要

四 記念法要

五 追悼法要

六 その他内局が特別と認めた法要

(予修または延修)

**第七条** 法要是、予修または延修することができる。

第二節 儀 式

(儀式)

**第八条** 法要以外の行事を儀式という。

**第九条** 儀式は、次の通りとする。

一 法灯繼承式

二 瞬法就任式

三 得度式

四 帰敬式

五 初參式

六 結婚式

七 葬儀式

八 告別式

九 その他内局が特別と認めた儀式

### 第三節 席 次

(席次)

**第十条** 僧侶が法要および儀式に出仕する場合の席を

席次という。

2 内陣における席次は左一を第一席、右一を第二席、左二を第三席、右二を第四席とし、以下これに準ずる。

3 左右は、内陣から外陣に向かって定め、外陣に近い方から一席、二席と定める。

**第十一条** 席次は堂班により、その順序は次の通りとする。

- 一 上首
- 二 首座一等
- 三 首座二等
- 四 首座三等
- 五 上座一等
- 六 上座二等
- 七 上座三等
- 八 本座一等
- 九 本座二等

十 本座三等

十一 列座

2 堂班が同じ者の席次は、生年月日によって定める。

3 次の役職員は、前項の規定にかかわらず、自らの堂班の上席とすることができる。

一 宗務総長

二 参務

三 宗会議員

四 審判委員

五 円頓寮員

4 会行事、副会行事および会奉行の席は、余間に設けるものとする。

### 第三章 式務部門

(式務員)

**第十二条** 式務部門に式務員を置く。

2 式務員は、教務部担当参務、式務次長または教区からの推薦に基づき、宗務総長が任命し、任期は三年とする。

3 式務員は、本山における法要および儀式に従事し、その員数は、法要および儀式の執行に必要な範囲をあらかじめ定める。

4 式務部門の統括は、教務部を担当する参務があたり、式務次長が補佐する。

(式務員の職務および人数)

第十三条 法要および儀式に従事する式務員の職務および人数は、次の通りとする。

一 会行事 一人

二 副会行事 若干人

三 会奉行 一人

四 総那 若干人

五 総那補 若干人

六 知堂頭 一人

七 知堂 数十人

八 侍僧 若干人

九 堂掌 若干人

十 その他 若干人

2 法要および儀式執行の際には必要に応じて会行事、副会行事または会奉行を置く。

3 会行事は、法要および儀式の執行を差配し、式務員を指揮する。

4 副会行事は、会行事を補佐する。

5 会奉行は、会行事および副会行事を置かない場合、法要および儀式の執行を差配し、式務員を指揮する。

6 総那は、法鑰をつかさどり、法要および儀式を執行する。

7 総那補は、総那を補佐し、法要および儀式を執行する。

8 知堂頭は、知堂および堂掌の職務全般を掌握し差配する。

9 知堂は、法要および儀式の読経若しくは奏楽または莊嚴等の職務に従事する。

10 侍僧は、内事の職務に従事する。

11 堂掌は、法要および儀式の莊嚴等の職務に従事する。

12 第一項に規定する者のほか、法要および儀式に従事する見習いを置くことができる。

(役職式務員の任命)

第十四条 会行事、副会行事、会奉行、総那および総那補は首座以上とし、知堂頭、知堂、堂掌および侍僧は上座以上の堂班を有する者のうちから、宗務総長が任命する。

(登札盤者の指名)

第十五条 法要における一般僧侶の登札盤者は、上座以上の堂班を有する者のうちから、会行事または会奉行が指名する。

## 第四章 教化参拝部門

(教化参拝担当員)

**第十六条** 教化参拝部門に教化参拝担当員を置く。

2 教化参拝担当員は、教務部担当参務、教化次長または教区からの推薦に基づき、宗務総長が任命し、任期は三年とする。

3 教化参拝担当員は、本山における法要および儀式に従事し、その員数は、法要および儀式の執行に必要な範囲をあらかじめ定める。

4 教化参拝部門の統括は、教務部担当参務があたり、教化次長が補佐する。  
(教化参拝担当員の職務)

**第十七条** 法要および儀式の行事期間中、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 上山者、参拝者に対する教化活動および接遇
- 二 帰敬式の運営
- 三 境内での安全確保および清掃
- 四 前各号についての動静の把握と記録

補 則

**第二十一条** この条例に定めるもののほか、その細則を必要とする場合は、章程でこれを定めることができる。

## 第五章 法要儀式運営委員会

(法要儀式運営委員会)

**第十八条** 教務部に法要および儀式の企画、立案および運営を行う機関として、法要儀式運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は十名以内の委員で組織し、委員は、式務および教化参拝部門の中から教務部担当参務または式務次長および教化次長の推薦に基づき、宗務総長が任命する。

3 委員会の招集は、教務部担当参務が行う。  
4 式務次長および教化次長は、教務部担当参務を補佐し、委員会の運営および取りまとめにあたる。  
(委員長)

**第十九条** 委員会に委員の互選による委員長を置く。  
(委員の任期)

**第二十条** 委員の任期は、三年とする。

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

## 研究所条例

昭和四十八年七月 一日 宗達第十一号  
改正第一回 昭和五十五年七月 一日 宗達第五号

第二回 平成六年七月 一日 宗達第五号

第三回 平成十七年六月 一日 宗達第十八号

第四回 平成二十六年十月二十二日 宗達第五号

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第三十七条の規定に基づき、教学、教化および勤式その他の研究を行うために研究所を設け、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(研究所)

**第二条** 前条の規定により、宗務所に研究所を設ける。

2 研究所に所長を置き、教務部担当参務をもつてこれに充てる。

(組織並びに業務)

**第三条** 研究所に次の研究会を設ける。

一 教学・教化研究会

研究所条例

### 二 勤式研究会

2 研究所は、内局が要請した事項につき調査研究を行い、要請した期間内にその成果を報告書としてまとめて、内局に提出するものとする。

3 研究所は、独自に調査研究の必要があると判断した事項については、内局の同意を得て研究を行い、遅滞なくその結果を報告書としてまとめて、内局に提出するものとする。

4 第二項または第三項の規定により調査研究を行った場合において、報告を受けた内局は、必要に応じてこれを派内に公表するものとする。

5 調査研究の成果について、内局が派内に周知徹底をはかる必要があると認めたときは、研修条例に基づく研修会などにおいて指導および研修を行うものとする。

6 研究所所長または各研究会会長が必要と判断した場合には、合同研究会を開くことができる。  
(研究員および研究会会长)

**第四条** 各研究会に研究員若干人を置く。

2 研究員は、僧侶のうち、学識経験のある者につき宗務総長が任命し、その任期は三年とする。

3 研究員は、前条第五項に規定する研修会をはじめ、

内局の要請に応じて指導および研修を行う。

4 研究員の互選により、各研究会に会長を置く。

(研究会の招集、開会、議事および議決)

**第五条** 会議の招集は研究所所長が行い、各研究会の運営についての統括は、各研究会会长がこれにあたる。

2 議事の進行は、原則として各研究会会长が行う。

(嘱託)

**第六条** 宗務総長は、特定の研究事項について学識経験に秀でた者を、各研究会会长の同意を得て嘱託として期間を定めて委嘱することができる。

(教学・教化研究会の研究事項)

**第七条** 教学・教化研究会は、内局にその見解を示し、教學の振興、指導に資するため、次の事項を調査研究する。

- 一 真宗学
- 二 仏教学
- 三 一般宗教学
- 四 史学
- 五 思想
- 六 伝道
- 七 その他

(勤式研究会の研究事項)

**第八条** 勤式研究会は、派内における勤式作法および莊嚴の調査研究を行い、内局にその見解を示し、勤式および莊嚴作法の振興、指導に資するため、次の事項を調査研究する。

- 一 読經
- 二 声明
- 三 作法
- 四 莊嚴
- 五 仏教音樂
- 六 法式全般
- 七 その他

## 附 則

この条例は、平成二十六年十月二十一日から施行する。

# 安 居 条 例

もつてこれに充てる。

- 2 安居寮長は安居の企画を行い、安居寮全般の事務を総理する。

(主事)

昭和四十八年七月一日	宗達第十二号
改正第一回 昭和五十五年七月一日	宗達第六号
第二回 昭和六十年七月一日	宗達第二号
第三回 昭和六十二年七月一日	宗達第七号
第四回 平成十七年六月一日	宗達第十九号
第五回 平成二十七年七月一日	宗達第十四号

(この条例の目的)

- 第一条** この条例は、この宗派の教師の学行を練磨し、その徳操を涵養するために本山または教区において開講する安居に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(安居寮)

- 第二条** 安居の事務を処理し、円滑に運営するため、安居寮を設ける。

- 2 前項の規定により、宗務所に事務所を設ける。

(安居寮長)

- 第三条** 安居寮に安居寮長を置き、教務部担当参務を

安居 条 例

- 第四条** 安居寮は、安居寮長のほか、主事若干人を置くことができる。  
2 主事は、安居寮の推薦によつて安居寮長が任命する。任期は、安居寮長の任期に準ずる。  
3 主事は、安居寮長の命を受けて、安居寮の事務を処理する。

(講座)

- 第五条** 安居に次の講座を設ける。

- 一 本講  
二 副講  
三 課外

(本講)

- 第六条** 本講は、真宗に関する学問とする。

(副講および課外)

- 第七条** 副講および課外は、真宗または仏教に関する学問とする。

(講師)

- 第八条** 安居に次の講師を置く。

一 本講師

二 副講師

三 課外講師

(本講師)

**第九条** 本講師は、輔教以上の学階を有する者または安居寮が推薦した者のうちから宗務総長が選任する。

2 本講師は本講を担当する。

(副講師)

**第十条** 副講師は、学階を有する者または安居寮が推薦した者のうちから宗務総長が選任する。

2 副講師は副講を担当する。

(課外講師)

**第十二条** 課外講師は、本講師、副講師以外の講師であって、この宗派の所属を問わず安居寮が推薦した

(受講者および聴講)  
者のうちから宗務総長が選任する。

**第十三条** 受講の資格は、教師を有する者とする。ただし、教師以外の者は、安居寮長の許可を得て、聴講することができる。

(安居修業者)

**第十四条** 安居の会期の全日程を受講した者を安居修業者とする。

(修業試験)

**第十五条** 安居寮長は、修業者に修業証書を交付し、研修条例に基づき三単位の修業単位を与え、さらに、修業試験合格者には二単位を加える。

(修業証書交付と修業単位)

**第十六条** 安居寮長は、修業試験において優秀な成績を得た者に対して、賞を授与することができる。

(安居の秩序保持)

**第十七条** 安居寮長は、安居の秩序を乱した者に対し、受講の停止を命ずることができる。

補  
則

**第十八条** 安居の開発は、内局が日時および要項を定めて、派内に告示するものとする。

附  
則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

# 研修条例

改正第一回	昭和四十八年七月	一日	宗達第十四号
第二回	平成六年七月	一日	宗達第六号
第三回	平成十七年六月	一日	宗達第二十号
第四回	平成二十六年十月二十二日	宗達第四号	

## 目次

第一章 総則 (第一条→第三条)

第二章 僧侶研修 (第四条→第九条)

附則

## 第一章 総則

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、僧侶、寺族および門徒等に行う研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の意義)

**第二条** この宗派は、その教義および宗風に基づいて、

情操を養い、僧侶、寺族および真宗門徒の育成に努める。

(研修の実施)

**第三条** 前条の主旨を実現するため、必要に応じて研修を実施する。

## 第二章 僧侶研修

(研修の種類)

**第四条** 研修の種類は、次の通りとする。

- |        |        |        |        |         |           |        |        |        |            |         |          |           |
|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|--------|--------|--------|------------|---------|----------|-----------|
| 一 僧侶研修 | 二 住職研修 | 三 式務研修 | 四 教化研修 | 五 布教使研修 | 六 布教使養成研修 | 七 坊守研修 | 八 寺族研修 | 九 女性研修 | 十 総代、世話人研修 | 十一 門徒研修 | 十二 青少年研修 | 十三 その他の研修 |
|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|--------|--------|--------|------------|---------|----------|-----------|

## (研修担当員)

**第五条** 前条各号の研修を円滑に運営するため、宗務総長が研修担当員若干人を任命する。任期は内局の任期に準ずる。

## (研修の周知)

**第六条** 第四条の研修を行う場合は、内局が日時、場所および要項を定め、周知するものとする。

## (教区で行う研修の報告)

**第七条** 教区は、教区で行う研修を内局に報告しなければならない。

## (この宗派以外の研修)

**第八条** この宗派以外の研修とは、真宗教団連合が行う研修およびこの宗派が参画する団体で行う研修をいう。

2 前項の研修が行われる場合は、内局が必要に応じて日時、場所および要項を通知するものとする。

## (研修業者の修業単位)

**第九条** 第四条各号のうち、内局が指定した研修の修業者に、修業単位を与えることができる。

2 前項に規定する内局の指定する研修の修業単位数については、章程で定める。

この条例は、平成二十六年十月二十二日から施行する。

## 附 則

# 興隆正法運動推進条例

平成二十六年十月二十二日 宗達第三号

史的背景、信仰形態などを調査、分析した結果を基に内局が策定する。  
3 内局は、前項の規定による教化の具体的な実践目標の策定にあたり、教務部所管の各部門およびその他関係機関に、必要な調査研究を指示することができる。

## (この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗派が掲げる信仰運動を宗門全体のものとして共有し、その成果を挙げるために必要な運動のあり方を調査、研究すると共に、組織的な推進体制を整備、確立することを目的とする。

## (興隆正法運動の推進)

**第二条** 前条の規定による活動を興隆正法運動という。

2 興隆正法運動は、内局を中心とする中央と教区が一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての人々が参画し、真宗門徒の生活姿勢を具体的に実践できる運動として推進されなければならない。

## (興隆正法運動における実践目標の策定)

**第三条** 内局は、興隆正法運動に基づく教化の具体的な実践目標を定め、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 教化の具体的な実践目標は、この宗派の現状や歴

## (興隆正法運動における実践目標の周知)

**第四条** 内局は、興隆正法運動における具体的な実践目標を実効性のある運動とするため、宗派関係者に周知すると共に、それに関する必要な措置を講じるものとする。

## (興隆正法運動推進委員会の設置)

**第五条** 第二条の規定により、宗務所に興隆正法運動推進委員会を設ける。

## (興隆正法運動推進委員会の所管事項)

**第六条** 第二条の規定により、宗務所に興隆正法運動推進委員会の所管事項は、左の通りとする。

## 一 興隆正法運動の総合計画および年度毎の推進計

画について協議、検討すること

二 宗派が掲げる教化方針および教化テーマについて協議、研究すること

三 興隆正法運動の成果を点検、総括すること

四 一般社会における諸課題について協議、研究すること

五 中央および教区における教化活動の意見等について協議、研究すること

六 教区における実践的教化活動について研修、指導すること

七 興隆正法運動の推進に関して、特に内局が指示した事項について協議、研修、指導すること

(興隆正法運動推進委員会の組織)

**第七条** 興隆正法運動推進委員会は、委員11人以内で

組織する。

2 委員は、教務部を所管する参務、次長および教区内における教学または教化を担当する贊事とし、宗務

総長が委嘱する。

3 委員の任期は、それぞれの職の任期を準用する。

(興隆正法運動推進委員会の委員長および副委員長)

**第八条** 興隆正法運動推進委員会に宗務総長が指名した委員長1人、副委員長3人を置く。

2 委員長は教務部を担当する参務があたり、議事を整理し、委員会を統括する。

3 副委員長は、教務部の教學、教化、式務を担当する各次長があたり、委員長を補佐し、委員長に事故

があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(興隆正法運動推進委員会の招集)

**第九条** 興隆正法運動推進委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

**第十条** 興隆正法運動推進委員会は、必要に応じて、専門的知識または学識経験を有する者を招致し、意見を聴取することができる。

## 附 則

この条例は、平成二十六年十月二十一日から施行する。

## 布教条例

昭和四十八年七月一日 宗達第十五号

改正第一回 昭和五十五年七月一日 宗達第七号

第二回 平成十七年六月一日 宗達第二十一号

第三回 平成二十七年七月一日 宗達第十三号

第四回 平成二十八年十月十三日 宗達第十号

第五回 令和五年六月二十二日 宗達第二号

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗派の教義を宣布し、宗風を宣揚するために、口演、文書およびその他の方法で行う布教について必要な事項を定めることを目的とする。

(布教の種類)

**第二条** 布教の種類は次の通りとする。

- 一 門主布教
- 二 特命布教
- 三 出役布教 (派遣布教および開教布教)
- 四 一般布教

布教条例

### 五 その他の特別布教

(門主布教)

**第三条** 門主布教は、門主が行う布教であつて親教といい、文書による布教を消息という。

(特命布教)

**第四条** 特命布教は、内局が特定の布教目標を掲げて、特命した布教使に行わせる布教をいう。

(出役布教)

**第五条** 出役布教は、内局が特定の布教目標を掲げて、特命した布教使を地方に派遣して行う布教をいう。

(一般布教)

**第六条** 一般布教は、第三条から第五条までの規定に定める布教のほか、必要に応じて行う布教をいう。

(その他の特別布教)

**第七条** 内局は、第二条による規定のほか、特に必要があると定めたとき、学識経験者に特別布教を行わせることができる。

(布教使)

**第八条** この宗派は、布教の強化拡充を図るため、布教使を置く。

- 2 布教使は、教師を有し、布教伝道に範たる者を宗務総長が任命し、宗務所備付けの布教使名簿に登録

された者をいう。

(布教使の任務)

**第九条** 布教使は、宗派の教化方針を体し、もっぱら教義の宣布と宗風の宣揚に努めなければならない。

2 布教使は、内局より布教を命ぜられたとき、特別な理由が無い限り、これを拒否することはできない。

3 布教使は、内局より布教を命ぜられたとき、内局からその行つた布教に關し、報告を求められたときは、これに応じなければならぬ。

**第十一条** 布教使研修は、布教の研鑽のため、研修条例第四条第一項第五号の規定により、研修を行うことができる。  
(布教使養成研修)

**第十二条** 布教使を養成するため、研修条例第四条第一項第六号の規定により、布教使養成研修を行うことができる。  
2 布教使養成研修の細則は別に定める。  
(布教使任命の申請)

**第十三条** 布教使養成研修を修了した者は、布教使任命の申請をすることができる。

(布教使審査会)

**第十四条** 布教使審査会は、宗務総長が任命した審査委員若干人で組織し、宗務総長が議長となる。その任期は三年とする。

2 布教使の任命は、布教使審査会の審査を経て行う。

補 則

**第十五条** この条例施行に際し、その細則を必要とする場合は、別に定めることができる。

附 則(第二回)

この条例は、平成二十八年十月十三日から施行する。

# 会計事務取扱条例

必要な事項を定めることを目的とする。

(財産の管理運営)

昭和四十八年七月一日 宗達第十六号  
改正第一回 昭和六十二年七月一日 宗達第十二号

第二回 平成十七年六月一日 宗達第二十二号

第三回 平成二十年六月二十日 宗達第三号

第四回 平成二十八年七月一日 宗達第一号

第五回 平成三十年十月十八日 宗達第三号

## 目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
- 第二章 出納事務 (第四条—第十二条)
- 第三章 財産管理 (第十三条、第十四条)
- 第四章 予算および決算 (第十五条—第二十条)
- 第五章 交付金 (第二十一条)
- 附則

## 第一章 総則

(この条例の目的)

第一条 この条例は、財務の執行および運営について

(収納の原則)

第四条 賦課金、冥加金、手数料、懇志金およびそのほかの収入は、全て歳入予算の科目に従つて収納し

## 第二章 出納事務

- 2 会計事務は、宗務総長が大綱を総覧し、財務部担当参務が業務執行を統括する。ただし、その権限の一部をほかの者に委任することができる。
- 3 会計事務を行う者は、宗派の経理状態に関する明瞭にしておかなければならないため、すべての会計を複式簿記を行わなければならぬ。

なければならない。

- 2 予算外の収入は、雑収入として取扱うものとする。

(支出の原則)

**第五条** 宗派が所要の経費を支出しようとするときは、財務部担当参務が予算の有無および予算の目的に違わないことを確認して、処理しなければならない。

(記帳)

**第六条** 収納および支出の記帳は、各款、項毎に記入するものとする。

2 収納、支出および管理に関するすべての記帳は、

適正な勘定科目に仕訳して、整然かつ明確に記載し、これに基づき決算が行われるようにしなければならない。

(証憑書類の保存)

**第七条** 収納および支出の証憑書類は、七年間保存しなければならない。

(物品出納の所管)

**第八条** この宗派が管理する什器、備品、消耗品およびそのほかこれに類する一切の動産物件(以下「物品」という。)の出納は、財務部担当参務が行う。

(物品出納事務)

**第九条** 物品出納は、証憑書類により員数、価格等を

明瞭にし、授受の手続をしなければならない。  
(物品出納に関する帳簿)

**第十条** 物品出納に関する帳簿の記載は、物品出納に係る証憑により、当該帳簿に員数、価格等の事項を記入、残高を表し、常に收支存廃を明瞭にしなければならない。

(物品出納会計年度)

**第十一条** 物品出納会計年度は、現に物品出納をした日の属する年度とする。

(事務引継ぎ)

**第十二条** 財務部担当参務および財務部担当主任が交代したときは、前任者はその事務を後任者に引継がなければならない。

2 前項の規定による引継ぎは、双方立会の上、帳簿と現金品とを照合し、帳簿の末尾に引継ぎ年月日および引継ぎ完了の旨を記入し、連署押印するものとする。

### 第三章 財産管理

(財産管理の所管)

**第十三条** 宗派が管理する財産は、財務部において管理保管する。ただし、別に定めのあるものはこの限

りでない。

(財産管理の責任)

**第十四条** 各保管に係る諸物品であつて、故意または重大な過失等によつて紛失または毀損したときは、各々その弁償の責任を負う。

## 第四章 予算および決算

(予算書案の作成)

**第十五条** 財務部担当参務は、次年度の歳入および歳出の予算書案を作成し、内局に提出しなければならない。

(予算書案)

**第十六条** 内局に提出する予算書案には、各款項について前年度予算との比較増減およびその計算の基準に關する説明を摘要しなければならない。

(財務諸表案の作成)

**第十七条** 財務部担当参務は、毎年九月末日までに前年度の歳入および歳出の財務諸表案を作成し、内局に提出しなければならない。

(財務諸表案の説明)

**第十八条** 前条の財務諸表案は、予算と同一の区分によつて財務部担当参務が作成し、次の各号の事項を

会計事務取扱条例

内局に説明しなければならない。

- 一 予算額と決算額との差額に対する理由
- 二 決算に超過または不足があるときは、その処分に対する案

(決算)

**第十九条** 内局は、前条の規定によつて提出された財務諸表案を審査し、決算を決定しなければならない。

(特別会計の予算ならびに決算)

**第二十条** この章の規定は、特別会計の予算および決算について、これを準用する。

## 第五章 交付金

(教区交付金)

**第二十一条** この宗派は、教区の業務を助成するため、その教区における賦課金の二割以内を教務所に交付する。ただし、交付は賦課金を納期までに教務所を経て完納した場合に限る。

## 附 則

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

**附則（改正第五回）**

この条例は、平成三十年十月十八日から施行する。

# 給与条例

## 第一章 総則

(この条例の目的)

昭和四十八年七月一日 宗達第十七号  
改正第一回 平成十七年六月一日 宗達第二十三号  
第二回 平成二十年四月十日 宗達第一号  
第三回 平成二十八年七月一日 宗達第二号  
第四回 平成三十年十月十八日 宗達第二号

### 目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 基本給および賞与（第四条、第五条）
- 第三章 諸手当（第六条～第十五条）
- 第四章 内局および本廟長（第十六条、第十七条）
- 第五章 宗会議員（第十八条、第十九条）
- 第六章 宗務職員（第二十条～第二十二条）
- 第七章 役職者（第二十三条～第二十六条）
- 第八章 旅費（第二十七条～第二十九条）
- 第九章 補則（第三十条）
- 第十章 附則

第二条 約款の種類は次の通りとする。

一	基本給
二	賞与
三	役付手当
四	住宅手当
五	扶養手当
六	通勤手当
七	出張手当
八	時間外勤務手当
九	特別勤務手当
十	超過勤務手当
十一	休日勤務手当
十二	夜間勤務手当

### 十三 日当

十四 そのほかの手当

2 職務について生じた実費の弁償は、給与には含ま  
れない。

(支払方法)

第三条 前条の支払方法は、現金または口座振替によ  
り支払うものとする。

## 第二章 基本給および賞与

(基本給)

第四条 基本給は、正規の勤務時間による勤務に対す  
る報酬であつて、賞与、役付手当、住宅手当、扶養  
手当、通勤手当、出張手当、時間外勤務手当、特別  
勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務  
手当、日当およびそのほかの手当を除いたものとす  
る。

(賞与)

第五条 賞与は、各期の業績を勘案して、原則として

年二回、六月と十二月に支給する。その支給金額は

支給月の基本給の十割以上とし、内局会議を経て決  
定する。ただし、宗務職員で勤続年数が二年未満の  
者はこの限りではない。また、宗派の業績の著しい

低下そのほか止むを得ない事由がある場合には、支  
給時期を延期または支給しないことがある。

2 前項の賞与の評価対象期間は別に定め、支給日当  
日に宗派に在籍し、かつ通常に勤務していた者に対  
して支給する。ただし、三ヶ月未満の者には支給し  
ない。

## 第三章 諸 手 当

(役付手当)

第六条 役付手当は、次の職位にある者に対する支給  
する。

一 主任

(住宅手当)

第七条 住宅手当は、自坊または役宅以外に居住する  
者に対する支給する。

(扶養手当)

第八条 扶養手当は、扶養家族のある者に対する支給  
する。

(通勤手当)

第九条 通勤手当は、通勤に電車またはバス等の交通  
機関を利用する者に対する通勤に係る実費支弁を  
目的として、一ヶ月定期代相当額を支給する。ただ

し、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ經濟的であると内局が認めたものに限る。

## 第四章 内局および本廟長

### (出張手当)

**第十一条** 出張手当は、内局が認めた出張を行い、職務を遂行した者に対して支給する。

### (時間外勤務手当)

**第十二条** 時間外勤務手当は、所定労働時間を超え、かつ法定労働時間内に勤務した者に対して支給する。

### (特別勤務手当)

**第十三条** 特別勤務手当は、特別な事情の勤務があつた場合、その業務に従事した者に対して支給する。

### (超過勤務手当)

**第十四条** 超過勤務手当は、法定労働時間を超えて勤務した者に対する支給する。

### (休日勤務手当)

**第十五条** 休日勤務手当は、法定の休日に勤務した者に対する支給する。

### (夜間勤務手当)

**第十六条** 夜間勤務手当は、午後十時から午前五時までの間に勤務した者に対する支給する。

### (給与の種類)

**第十七条** 内局および本廟長のうち非常勤の者には、基本給、賞与、通勤手当、出張手当および特別勤務手当を支給する。

**第十八条** 内局および本廟長のうち常勤の者には、勤務日の日当、通勤手当、出張手当および特別勤務手当を支給する。

**第十九条** 基本給、賞与、通勤手当、出張手当、特別勤務手当および日当の細則は別に定める。

## 第五章 宗会議員

### (給与の種類)

**第二十条** 宗会議員には、勤務日の日当、特別勤務手当、および旅費を支給する。

### (日当および特別勤務手当)

**第二十一条** 日当は一万円とし、特別勤務手当の細則は別に定める。

## 第六章 宗務職員

### (給与の種類)

**第二十条** 宗務職員（以下「職員」という。）には、

基本給、賞与、役付手当、住宅手当、扶養手当、通勤手当、出張手当、時間外勤務手当、特別勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当を支給する。

2 次長は、第十六条第二項を準用する。

### (職員の基本給表)

**第二十一条** 基本給表は、別表をもつて定める。

2 宗務総長は、職員における職責の度に基づき、これを基本給表別表の級に分類するものとする。

3 非常勤職員および臨時職員に関する基本給月額は、最高十万円を限度として内局会議を経て決定する。（職員の初任給および昇給等）

**第二十二条** 新たに職員となつた者の初任給は、内局会議において、その者の年齢と勤続を考慮の上、基本給表に基づき決定し、支給する。

2 職員が、現に支給されている基本給を受けるに至つたときから、十二ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、基本給表に基づいて昇給させ

ることができる。

3 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

## 第七章 役職者

### (給与の種類)

**第二十三条** 役職者には、勤務日の日当および旅費を支給する。役職者とは本条例第四章、第五章ならびに第六章に規定された者を除く、宗派の業務を執行する者をいう。

### (日当)

**第二十四条** 宗派の業務を執行するため、内局が招集した役職者の日当は一日につき七千円とする。

### (加算特例)

**第二十五条** 前条の役職者には、その業務につき、次の額を日当に加算して支給する。ただし、その業務の途中での出入りに関しては支給しない。また、支給する業務と別の業務の期日が連日もしくは中一日であつた場合は、別の業務での加算支給はしない。

一 北海道ならびに九州地方に在住する者には、七千円を支給

2 宗派が定めた行事で講義・講演等を行つた者には、前項に加え、次の額を加算する。

一 講義・講演等の時間が二時間以内の場合は五千円

二 講義・講演等の時間が二時間を超えて四時間以内の場合は一万円

三 講義・講演等の時間が四時間を超えた場合は、

前号と超えた一時間ごとに五千円を加算

前項の講義・講演等を内局、本廟長、次長、職員、非常勤職員および臨時職員が行う場合は適用しない。  
(法要出勤者の手当)

第二十六条 報恩講および春の法要出勤者には、法要

一席出勤につき一千円を支給する。

## 第八章 旅 費

(支給条件)

第二十七条 旅費は次の各号の一に該当する場合に支給する。

一 内局、本廟長、宗会議員、職員および役職者が業務のため出張した場合

二 内局が業務のため役職者に勤務を要請した場合

三 内局が業務のため派内僧侶に召喚または出張を命じた場合

四 そのほか内局が支給を認めた場合

給与条例

(種類)

第二十八条 旅費の種類は、交通費および宿泊料とする。

2 交通費は、旅程に応じて旅客運賃等により支給する。

3 宿泊料は、宿泊を必要とした場合、その一泊あたり一万円を限度として支給する。ただし、一万円を超えない場合はその実費を支給する。また、宿泊施設が提供された場合は支給しない。

(計算方法)

第二十九条 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、止むを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行ができない場合は、実際の経路および方法によつて計算する。

## 補 則

第三十条 この条例に定めるもののほか、その細則を必要とする場合は、別に定めることができる。

## 附 則

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

**附則（改正第四回）**

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

# 基 本 級 表

年齢給	基本給	定期昇給
18	140,000	
19	142,000	2,000
20	144,000	2,000
21	146,000	2,000
22	148,000	2,000
23	150,000	2,000
24	152,000	2,000
25	154,000	2,000
26	156,000	2,000
27	158,000	2,000
28	160,000	2,000
29	162,000	2,000
30	164,000	2,000
31	166,000	2,000
32	168,000	2,000
33	170,000	2,000
34	172,000	2,000
35	174,000	2,000
36	176,000	2,000
37	178,000	2,000
38	180,000	2,000
39	182,000	2,000
40	184,000	2,000
41	186,000	2,000
42	188,000	2,000
43	190,000	2,000
44	192,000	2,000
45	194,000	2,000
46	196,000	2,000
47	198,000	2,000
48	200,000	2,000
49	202,000	2,000
50	204,000	2,000
51	206,000	2,000
52	208,000	2,000
53	210,000	2,000
54	212,000	2,000
55	214,000	2,000
56	214,000	
57	214,000	
58	214,000	
59	214,000	

勤続給	基本給	定期昇給
1	12,000	
2	16,000	4,000
3	20,000	4,000
4	24,000	4,000
5	28,000	4,000
6	32,000	4,000
7	36,000	4,000
8	40,000	4,000
9	44,000	4,000
10	48,000	4,000
11	52,000	4,000
12	56,000	4,000
13	60,000	4,000
14	64,000	4,000
15	68,000	4,000
16	72,000	4,000
17	76,000	4,000
18	80,000	4,000
19	84,000	4,000
20	88,000	4,000
21	92,000	4,000
22	96,000	4,000
23	100,000	4,000
24	104,000	4,000
25	108,000	4,000
26	112,000	4,000
27	116,000	4,000
28	116,000	
29	116,000	
30	116,000	
31	116,000	
32	116,000	
33	116,000	
34	116,000	
35	116,000	
36	116,000	
37	116,000	
38	116,000	
39	116,000	
40	116,000	



# 会計検査条例

3 検査委員が病気そのほかの事由によってその職務を行つことができない場合、予備委員はその事務を代行する。

昭和四十八年七月一日 宗達第十九号  
改正第一回 平成十七年六月一日 宗達第二十四号  
第二回 平成二十七年七月一日 宗達第一一號

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第六十八条に規定する会計検査委員会が行う検査の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

**第二条** 会計検査委員長は、会計検査委員会を代表し、その事務を総理する。

(予備委員)

会計検査委員会に検査委員のほか、検査委員の予備委員（以下「予備委員」という。）三人以内を置き、その就任は宗規第六十八条第二項の規定を準用する。

2 検査委員が欠けたときは、その補欠として、宗務総長が予備委員を検査委員に任命する。

会計検査条例

4 予備委員が検査委員に就任または検査委員の事務を代行する場合における順序は、検査委員および予備委員が就任した後、最初に開かれた検査委員の会議において定める。

5 予備委員が検査委員に就任した場合における任期は、その前任者の残任期間とし、検査委員の事務を代行した場合は、その事由が止んだとき、その任務は終わる。

(書記)

**第四条** 会計検査委員会は、その事務の執行に必要な書記を置くことができる。

2 前項の書記は、宗務総長が選任し、必要に応じて検査委員相互およびほかの機関との事務の連絡調整にあたり、検査委員の指示により、その事務に従事する。

(会計検査事務の分担)

**第五条** 会計検査委員会が行う会計検査は、検査委員の合議によつて定める。

## (検査の種類)

**第六条** 会計検査は、現況検査および決算検査とする。

## (現況検査)

**第七条** 現況検査は、財産管理および経理の運営に関する、会計事務の処理、帳簿の整備および予算執行の状況並びに収支の現況を検査するものとする。

- 2 現況検査は次に掲げる場合に行う。
  - 一 会計検査委員会が検査の必要性を認めたとき
  - 二 宗会が検査を要求することを議決したとき

## (決算検査)

**第八条** 決算検査は、予算執行が法規に従つて適正になされたかどうかを検査し、財務諸表の適否を決定する。財務諸表とは、財産目録、貸借対照表、収支計算書をいう。以下同様とする。

2 前項の検査は、会計年度終了後三ヶ月以内に行うものとする。

## (検査の通知)

**第九条** 検査委員が検査を行うときは、検査委員長は検査の実施十日前に、あらかじめ該当する機関に書面にて通知しなければならない。

- 2 前項の通知には、検査の日時、場所および目的並びに担当検査委員の氏名を明示するものとする。

## (検査の方法)

**第十条** 検査は、被検査機関から検査に必要な金銭、有価証券並びに帳簿、財務諸表および証憑書類そのほか検査に必要な一切の書類を提出させて行う。

- 2 証憑書類とは、伝票、營繕および売買の契約書、見積書、請求書、納品書、領收証書、不動産登記謄本そのほか会計に関する証拠文書をいう。
- 3 検査委員は、検査に際し、被検査機関の長または係の出頭を求めて説明を聞くことができる。

## (検査録の作成および検査報告)

**第十一條** 検査を担当した検査委員は、検査録を作成し、署名押印して検査委員長に報告しなければならない。検査委員長は宗務総長および宗會議長に報告しなければならない。

2 検査録には、次の事項を記載するものとする。

## 一 検査の対象

二 検査の日時および場所並びに担当検査委員の氏名

- 三 決算検査の場合は、財務諸表および決算確認の有無
- 四 不正または不正事項の有無およびその内容
- 五 経理について改善の必要があると認める事項

六 そのほか必要と認める事項

(事務執行の不制約)

**第十二条** 檢査委員は、その権限に属する事務を行う

について、いずれの宗務役職員または宗務機関からも制約を受けることがない。

(法規そのほかに関する改善事項の提出)

**第十三条** 檢査委員長は、検査の結果、法規そのほか

に関し改善を必要とする事項があると認めたときは、宗務総長に意見書を提出することができる。

(職員による損害報告)

**第十四条** 檢査委員長は、検査の結果、会計事務を処理する職員が、故意または重大過失により宗派または宗派と重要な関係があるものに損害を与えていたと認めたときは、宗務総長に報告し、その処置を要求しなければならない。

(そのほかの会計検査)

**第十五条** 檢査委員長は、教区または宗派から補助金または助成を受けているものの会計について、決算の報告を求め、必要に応じて検査し宗務総長に報告するものとする。

(会議)

**第十六条** 会計検査委員会における会議は、会計検査

会計検査条例

委員長が主宰し、合議によってその議事を決定する。

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。



## 賦課条例

(普通賦課金)

改正第一回 昭和四十九年七月一日 宗達第一号

第二回 昭和五十三年五月三十日 宗達第四号

第三回 昭和五十六年六月二十二日 宗達第二号

第四回 昭和五十九年七月一日 宗達第五号

第五回 昭和六十三年七月一日 宗達第十三号

第六回 平成二十年四月十日 宗達第九号

第七回 平成二十一年二月二十五日 宗達第二号

第八回 平成二十八年七月一日 宗達第三号

昭和四十九年七月一日 宗達第一号

宗達第四号

(特別賦課金)

**第四条** 特別賦課金は、重要な法要、儀式または臨時に事業を行うに際し、特別会計を設け、その財源を必要とする場合に賦課するものとする。

2 前項の賦課基準およびそのほかの必要事項は、宗会の議決を経て定めるものとする。

(賦課単位)

**第五条** この条例による「点数」は、賦課単位であつて、その一点の金額は次の通りとする。

一 寺院賦課金 二千円  
二 僧侶賦課金 千七百円

(寺院賦課金)

**第六条** 寺院賦課金は、宗務総長が賦課審査委員会

(以下「審査委員会」という。)に諮問し、その答申に基づき内局が決定した護持口数に、前条第一号

で定めた賦課金額を乗じた額とする。

2 護持口数一口は一点とする。

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、宗規第七十六条第一号規定の賦課金に關し、その適正を期するために必要な事項を定め、宗派の財源を確保することを目的とする。

(賦課金の種類)

**第二条** 賦課金は、普通賦課金および特別賦課金とする。

3 均等割一口は一点とする。

(護持口数の算定)

第七条 護持口数の算定は、門徒戸数を基準とし、均等割四口を加えた三十口以上とする。

(護持口数の決定)

第八条 宗務総長は護持口数の決定に際し、これを審査委員会の議に付し、その答申に基づき護持口数を決め、該当する寺院および教会に通知するものとする。

2 前項の護持口数の決定に関しては、五年毎に定める。

(護持口数変更の申立て)

第九条 前条による通知を受け、その決定に不服がある者、または特別な事由があり護持口数の変更を申請てる者は、文書をもってその理由を付記し、審査委員会に申立てることができる。  
2 護持口数変更の申立てを受理した審査委員会は、その申立てを審査して宗務総長に答申し、宗務総長は護持口数変更の有無を決定して申立人に通知するものとする。

(審査委員会の設置)

第十条 賦課金に関する事項を審査するため、賦課審

査委員（以下「審査委員」という。）七人をもつて組織する審査委員会を置く。

2 審査委員は教務所長があたり、宗務総長が任命する。

3 審査委員の任期は教務所長の任期に準ずる。  
(審査委員長)

第十二条 審査委員会に審査委員の互選による審査委員長を置き、宗務総長が任命する。その任期は審査委員の任期による。

2 審査委員長は、審査委員会を代表し、その事務を総理する。

(審査委員会の招集)

第十三条 審査委員会は、必要に応じて宗務総長が日時と場所を定めて招集する。

(審査委員会の職務)

第十四条 審査委員会は、賦課に関する事項の審査を行い、その結果を宗務総長に答申するものとする。  
(審査委員会による護持口数の審査)  
次に事項を参考として行うものとする。

一 寺院または教会から提出された門徒戸数  
二 地域の現状

三 寺院および教会の実態

四 調査員の調査報告

五 そのほか

(護持口数の調査ならびに護持口数調査員)

第十五条 護持口数に関する調査を行うため、各教区

に護持口数調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、その教区の組長があたり、宗務総長が任命する。任期は組長に準ずる。

3 組を有さない地域の調査員は、教務所長が教区会に諮つて選定し、その推薦によつて宗務総長が任命する。任期は三年とする。

4 調査員は、審査委員の指示により、その教区内における寺院および教会の護持口数に関する調査を行い、その結果を審査委員に報告するものとする。  
(調査事務の委任)

第十六条 宗務総長は、審査委員にその教区内における寺院および教会からの門徒戸数の報告ならびに寺院および教会の護持口数の調査に関し、内局が行う事務を委任することができる。

(僧侶賦課金)

第十七条 僧侶賦課金は、堂班によつて次項に定めた

点数に第五条第二号で定めた金額を乗じた額とする。  
堂班による点数は、次の通りとする。

2

一 上首

二 首座一等

百二十点  
七十五点

三 首座二等

六十点

四十五点

五 上座一等

三十五点

三十点

六 上座二等

二十五点

二十五点

七 上座三等

十八点

十八点

八 本座一等

十五点

十五点

九 本座二等

十二点

十二点

十 本座三等

八点

八点

十一 本座

四点

四点

十二 本座

一点

一点

十三 本座

零点

零点

十四 本座

零点

零点

十五 本座

零点

零点

十六 本座

零点

零点

十七 本座

零点

零点

十八 本座

零点

零点

十九 本座

零点

零点

二十 本座

零点

零点

二十一 本座

零点

零点

(納付責任者)

第十八条 住職および担任教師は、その就任する寺院または教会の賦課金ならびに衆徒の賦課金の納付に

関し、その責を負うものとする。

(賦課金の徴収)

**第十九条** 賦課金は、本条例の規定によつてこれを徴

収し、納期の二ヶ月前までに財務部から原則として

該当する寺院、教会および僧侶が所属する教区の教務所に納付の告知書を送付する。

**2** 賦課の基準日は、毎年七月一日とし、宗務所備付

けの寺院および僧侶台帳記載によるものとする。

**3** 僧侶賦課金は毎年十一月末日、寺院賦課金は翌年

二月末日を納期とし、原則として教務所を経て納付

するものとする。

**4** 宗務総長は納期までに賦課金を納付しない寺院、

教会および僧侶に対し、納金督促状を発する。

(賦課金の滞納に対する措置)

**第二十条** 宗務総長は、賦課金の滞納に対し、その

翌年度当初から起算して滞納期間に応じ、滞納金額

の百分の五を附加徴収する。

**2** 賦課金を滞納している寺院、教会および僧侶は、

すべての申請を行うことができない。

(賦課金の減免)

**第二十一条** 賦課金を災害そのほかやむを得ない事由

によつて納付することができない寺院または教会は、

- 賦課金の免除または減額を申請することができる。  
2 前項の申請があつた場合は、内局が審査の上で決定し、申請人に通知する。  
(賦課金の減免申請)
- 第二十二条** 前条第一項の規定による賦課金の免除または減額を申請しようとする者は、申請書にその事由を記載し、教務所長の意見書と該当する減免事由を証明する書類を添えて、宗務総長に提出するものとする。
- 2** 寺院または教会が提出する前項の申請書には、住職または担任教師のほか、当該寺院規則の責任役員全員の署名捺印を要する。
- (寺院賦課金の免除)
- 第二十三条** 次の各号の一に該当する寺院または教会に対しては、賦課金を免除することができる。
- 一 門徒の大部分が災害を受けた場合
- 二 災害によって境内建物の大部分を失った場合
- (寺院賦課金の減額)
- 第二十四条** 次の各号の一に該当する寺院または教会に対しては、賦課金を減額することができる。
- 一 門徒の半数以上が災害を受けた場合
- 二 境内建物が、復旧に多額の費用を要する損害を

受け、その復旧に着手した場合

三 そのほかやむを得ない事由と認められる場合

(僧侶賦課金の終身免除)

**第二十五条** 次の各号の一に該当する僧侶に対しては、

賦課金を終身免除することができる。ただし、住職、担任教師および宗派の役職者は第一号を適用しない。

一 法賜三十年かつ年齢八十歳以上の者  
二 不治の疾病により、僧侶の業務を行うことがで  
きない者

(僧侶賦課金の免除)

**第二十六条** 次の各号の一に該当する僧侶に対しては、

賦課金を免除することができる。

一 一年以上の療養生活により、僧侶の業務を行う  
ことができない者

二 第二十三条に該当する寺院の住職、教会の担任  
教師

三 前号のほか、災害によって住宅の大部分を失い、  
その復旧に着手した者

四 格別に生活が困窮した者

五 学校教育法による小学校、中学校、高等学校在  
学中の者ならびに大学、短期大学ならびに専門学  
校において真宗に関係がある宗派が指定した学科

を修めている者

(僧侶賦課金の減額)

**第二十七条** 次の各号の一に該当する僧侶に対しては、  
期間を定めて賦課金を減額することができる。

一 六ヶ月以上の療養生活により、僧侶の業務を行  
うことができない者  
二 第二十四条に該当する寺院の住職、教会の担任  
教師

三 前号のほか、住宅が復旧に多額の費用を要する  
損害を受け、その復旧に着手した者

(住職の僧侶賦課金の減額)

**第二十八条** 年齢八十歳以上の住職に対しては、僧侶  
賦課金を半額にすることができる。

(代務者の僧侶賦課金の減免)

**第二十九条** 第二十六条第二号ならびに第二十七条第  
二号の規定は、ほかに兼職していない住職代務者ま  
たは担任教師代務者に準用する。

## 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



## 冥加金条例

- 二 堂班許可冥加金  
三 手数料  
(冥加金)

第二条 冥加金を次の通りとする。

改正第一回	昭和四十九年七月一日	宗達第二号	三十万円
第二回	昭和五十年七月一日	宗達第三号	十万円
第三回	昭和五十三年五月三十日	宗達第二号	八万円
第四回	昭和五十四年七月一日	宗達第一号	六万円
第五回	昭和五十五年七月一日	宗達第八号	三万円
第六回	昭和五十六年六月二十二日	宗達第三号	二十万円
第七回	昭和五十七年七月一日	宗達第一号	四万円
第八回	昭和五十九年七月一日	宗達第六号	八万円
第九回	昭和六十一年七月一日	宗達第一号	九万円
第十回	平成七年七月一日	宗達第一号	十万円
第十五回	平成十八年七月一日	宗達第二号	一万円
第十一回	平成二十八年七月一日	宗達第四号	十三万円
第十二回	令和四年十月二十七日	宗達第四号	二万円
十三	教師補任申請冥加金	六万円	
十四	学階授与申請冥加金	七万円	
十五	転入許可申請冥加金	一萬円	
十六	転出許可申請冥加金	六万円	
十七	所属転換許可申請冥加金	十万円	
一	冥加金	三万円	

(冥加金および手数料)

第一条 宗規第七十六条第二号による冥加金条例および手数料を次の通りとする。

**第十八条** 布教使任命申請冥加金二万円  
十萬円  
別定**第十九条** 歸俗許可申請冥加金**第二十条** そのほかの冥加金**(堂班許可冥加金)**

**第三条** 堂班許可冥加金は、次の各号の納付金をもつてこれにあてることができる。

**一 現金****二 賦課金****三 既納の堂班許可冥加金****(堂班許可冥加金額)****第四条** 堂班許可冥加金の金額は、次の通りとする。

一 上首	五百六十万円
二 首座一等	二百八十万円
三 首座二等	百六十八万円
四 首座三等	八十四万円
五 上座一等	五十六万円
六 上座二等	四十二万円
七 上座三等	三十一万五千円
八 本座一等	二十一万円
九 本座二等	十四万円
十 本座三等	七万円
十一 列座	三万五千円

**(堂班許可冥加金の適用者)**

**第五条** 堂班許可冥加金の適用者は、第三条の各号を納付した寺院または教会に所属する僧侶とする。

**(現金納付の場合)**

**第六条** 現金で堂班許可冥加金を納付する場合は、金額をその三分の一とする。

**（そのほかの冥加金）**

**第七条** そのほかの冥加金については、内局会議を経て決定し、別に定めるものとする。

**（手数料）**

**第八条** 手数料は、次の通りとする。

一 添書および証明書下附手数料	一万円
二 坊守登録手数料	二万円
三 学階詮衡手数料	一万円
四 法人関係証明下附手数料	一万円
五 そのほかの手数料	一万円

**(冥加金および手数料の減免)**

**第九条** 冥加金および手数料を、災害そのほかやむを得ない事由によつて納付することができない寺院、教会または僧侶は、免除または減額を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合は、内局が審査の上で決

定し、申請人に通知する。

(冥加金および手数料の減免申請)

**第十条**

前条第一項の規定による冥加金および手数料の免除または減額を申請しようとする者は、申請書にその事由を記載し、教務所長の意見書と該当する減免事由を証明する書類を添えて、宗務総長に提出するものとする。

2 寺院または教会が提出する前項の申請書には、住職または担任教師のほか、当該寺院規則の責任役員全員の署名捺印を要する。

**附 則**

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

**附 則（改正第十二回）**

この条例は、令和六年七月一日から施行する。



## 表彰条例

(褒賞の事由)

**第三条** 褒賞は、宗規第八十六条の規定のほか、次の事由によって授与することができる。

改正第一回 昭和五十六年六月二十二日	昭和五十年七月一日	宗達第二号
第二回 昭和五十九年七月一日	宗達第二号	宗風の顕揚が顕著であるもの
第三回 昭和六十二年七月一日	宗達第十四号	寺院または教会の再建に尽くしたもの
第四回 平成二十七年七月一日	宗達第十二号	寺院または教会の護持に功績があつたもの

(褒賞の手続)

**第四条** 何人も、個人または団体が褒賞の授与に該当すると認めたときは、その事由を記して宗務総長に該当する事由によって申請することができる。

2 宗務総長は、必要に応じて宗派の機関に、宗派に所属する個人または団体の功労若しくは善行について、調査および報告を命ずることができる。

(僧班の授与)

**第二条** 褒賞の授与は、宗務総長が僧侶、寺族、門徒および寺院その他の団体に対し行う。

2 褒賞は、褒物または賞金の授与によって行うことができる。

3 前二項の褒賞は、併授することができる。

(褒賞の授与)

「委員会」という。の選考を経て授与する。ただし、死亡者に対する追贈または適正であつて急を要する場合は僧班を授与し、次に開かれた委員会において報告するものとする。

(委員会)

**第六条** 僧班授与の適正を期するために委員会を設ける。

2 委員会は、選考委員をもつて組織し、次の者を充てる。

一 宗務総長

二 参務

三 教務所長

(選考委員長)

**第七条** 委員会に選考委員長を置き、宗務総長をもつて充てる。

2 選考委員長は、委員会の会務を統理し、会議における議長となる。

(委員会の会議)

**第八条** 委員会は、必要に応じて選考委員長がその日時と場所を定めて招集する。

2 委員会の議事は、選考委員の半数以上の出席を得て開き、出席した選考委員の過半数で決定する。可否が同数であるときは、選考委員長の決するところによる。

(僧班授与の選考基準)

**第九条** 委員会が僧班授与を行う場合は、教師で昇進

(基準年数並びに基準点数を選考の基準として行う。)

**第十条** 昇進基準年数は、次の通りとする。

一 教師

二 権少僧都

三 少僧都

四 権中僧都

五 中僧都

六 権大僧都

七 大僧都

八 権少僧正

九 少僧正

十 権中僧正

十一 中僧正

(基準点数)

**第十二条** 基準点数は次の通りとする。

三百点	五百点	千五百点	二千五百点	三千五百点
五百点	千点	一千五百点	二千五百点	三千五百点
一千五百点	二千五百点	三千五百点	四千五百点	五千五百点
二千五百点	三千五百点	四千五百点	五千五百点	六千五百点
三千五百点	四千五百点	五千五百点	六千五百点	七千五百点

七 権少僧正

八 少僧正

九 権中僧正

十 中僧正

五千点  
六千五百点  
八千点  
一万点

四  
五  
六  
七

二百一から三百まで  
三百一から四百まで  
四百一から五百まで  
五百以上

四  
五  
六  
七

2 前項の点数は、次の数を合算したものとする。

一 堂班乗数

二 賦課単位乗数

三 功労加算数

(堂班乗数)

第十二条 堂班乗数は、僧籍点数に次の数を乗じたものとする。

一 列座

二 本座各等

三 上座各等

四 首座各等

五 上首

六 五 四 三 二

(賦課単位乗数)

第十三条 賦課単位乗数は、僧籍点数に次の数を乗じたものとする。

一 一から五十まで

二 五十一から百まで

三百一から二百まで

四 三 二

百五十点  
百点  
百点

(功労加算点数)

第十五条 功労加算による一年の点数は、次の通りとする。

一 宗務總長

二 參務

三 宗會議員

五点  
四点  
三点  
二点  
一点

第十四条 僧籍点数は、次の各号の点数に年数を乗じて合算したものとする。

一 教師

二 得業

三 助教

四 輔教

五 司教

六 勸學

2 前項の乗数は、寺院および教会の代表役員である僧侶に適用する。ただし、この場合は僧侶の賦課点数を加算しない。

四 教務所長	八十点
五 靈山本廟長	百点
六 別院輪番	八十点

2 前項のほか、宗務総長は、宗規第八十六条に該当する僧侶に功労加算点を授与することができる。ただし、その点数は五百を越えることができない。

## 附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

---

# 華園学院条例

昭和五十五年七月 改正第一回 平成十七年六月 第二回 平成二十七年七月 第三回 平成二十八年七月 第四回 令和四年十月二十七日	一日 一日 一日 一日 宗達第九号 宗達第二十五号 宗達第十五号 宗達第八号 宗達第二号	宗達第九号 宗達第二十五号 宗達第十五号 宗達第八号 宗達第二号
一 二 三 四	学院長 主事 教授 事務長	一人 一人 五人以上 一人

(この条例の目的)

**第一条** この条例は、華園学院（以下「学院」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第二条** 宗規第三十五条で定められた教師の資格を得ようとする者および宗学その他の研究を志す者を教育するために学院を設ける。

2 学院は、京都府京都市下京区醒ヶ井通七条上る華園町七十番地 本山興正寺内に置く。

(職制)

**第三条** 学院に次の職員を置く。

2 学院長は学階を有する者のうちから宗務総長が選任し、その任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。  
3 主事、教授および事務長は教師のうちから学院長が選定し、宗務総長が任命する。その任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、第八条第一号から第七号までに該当する科目を担当する教授は、学階を有する者でなければならない。

(所管事項)

**第四条** 学院長はこの学院を代表し、学院の運営を統括するとともに教授を兼ねることができる。

2 主事は学院長を補佐し、事務を処理するとともに教授を兼ねることができる。

3 教授は学生を教授し指導する。

4 事務長は上司の命を受けて事務に従事する。

(教授会)

**第五条** 教授会は学院長、教務部担当参務、主事および教授で組織し、総数の三分の二以上の出席をもつ

て開くことができる。

(教育方法)

**第六条** 学院は通信制による教育を行い、毎年度スクーリングを十日間行う。

2 スクーリングの日程については、教授会で定める。

(科の区分)

**第七条** 学院に次の学科を置く。

一 本科  
二 選科

2 本科は全科目を履修するものとする。

3 選科は希望する科目のみを履修することができるものとする。

(科目)

**第八条** 学院の科目は次の通りとする。

- 一 真宗要論
- 二 三經概説
- 三 正信偈
- 四 仏教要論
- 五 インド・中国仏教史
- 六 日本仏教史
- 七 宗教要論
- 八 布教

九 勤式作法

(入学資格)

**第九条** 本科の入学資格は、真宗興正派の僧侶で学院長が許可した者とする。

2 選科は、真宗および仏教を学ぼうとする者で学院長が許可した者とする。

(修業年限)

**第十条** 本科の修業年限は二年間とし、毎年九月一日に始講する。ただし、選科は修業年限を設けない。

(修業試験)

**第十二条** 修業試験は指定の期日までに提出されたレポートおよび年度末のスクーリングにおける試験によって、教授会が判定し合否を決する。

(卒業および履修の認定)

**第十二条** 本科の全科目の単位を履修し修業試験に合格した者に卒業証明書を授与する。

2 選科は選択した科目を履修した者について履修証書を授与する。

(免除)

**第十三条** 本科を卒業した者は、教師教習前期および教師教習検定試験が免除される。

(褒賞)

**第十四条** 学院長は他の学生の模範となる学生について、教授会に諮つてこれを褒賞することができる。

(懲戒)

**第十五条** 学院長は学院の秩序を乱した学生または学院の体面を汚した学生について教授会に諮り懲戒することができる。

2 懲戒は次の通りとする。

- 一 退学
- 二 停学
- 三 謹慎
- 四 訓戒

(監督)

**第十六条** 宗務総長は、隨時学院の状況を查察し、学院長に対し必要な報告を求め、適宜その運営について指導し助言することができる。

(学則)

**第十七条** 学院は宗務総長の承認を経て、学則を定めなければならない。

2 学則には次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限および学生に関する事項
- 二 授業科目およびレポート提出に関する事項

三 試験および進級・卒業の認定に関する事項

四 入学、退学、休学および卒業に関する事項  
五 入学金および授業料、その他に関する事項  
六 賞罰に関する事項

**第十八条** 学院には次の書類を備えなければならない。  
3 前項各号の記載事項について変更する場合は、その都度、宗務総長の承認を受けなければならない。

(備付書類)

- 一 関係法規
- 二 学則、日課表および学院日誌
- 三 職員の名簿、出勤簿、担当科目表およびレポート受理簿
- 四 学籍簿およびスクーリング出席簿並びに卒業者名簿
- 五 成績試験に関する書類
- 六 図書および器具等教具の目録
- 七 その他学院に必要な文書

**補　　則**

(解散)

**第十九条** 学院が解散しようとするときは、宗会の議決を経なければならない。

**附 則**

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

**附 則（改正第四回）**

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

# 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、

## 立教開宗八百年慶讚法要

および御影堂等復旧奉告法要  
ならびに嗣法就任式記念事業

### 事務局設置条例

平成二十八年十月十三日 宗達第十一号

改正第一回 令和 元 年十月三日 宗達第二号

#### (目的)

**第一条** この条例は、宗務所条例第八条に基づき、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業推進のための部門を設けることを目的とする。

#### (名称・所管事項)

**第二条** この条例で設置する部門は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業事

務局（以下「事務局」という。）と称する。

**2** 事務局は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業（以下「記念事業」という。）ならびに宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計（以下「記念事業会計」という。）の事務を所管する。

#### (組織)

**第三条** 事務局は、宗務所内に置く。

**2** 事務局に事務局長および事務局参事若干人ならびに事務局員若干人を置く。

**3** 事務局長は、宗務総長をもつて充てる。

**4** 事務局参事は、参務をもつて充て、事務局長の指示により、記念事業推進のため設置する委員会および記念事業会計の事務を分掌するものとする。

**5** 事務局員は、宗務職員等より事務局長が命じ、上司の命を受け、事務に従事する。

#### (委員会)

**第四条** 事務局に記念事業推進のために必要な委員会を置くことができる。

**2** 前項の委員会を置くときは、必要事項を定めた章

程を定めなければならぬ。

(会計)

**第五条** 事務局の必要経費は、記念事業会計から支出できるものとする。

2 前項の経費の支出にあたつては、毎年度内局は、事務局の事業計画とその予算案を宗会に提出し、その議決を得なければならぬ。

(雑則)

**第六条** この条例施行に關し必要な事項は、章程で定める。

附  
則

この条例は、発布の日から施行する。

**附則（改正第一回）**

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(収入)

## 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、

### 立教開宗八百年慶讚法要

### および御影堂等復旧奉告法要

### ならびに嗣法就任式記念事業

### 特別会計条例

令和元年十月三日 宗達第三号

(名称)

**第一条** この会計は特別会計とし、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計（以下「記念事業会計」という。）と称する。

(目的)

**第二条** この条例は、記念事業会計の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(期間)

**第三条** 記念事業会計は、この条例施行の日から令和五年六月三十日までとする。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計条例

**第四条** 記念事業会計における収入は、次の各号をもつて充てる。

- 一 僧侶特別賦課金
- 二 寺院特別賦課金
- 三 特別懇志

**第五条** 宗会において記念事業会計の収入とすべきと決したもの

(支出)

- 記念事業会計から支出できるものは、次の各号に限る。
- 一 御影堂修理工事費
  - 二 阿弥陀堂修理工事費
  - 三 御影堂・阿弥陀堂以外の山内建物の修理費
  - 四 調査費
  - 五 事務費
  - 六 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式費
  - 七 その他宗会において記念事業会計から支出すべきと決した事業費
  - 八 基金への積立金

(予算および決算)

**第六条** この条例における予算および決算は、宗規第十一章財務の規定を準用する。

(雑則)

**第七条** この条例を運用するにあたり必要な事項は章程で定める。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

## 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、

### 立教開宗八百年慶讚法要

### および御影堂等復旧奉告法要

### ならびに嗣法就任式

### 記念事業特別会計に係わる

### 特別賦課金に関する条例

令和元年十月三日 宗達第四号

(目的)

**第一条** この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、

立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業の推進に必要な財源を確保するための賦課金（以下、「賦課金」といいう。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(賦課金の種類)

**第二条** 賦課金は特別賦課金とする。

2 特別賦課金は、僧侶特別賦課金および寺院特別賦課金とする。

(賦課期間等)

**第三条** 特別賦課金は、この条例施行の日から令和五年六月三十日までの时限の賦課金とする。ただし、この賦課に関する滞納金がある僧侶および寺院または教会はこの限りではない。

(賦課の対象および僧侶特別賦課金の金額)

**第四条** 賦課の対象となる僧侶のすべてに僧侶特別賦課金を課する。

2 僧侶特別賦課金は、堂班等にかかわらず、僧侶一人あたり三万円とする。

3 僧侶特別賦課金は、前条の賦課期間であれば、分割納入も可とする。

(賦課の対象および寺院特別賦課金の金額)

**第五条** 賦課の対象となる寺院および教会のすべてに寺院特別賦課金を課する。

2 寺院特別賦課金は、賦課条例第七条の均等割を含む護持口数に一万円を乗じた金額とする。

3 寺院特別賦課金は、第三条の賦課期間であれば、分割納入も可とする。

(賦課金の減免および納入期限の延長)

**第六条** この条例施行に際し、賦課条例第二十三條から第二十九条による減免の規定を準用する。

2 期限内に賦課金が納入困難である僧侶および寺院または教会から申請があり、かつ考慮すべき特段の事由があると内局が判断した場合に限り、納入の期限を延長することができる。

(会計)

**第七条** この賦課金収入は、別途設置の「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年慶讚法要および御影堂等復旧奉告法要ならびに嗣法就任式記念事業特別会計」に全額繰り入れる。

**附 則**

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

# 興正派基金条例

令和元年十月三日 宗達第一号

## (目的)

**第一条** この条例は、宗規第三十八条に基づく事業における費用を貸付けまたは処分することを目的（以下「本目的」という。）とする基金管理に必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 基金は、興正派基金（以下「基金」という。）と称する。  
**（基金の額）**

**第三条** 基金は、淨華堂特別会計からの三億円の繰入金を原資として設立する。

2 基金は必要があるときは、予算の定めるところにより積み立てをし、またはその貸付けもしくは処分をすることができる。

3 前項の積み立てまたは貸付けもしくは処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額が増加し、

または貸付けもしくは処分額相当額が減少するものとする。

## (基金の管理)

**第四条** 基金の管理は内局が行い、責任者は宗務総長とする。

2 本目的に応じ基金を活用する場合は、宗務総長が事業計画書を作成し、内局会議の議決を経た上で、宗会の議決をもつて行う。

## (運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生じる収益は、一般会計に計上して、この基金に繰り入れる。

## (補則)

**第六条** この条例に定めるもののほか、基金について必要な事項は、会計事務取扱条例によるものとする。

## 附 則

この条例は、発布の日から施行する。



# 法規改正検討委員会条例

令和二年十月二十一日 宗達第一号  
改正第一回 令和七年十月三十日 宗達第一号

## (設置目的)

**第一条** この条例は、宗務所条例第九条に基づき、宗規「前文」の旨を全うする現行の法規を審査検討し、改正の必要があるときは、宗務総長（以下「総長」という。）に提言することを目的として、法規改正検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (職務)

**第二条** 委員会は、次に掲げる事項について審査及び検討を行う。  
一 宗規、真宗興正派規則及び興正寺規則  
二 その他、委員長が特に必要と認め、審議に付した事項

## (組織)

**第三条** 委員会の委員は若干名とし、宗派の僧侶のうちから総長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、総長の任期に準ずる。但し、再任は妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会議の議長を務める。
- 5 委員長もしくは総長は、必要に応じて専門的知識または学識経験を有する者を招致し、意見を聴取することができる。

## (会議)

- 第四条** 委員会は委員長が必要に応じて招集する。ただし、最初の委員会は総長が招集する。
- 2 内局は、何時でも会議に出席することができる。
  - 3 委員長及び内局は、必要と認めた宗務職員を会議に出席させることができる。

## (報告)

- 第五条** 委員会は、検討した結果を総長に報告し、総長はそれを宗会に報告しなければならない。

## (事務局)

- 第六条** 委員会の事務局は、真宗興正派宗務所総務部に置く。

## (雑則)

- 第七条** この条例の施行に関し必要な事項は、章程で

定める。

**附 則**

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

**附 則（改正第一回）**

この条例は、発布の日から施行する。

章

程



# 住職任命申請に関する章程

平成十年十二月一日 告示第十四号

改正第一回 平成二十七年七月一日 達示第二号

**第一条** この章程は、宗規第二十八条の補足として規定する。

一 住職を申請する者は、堂班上座以上をもって許可する

## 附 則

この章程は、平成二十七年七月一日から施行する。



# 得度許可および教師補任申請に 関する章程

平成十八年七月一日 告示第六号

改正第一回 平成二十七年七月一日 達示第六号

**第一条** この章程は、僧侶条例第二条および教師条例第十条の補足として規定する。

一 得度許可を得ようとする者は、同時に堂班列座の許可を申請しなければならない。ただし冥加金条例第三条第二号および第三号は適用しない

二 教師補任を申請しようとする者は、堂班本座以上をもつて許可する

## 附 則

この章程は、平成二十七年七月一日から施行する。



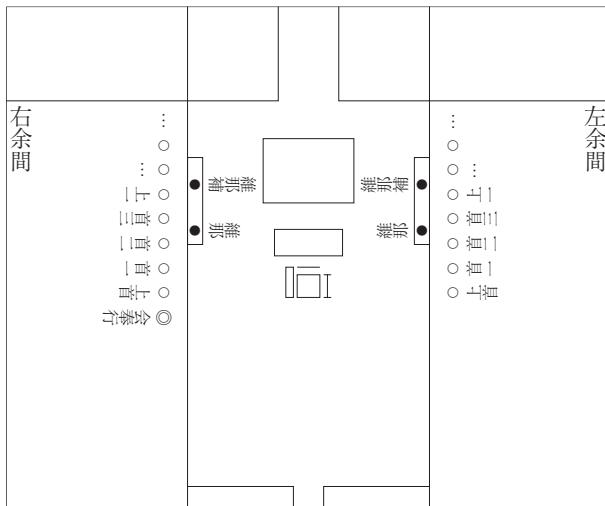
# 法要席次に関する章程

昭和五十九年七月一日 告示第八号  
改正第一回 平成二十年六月二十日 告示第八号

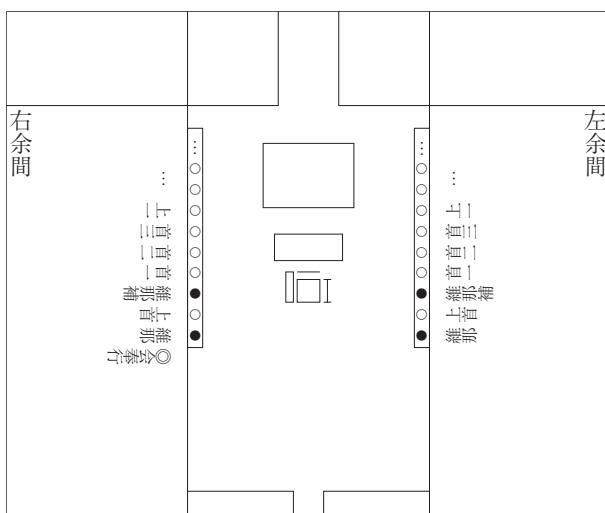
第一条 この章程は、法要および儀式の運営に関する条例第二章第三節の規定に従い法要席次を定めるものとする。

- 一 法要における席次は左の第一図、第二図の通りとする。
- 二 前項の第一図または第二図の採用については内局においてあらかじめ定める。

第一図



第二図





## 宗報編集に関する章程

集員で組織する。

- 2 編集会議は、必要に応じて、宗報編集長が招集する。

**第七条** 各教区に、教区通信員若干名を置く。

- 2 教区通信員は、各教区の教務所長が選任し、宗務総長が委嘱する。
- 3 教区通信員の任期は、当該教区の任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教区通信員は、当該教区内の記事原稿を毎月所定の期日までに宗報編集室へ送付するものとする。

### 附 則

- 1 この章程は、交付の日から施行する。
- 2 この章程施行の際の宗報編集長、担当職員、宗報編集員及び教区通信員は、この章程による役職員とみなす。
- 3 この章程施行の際の宗報編集員及び教区通信員の任期は、この章程施行前の委嘱状交付の日から起算するものとする。

- 2 宗報編集室には、宗務総長が指名する宗報編集担当の宗務所職員（以下「担当職員」という）一 名及び宗報編集員若干名を置く。
- 3 宗報編集員は、宗務総長が選任し、委嘱する。
- 3 宗報編集員の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

**第六条** 編集会議は、宗報編集長、担当職員、宗報編



# 式務員研修会章程

(聴講)

**第四条** 前条に定める者以外で聴講を希望する者は、所属する教区の教務所長の許可を必要とする。

(研修方法)

**第五条** 研修方法は次の通りとする。

- 一 全体
- 二 教区別
- 三 担当別
- 四 その他

(研修場所)

**第六条** 研修場所は本山または各教区とする。

2 教区で行う場合の研修場所は次の通りとする。  
一 北海道教区 札幌興正寺別院

**第一条** この章程は、興正派式務員の資質向上を図るため、法要および儀式の運営に関する条例第十二条の規程に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の構成)

**第二条** この研修会を円滑に運営するため、研修担当員若干名をもつて構成し、教務部担当参務がこれを統括する。

(参加資格)

**第三条** この研修会に参加できるのは、真宗興正派の僧侶のうち法要および儀式に関する条例第十二条に基づき任命された式務員とする。

3 研修場所は、研修内容や行事などの都合によって、第一項および第二項以外の場所に変更することができる。

4 研修は合同開催することができる。

(研修期間)

第七条 研修の期間は式務員任期中とし、研修の対象

となる式務員は必ず出席するものとする。

(研修内容)

第八条 研修は、左記の各号に基づき行う。

一 作法

二 讀経

三 声明

四 その他

(研修の周知)

第九条 研修会を行う場合は、内局が日時、場所およびその要項を定め、周知するものとする。

(研修担当員)

第十条 研修担当員は教務部担当参務または式務次長の推薦に基づき、宗務総長が任命する。

2 研修担当員の任期は内局の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

3 研修担当員会議の招集は、教務部担当参務がこれを行いう。

4 研修担当員は研修会の運営および取りまとめにあたる。

5 研修担当員は研修会の内容を取りまとめ、適宜、内局に報告するものとする。

(指導員)

第六十一条 研修を行うにあたり、指導員若干名を置く。

2 指導員は研修担当員または教務部担当参務および次長の推薦に基づき、宗務総長が任命する。

3 指導員の任期は内局の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

4 研修担当員が指導員を併任することができる。

5 指導員は定期に会議を開催し、指導方針や内容の検討および確認を行う。

6 指導員は指導要綱にしたがって、指導を行う。  
(参加停止)

第十二条 研修会の秩序を著しく乱した者は同研修会への参加を停止する。

この章程は平成二十七年七月一日から施行する。

# 研修の指定とその修業単位に 関する章程

昭和六十二年七月一日 告示第七号

改正第一回 平成二十年六月二十日 告示第九号

第二回 平成二十七年七月一日 達示第五号

**第一条** この章程は、研修条例第九条各項の規定に従い制定するもので、教師の学業鍛磨を目的とする。

**第二条** この章程で定める研修は、次の通りとする。

一 研修条例第四条各号で定められた研修

二 その他、特に内局が指定する研修

**第三条** 前条各号の研修において授与される修業単位数は、三単位を限度としこれを授与する。

## 附 則

この章程は、告示の日から施行する。



# 情報通信技術（ＩＴ）部会に

## 関する章程

**第六条** 部会長の任期は、次長の就任期間とする。  
2 部員の任期は部会長と同じとする。ただし再任は妨げない。

**第七条** ＩＴ部会は、内局の要請により必要に応じて部会長が招集する。

平成十四年十二月十日 告示第十号  
改正第一回 平成二十年六月二十日 告示第十一号

第二回 平成二十七年七月一日 達示第七号

### 附 則

この章程は平成二十七年七月一日から施行する。

**第一条** この章程は、宗務所条例第十一条第十七項に規定されたホームページによる広報、教化活動に関する事項を定めることを目的とする。

**第二条** ＩＴ時代に対応すべく、教団としてインターネットにホームページを開設することにともない、教務部に専門部会の情報通信技術（ＩＴ）部会（以下ＩＴ部会とする）を設置する。

**第三条** ＩＴ部会は、部会長（教化次長）および部員若干名をもつて構成する。

**第四条** ＩＴ部会は教団のホームページにかかる総合的な企画・運営を担当する。

**第五条** 部会長は会議の進行と調整にあたり、協議をまとめ企画案を作成し内局に提出したのち、承認を得る。



# 学階詮衡に関する章程

(会議の欠席者)

**第五条** 学階詮衡会の会議に出席することができない  
学階詮衡委員は、会議の前日までに、文書によつて  
意見を具申しなければならない。

(学階授与推薦提案)

改正第一回 平成二十一年六月二十日 告示第七号  
第二回 平成二十七年七月一日 達示第八号

昭和五十二年七月一日 告示第十一号

(目的)

**第一条** この章程の制定は、学階条例施行細則として、

学階詮衡に関する事務の円滑を図るのを目的とする。

(学階詮衡会の招集)

**第二条** 学階詮衡会は、毎年一回以上必要に応じて招

集する。

(招集の手続)

**第三条** 学階詮衡会は、学階詮衡会長が予め日時、場所を定め、開会の十日以前にこれを宗務総長並びに学階詮衡委員に通知するものとする。

(学階詮衡会の開会)

**第四条** 学階詮衡会の会議は、学階詮衡委員全員の三分の二以上の出席を得て、これを開く。

(提出論文)

二 学階条例第五条の規定による提出論文。但し、論文の写を作成し難いときは、これを回覧に替えてよい。

三 第六条の規定による関係書類

(添付書類)

一 学階条例第九条の規定による申請書およびその時またはその前に次の学階詮衡に必要な書類またはその写を各学階詮衡委員に送付する。

二 学階条例第五条の規定による提出論文。但し、論文の写を作成し難いときは、これを回覧に替えてよい。

**第八条** 学階詮衡会長は、学階条例第十条第6項の規定による外、提出論文につき、各学階詮衡委員の意

見を文書によつてこれを徵し、会議の席において発表することができる。

2 提出論文および前項の意見書は、教務部においてこれを保管する。

(学階の申請期間)

**第九条** 学階を申請しようとする者は、毎年七月一日からその翌年の三月三十一日までの間に必要書類を添えて、教務部内の事務局へ提出しなければならない。

2 前条以外の期間に提出した者は、次年の詮衡対象とする。

3 提出された書類の返却は、これを行わない。

附 則

この章程は、告示の日から施行する。

付

録



# 宗教法人法

(昭和二十六年四月三日  
法律第百二十六号)

改正	昭和二七年七月三一日	法律第二七一号
昭和三七年五月一六日	法律第一四〇号	
昭和三七年九月一五日	法律第一六一号	
昭和三八年七月九日	法律第一二六号	
昭和四一年四月五日	法律第四七号	
昭和四三年六月一五日	法律第九九号	
昭和五八年一二月二日	法律第七八号	
昭和六三年六月一日	法律第八一号	
平成元年一二月二三日	法律第九一号	
平成五年一一月一二日	法律第八九号	
平成七年一二月五日	法律第一三四号	
平成九年六月六日	法律第七二号	
平成一年七月一六日	法律第八七号	
平成一年七月一六日	法律第一〇二号	
平成一年一二月八日	法律第一五一号	
平成一年一二月二三日	法律第一六〇号	
平成三年一月二八日	法律第一二九号	
平成十六年五月一二日	法律第四三号	

## 目次

第一章 総則（第一条—第十二条）
第二章 設立（第十三条—第十七条）
第三章 管理（第十八条—第二十五条）
第四章 規則の変更（第二十六条—第三十一条）
第五章 合併（第三十二条—第四十二条）
第六章 解散（第四十三条—第五十一条の四）
第七章 登記
第一節 宗教法人の登記（第五十二条—第六十五

## (条)

## 第二節 礼拝用建物及び敷地の登記（第六十六条）

## 一 第七十一条

第八章 宗教法人審議会（第七十一条—第七十七条）

第九章 補則（第七十八条—第八十七条の二）

第十章 罰則（第八十八条・第八十九条）

附則

## 第一章 総 則

## (この法律の目的)

**第一条** この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的の達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

## (宗教団体の定義)

**第二条** この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

## (境内建物及び境内地の定義)

**第三条** この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土

地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するため に用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を 防止するために用いられる土地

（法人格）

**第四条** 宗教団体は、この法律により、法人となるこ

とができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

（所轄庁）

**第五条** 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所

在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて

同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内に ある宗教法人を包括する宗教法人

（公益事業その他の事業）

**第六条** 宗教法人は、公益事業を行なうことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業 以外の事業を行なうことができる。この場合において、 収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教 教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助 する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなけ ればならない。

（宗教法人の住所）

**第七条** 宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在 地にあるものとする。

（登記の効力）

**第八条** 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記 しなければならない事項については、登記に因り効 力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、こ れをもつて第三者に対抗することができない。

（登記に関する届出）

**第九条** 宗教法人は、第七章の規定による登記（所轄

庁の嘱託によつてする登記を除く。）をしたときは、

遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

#### (宗教法人の能力)

第十条 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。(宗教法人の責任)

#### (宗教法人の責任)

第十一条 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帶してその損害を賠償する責任を負う。

## 第二章 設 立

#### (設立の手続)

第十二条 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称

#### 三 事務所の所在地

四 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

#### 五 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員

についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項

#### 六 前号に掲げるものの外、議決、諮詢、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

七 第六条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営(同条第二項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。)に関する事項

#### 八 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分(第二十三条但書の規定の適用を受ける場合

にに関する事項を定めた場合には、その事項を含む)、予算、決算及び会計その他の財務に関する事項

- 九 規則の変更に関する事項
- 十 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属

に関する事項を定めた場合には、その事項

## 十一 公告の方法

十二 第五号から前号までに掲げる事項について、

他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項を定めた場合には、その事項

十三 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

場合には、その事項

二 宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機

関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人による周知させるに適切な方法とする。

三 宗教法人を設立しようとする者は、第十三条の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に對し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。

(規則の認証の申請)

第十三条 前条第一項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 当該団体が宗教団体であることを証する書類

二 前条第三項の規定による公告をしたことを証する書類

三 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類

四 代表役員及び定数の過半数に當る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

(規則の認証)

第十四条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときはその規則を認証する旨の決定をし、これらの要件を備えているないと認めたとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定をしなければならない。

一 当該団体が宗教団体であること。  
二 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。  
三 当該設立の手続が第十二条の規定に従つてなさ

れていること。

2 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証する

ことができない旨の決定をしようとするとときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするとときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮詢してその意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、

且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを

要求してはならない。

(成立の時期)

**第十五条** 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

**第十六条及び第十七条** 削除

### 第三章 管理

(代表役員及び責任役員)

**第十八条** 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営を

かり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

6 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

第十九条 標則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。  
(代務者)

第二十条 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が死亡(その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき)。

二 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

(仮代表役員及び仮責任役員)

第二十一条 代表役員は、宗教法人と利益が相反する

事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3 仮代表役員は、第一項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。  
(役員の欠格)

第二十二条 次の各号のいづれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(財産処分等の公告)

**第二十三条** 宗教法人（宗教団体を包括する宗教法人を除く。）は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を处分し、又は担保に供すること。

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

四 境内地の著しい模様替をすること。

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二条に規定する書類及び事務処理簿

定する目的以外の目的のために供すること。

(行為の無効)

**第二十四条** 宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前条の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもつて対抗することができない。

(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出)

**第二十五条** 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び收支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び收支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 第六条の規定による事業を行う場合には、その

### 事業に関する書類

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不當な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない。

## 第四章 規則の変更

### (規則の変更の手続)

第二十六条 宗教法人は、規則を変更しようとすると

きは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を

### 宗教法人法

受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に關し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教

体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

(規則の変更の認証の申請)

**第二十七条** 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、

前条第二項の規定による公告をし、及び同条第三

項の規定による承認を受けたことを証する書類

三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、

前条第二項の規定による公告及び同条第三項の規

定による通知をしたことを証する書類

(規則の変更の認証)

**第二十八条** 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該

申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

二 その変更の手続が第二十六条の規定に従つてなされていること。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

**第二十九条** 削除

(規則の変更の時期)

**第三十条** 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更

に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

(合併に伴う場合の特例)

**第三十一条** 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関しては、この章の規定にかかわらず、第五章の定めるところによる。

## 第五章 合併

(合併)

**第三十二条** 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

(合併の手続)

**第三十三条** 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四条から第三十七条までの規定による手続をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

**第三十四条** 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べ

るべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

**第三十五条** 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続をしなければならない。

2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第十二条第一項及び第二項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

3 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八条第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定

により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第十二条第二項に規定する方法により公告しなければならない。

**第三十六条** 第二十六条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各項中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 一 第一項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更その他の当該関係の廃止」
- 二 第二項中「第二十七条」とあるのは「第三十八条第一項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」
- 三 第三項中「第二十七条」とあるのは「第三十八条第一項」、「前項」とあるのは「第三十四条第一項」
- 四 第四項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手続」、「前三項」とあるのは「第三十四条から第三十七条まで」

**第三十七条** 合併に伴い第三十五条第三項又は前条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告は、第三十四条第一項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第三十五条第三項の規定による公告を他の公告とあわせてするときは、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

#### (合併の認証の申請)

**第三十八条** 宗教法人は、第三十三条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五条第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとするとする事項を示す書類二通に、同条第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手続）を経たことを証する書類
- 二 第三十四条第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四条第二項から第四項までの規定による

手続を経たことを証する書類

四 第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する

場合には、同条第一項又は第二項の規定による手

続を経たことを証する書類

五 第三十五条第二項の規定に該当する場合には、

合併後成立する団体が宗教団体であることを証す

る書類

六 第三十五条第三項又は第三十六条において準用

する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証

する書類

七 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第三十六条において準用する

第二十六条第三項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2

前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名でするものとし、これらの宗教

法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所

轄庁とする。

(合併の認証)

第三十九条

所轄庁は、前条第一項の規定による認証

の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

一 当該合併の手続が第三十四条から第三十七条までの規定に従つてなされていること。

二 当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該合併が第三十五条第二項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2

第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は

規則」と読み替えるものとする。

3 第一項又は前項において準用する第十四条第四項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に対しても足りる。

#### 第四十条 削除

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十六条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第六条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の处分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

## 第六章 解 散

(解散の事由)

第四十三条 宗教法人は、任意に解散することができ  
る。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規則で定める解散事由の発生

二 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）

三 破産手続開始の決定

四 第八十一条第一項の規定による所轄庁の認証の取消し

五 第八十二条第一項の規定による裁判所の解散命令

六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第三号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(任意解散の手続)

第四十四条 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段

の定がないときは、第十九条の規定による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

#### (任意解散の認証の申請)

**第四十五条** 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするとときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手続）を経たことを証する書類

二 前条第二項の規定による公告をしたことを証する書類

#### (任意解散の認証)

**第四十六条** 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該

申請に係る解散の手続が第四十四条の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替えるものとする。

#### (任意解散の時期)

**第四十七条** 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

#### (破産手続の開始)

**第四十八条** 宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

### (清算中の宗教法人の能力)

**第四十八条の二** 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

#### (清算人)

**第四十九条** 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前二項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人

若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

7 第三項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかるらず、当該解散によつて退任するものとする。

#### (清算人の職務及び権限)

### 第四十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

#### 一 現務の結了

#### 二 債権の取立て及び債務の弁済

#### 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つために必要な一切の行為をすることができる。

#### (債権の申出の催告等)

### 第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対

し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その

期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。  
(期間経過後の債権の申出)

**第四十九条の四** 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

**第四十九条の五** 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人

が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。  
(裁判所の選任する清算人の報酬)

**第四十九条の六** 裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関)の陳述を聴かなければならない。

(残余財産の処分)

**第五十条** 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

### 第五十一条 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 第四十九条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員の職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）」とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

6 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

### 第五十二条 宗教法人の解散及び清算は、その主たる事務所の所在する地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

### 第五十二条の三 削除

(不服申立ての制限)

第五十二条の四 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第七章 登記

### 第一節 宗教法人の登記

(設立の登記)

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）

### 二 名称

### 三 事務所の所在場所

四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合に

五 基本財産がある場合には、その総額

### 第五十二条の二 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、そ

の事項

八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

九 公告の方法

(変更の登記)

**第五十三条** 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

**第五十四条** 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第五十五条** 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命

令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

**第五十六条** 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

**第五十七条** 第四十三条第一項又は第二項(第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

**第五十八条** 宗教法人の清算が結了したときは、清算

結了の日から一週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

### 第五十九条から第六十一条まで 削除

(管轄登記所及び登記簿)

**第六十二条** 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

**第六十三条** 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前

二項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。  
6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

### 第六十四条 削除

(商業登記法の準用)

**第六十五条** 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五条）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十条

二条、第八十三条（株式会社の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と、同法第一百四十六条の二中

「商業登記法（一）とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第百一十六号）第六十五条において準用する商業登記法（一）と「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第一百四十五条」と読み替えるものとする。

## 第二節 礼拝用建物及び敷地の登記

（登記）

**第六十六条** 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその

敷地である旨の登記をすることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

（登記の申請）

**第六十七条** 前条第一項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によつてする。

2 登記を申請するには、その申請情報と併せて礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する情報提供しなければならない。

（登記事項）

**第六十八条** 登記官は、前条第一項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記記録中権利部に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記録しなければならない。  
(礼拝の用途廃止に因る登記の抹消)

**第六十九条** 宗教法人は、前条の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、遅滞なく同条の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前条の規定による登記をした土

地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

- 2 登記官は、前項前段の規定による申請に基き登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前条の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

(所有権の移転に因る登記の抹消)

- 第七十条 登記官は、第六十八条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同条の規定による登記を抹消しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。
- 3 前二項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

## 第八章 宗教法人審議会

(設置及び所掌事務)

- 第七十一条 文部科学省に宗教法人審議会を置く。
- 2 宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定によ

る権限（前項に規定する事項に係るものに限る。）を行使するに際し留意すべき事項に關し、文部科学大臣に意見を述べることができる。

- 4 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

(委員)

- 第七十二条 宗教法人審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(任期)

- 第七十三条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第七十四条 宗教法人審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者について、文部科学大臣が任命する。

(委員の費用弁償)

- 第七十五条 委員は、非常勤とする。
- 2 委員は、その職務に対しても報酬を受けない。但し、

職務を行うために要する費用の弁償を受けることが  
できる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部科学大臣  
が財務大臣に協議して定める。

### 第七十六条 削除

(運営の細目)

第七十七条 この章に規定するものを除くほか、宗教  
法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要  
な事項は、文部科学大臣の承認を受けて、宗教法人  
審議会が定める。

## 第九章 补則

(被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等)

第七十八条 宗教団体は、その包括する宗教法人と当  
該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的  
として、又はこれを企てたことを理由として、第二  
十一条第三項（第三十六条において準用する場合を  
含む。）の規定による通知前又はその通知後二年  
間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員  
その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位  
にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、  
その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはなら  
ない。

- 2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。  
3 宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止  
した場合においても、その関係の廃止前に原因を生  
じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれるこ  
とができる。
- (報告及び質問)
- 第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各  
号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この  
法律を施行するため必要な限度において、当該宗教  
法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に關し、  
当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に當  
該宗教法人の代表役員、責任役員その他の關係者に  
對し質問させることができる。この場合において、  
当該職員が質問するため当該宗教法人の施設に立  
ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員  
その他の關係者の同意を得なければならない。
- 一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業につい  
て第六条第二項の規定に違反する事実があること。  
二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定に  
よる認証をした場合において、当該宗教法人につ  
いて第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項

第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号

から第四号までの一に該当する事由があること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならぬ。

3 前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求める、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならぬ。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。  
6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解釈してはならない。

(公益事業以外の事業の停止命令)

第七十九条

所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めたときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭ですることを認めなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

(認証の取消し)

第八十条

所轄庁は、第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付し

た日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。  
3 宗教法人について第一項の規定に該当する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。

- 4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十条第三項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めたときは、その補佐人の数を三人までに制限することができます。
- 5 第七十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による認証の取消しをしようとする場合に準用する。
- 6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。（審査請求の手続における諮詢等）

## 第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定

による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。  
2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日から四月以内にしなければならない。

## （解散命令）

- 第八十一条** 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
- 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後三年以上にわたつてその施設を備えないこと。
- 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を

欠いていること。

- 五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したことを。

- 2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

- 3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。

- 4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその債務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

- 5 第一項の規定による裁判に対しても、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

- 7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。

（随伴者に対する意見を述べる機会の供与）

**第八十二条** 文部科学大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗教法人の代表者若しくは代理人若しくは第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に関し宗教法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えないことはならない。ただし、必要があると認めたときは、その意見を述べる機会を与える隨伴者の数を三人までに制限することができる。

（礼拝用建物等の差押禁止）

**第八十三条** 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産手続開始の決定があつた場合を除くほか、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができる。

(宗教上の特性及び慣習の尊重)

**第八十四条** 国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に関する法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徵収に関し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に關して法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。(解釈規定)

**第八十五条** この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていか

なる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

**第八十六条** この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

(審査請求と訴訟との関係)

**第八十七条** 第八十一条の二第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(事務の区分)

**第八十七条の二** 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四项(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条

第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第十章 罰則

**第八十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。  
役員又は清算人は、所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。  
二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。  
三 第二十三条の規定に違反して同条の規定による公告をしないで同条各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

六 第四十八条第二項又は第四十九条の五第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第五十一条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。

十 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

**第八十九条** 宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に對し虚偽の記載をした書類を添付して第十二条第一項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）及び宗教法人令施行規則（昭和二十年司法、文部省令第一号）は、廃止する。
- 3 この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。
- 4 第二項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、宗教法人令第五条第一項及び第十四条第一項中「命令」とあるのは、「法務省令、文部科学省令」とする。
- 5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従う。

い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。

6 二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることが因つて、一の新宗教法人となることができる。

7 第三十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるうとする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるうとする決定」と、「第六条の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替えるものとする。

8 第五項又は第六項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあつてはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあつてはその所在地の登記所において、

当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。

9 第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第七項において準用する第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

10 第六項の規定により一の新宗教法人となろうとする旧宗教法人が第七項において準用する第三十四条第二項から第四項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

11 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となろうとする旨の決定及び当該新宗教法人に係る規則に関する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に関する手続に従つてするものとする。

12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だ、ん、徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更に關し議決の権限を有する機関を有しないものにあつては、前項に規定する決定をするに當つて、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他

の利害関係人の意向を反映させるため必要があると認めたときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に参与させることができる。

13 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、当該関係の廃止が当該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。

14 前項の規定により旧宗教法人が被包括関係を廃止しようとする場合の手続に關しては、第十一項の規定にかかるらず、左の各号の定めるところによる。

一 旧宗教法人令第六条後段の規定による手続を経ることを要しないこと。

二 当該被包括関係の廃止に關し当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に關する規則の規定によることを要しないこと。

三 第十二条第三項の規定による公告と同時に、当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければな

らないこと。

15 旧宗教法人は、第五項又は第六項の規定により新宗教法人となろうとするときは、この法律施行の日から一年六月以内に、第十三条の規定による認証の申請をしなければならない。

16 前項の規定による申請があつた場合における認証については、第十四条第四項中「三月」とあるのは、「一年六月」と読み替えるものとする。

17 旧宗教法人は、第十五項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかつた場合には、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日（その日が当該認証の申請をすることができる期間の満了の日前である場合には、当該期間の満了の日）において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。

18 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日にいて、当該旧宗教法人は解散し、その権利義務（当該旧宗教法人が行う公益事業その他の事業に關し行政府の許可、認可その他の処分に基いて有する

権利義務を含む。）は、新宗教法人が承継する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の規定は適用しない。

19 第五項又は第六項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職權で、当該旧宗教法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

20 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつた場合においては、当該宗教法人が所有する旧宗教法人令第十五条に規定する建物又はその敷地について同条の規定による登記をした事項（当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしたものとみなされた事項を含む。）は、当該宗教法人が新宗教法人となつた日において、第六十八条の規定による登記をしたものとみなす。

21 前項の建物及びその敷地については、第八十三条中「その登記後」とあるのは、「旧宗教法人令又は旧宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）の規定による登記後」と読み替えるものとする。

22 旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第五項又是第六項の規定により新宗教法人となつたものの所轄庁は、第五条第一項の規定にかかわらず、文部科

学大臣とする。

23 当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部科学大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部科学大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならぬ。

25 附則第二十三項の場合において、宗教法人は、第二十五条第二項（第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

令和四年六月一七日法律第六八号

## 墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日  
法律第四十八号)

改正 昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号

昭和三一年六月一二日法律第一四八号

昭和三七年九月一五日法律第一六一号

昭和四三年六月一五日法律第一〇一号

昭和四年六月三日法律第三八号

昭和四五年四月一日法律第二二号

昭和五〇年七月一六日法律第六七号

昭和五八年一二月一〇日法律第八三号

平成二年六月二九日法律第六二号

平成六年六月二九日法律第四九号

平成六年七月一日法律第八四号

平成一一年一二月二三日法律第一六〇号

平成一八年六月七日法律第五三号

平成二三年六月二三日法律第七〇号

平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

平成二三年一二月一四日法律第一二二号

### 第一章 総則

**第一条** この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

**第二条** この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて

焼骨を収藏するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

<sup>7</sup> この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

## 第二章 埋葬、火葬及び改葬

**第三条** 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

**第四条** 埋葬又は火葬の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

**第五条** 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若

しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

### 第六条及び第七条 削除

**第八条** 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

**第九条** 死体の埋葬又は火葬を行ふ者がないとさ又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

## 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

**第十条** 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

**第十一条** 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

**第十二条** 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

**第十三条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

**第十四条** 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収藏してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

**第十五条** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収藏委託者、火葬を求めた者その他死者に關係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

**第十六条** 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならぬ。

**第十七条** 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

**第十八条** 都道府県知事は、必要があると認めるとき

は、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

**第十九条** 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合

においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**第二十条** 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納

骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用的制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

**第四章 罰 則**

**第二十三条** この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

**附 則**

**第二十四条** 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の一ヶ月の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

**第二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

墓地及埋葬取締規則に違背する者处分方（明治十

七年太政官達第八十二号)

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省  
令第九号）

**第二十五条** この法律施行前になした違反行為の処罰  
については、なお従前の例による。

**第二十六条** この法律施行の際現に従前の命令の規定  
により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又  
は火葬場を経営している者は、この法律の規定によ  
り、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

**第二十七条** 従前の命令の規定により納骨堂の経営に  
ついて都道府県知事の許可を必要としなかつた地域  
において、この法律施行の際現に納骨堂を経営して  
いる者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営  
しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に  
第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をし  
なければならない。その申請に対して許否の処分が  
あるまでは、同条の規定による許可を受けたものと  
みなす。

**第二十八条** この法律施行の際現に従前の命令の規定  
に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火  
葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法  
律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

